

## 目 次

### 第1号（12月5日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	4
出席議員 .....	6
欠席議員 .....	6
事務局職員出席者 .....	6
説明のため出席した者の職氏名 .....	6
開 会 .....	7
会議録署名議員の指名について .....	7
会期の決定について .....	7
諸報告 .....	8
同意第1号 .....	18
同意第2号 .....	19
議案第41号 .....	20
議案第42号 .....	28
議案第43号 .....	29
議案第44号 .....	31
議案第45号 .....	32
議案第46号 .....	33
議案第47号 .....	34
議案第48号 .....	35
議案第49号 .....	37
議案第50号 .....	41
議案第51号 .....	43
議案第52号 .....	44
散 会 .....	47

### 第2号（12月9日）

議事日程 .....	49
------------	----

本日の会議に付した事件	5 0
出席議員	5 1
欠席議員	5 1
事務局職員出席者	5 1
説明のため出席した者の職氏名	5 1
開 議	5 2
一般質問	5 2
4 番 平田 康雄君	5 2
1 1 番 野瀬 繁隆君	6 9
6 番 安丸眞一郎君	8 3
9 番 大石 純君	9 5
散 会	1 0 7

#### 第3号（12月10日）

議事日程	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 1 0
出席議員	1 1 1
欠席議員	1 1 1
事務局職員出席者	1 1 1
説明のため出席した者の職氏名	1 1 1
開 議	1 1 2
一般質問	1 1 2
5 番 實藤 量徳君	1 1 2
1 0 番 白根 美穂君	1 2 4
7 番 平山 賢治君	1 3 6
散 会	1 6 1

#### 第4号（12月17日）

議事日程	1 6 3
本日の会議に付した事件	1 6 5
出席議員	1 6 7
欠席議員	1 6 7

事務局職員出席者	167
説明のため出席した者の職氏名	167
開 議	168
諸報告	168
同意第1号	168
同意第2号	177
議案第41号	178
議案第42号	189
議案第43号	189
議案第44号	190
議案第45号	190
議案第46号	191
議案第47号	191
議案第48号	192
議案第49号	192
議案第50号	199
議案第51号	200
議案第52号	200
議案第53号	201
議案第54号	201
発議第5号	205
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	206
閉 会	206
署 名	207

大刀洗町告示第62号

令和7年第12回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月18日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和7年12月5日

2 場 所 大刀洗町議会議場

---

○開会日に応招した議員

松本 照行

中村 竜博

實藤 量徳

平山 賢治

大石 純

野瀬 繁隆

古賀 世章

平田 康雄

安丸眞一郎

河野 政之

白根 美穂

高橋 直也

---

○応招しなかった議員

---

議事日程 (第1号)

令和7年12月5日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第69回町村議会議長全国大会の報告

④常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の互選結果の報告

⑤委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第5 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第41号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第42号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第8 議案第43号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第44号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第45号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

日程第11 議案第46号 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

日程第12 議案第47号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について

日程第13 議案第48号 町道の認定について

- 日程第14 議案第49号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第50号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第51号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第52号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第69回町村議会議長全国大会の報告

④常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の互選結果の報告

⑤委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第5 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第41号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第42号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第8 議案第43号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第44号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第45号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

日程第11 議案第46号 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

日程第12 議案第47号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について

日程第13 議案第48号 町道の認定について

日程第14 議案第49号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第50号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第51号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第52号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について

---

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝	財政係長	……………	福岡 信義
人事係長	……………	西隈 佳菜			

開会 開議午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第12回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 直也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番、中村竜博議員、4番、平田康雄議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。令和7年第12回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和7年11月28日金曜日午前9時30分から協議会室において開催しました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て、令和7年第12回大刀洗町議会定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

会期及び会期日程表をご覧ください。

本定例会の会期は、令和7年12月5日金曜日から17日水曜日まで13日間と決定しました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日12月5日金曜日は本会議を開催し、日程に従いまして、順次議案の上程及び審議をしていただきます。

6日土曜日から8日月曜日は休会といたします。

9日火曜日、10日水曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。通告順により、9日火曜日は通告1番から4番までの4名、10日水曜日は通告5番から7番までの3名といたします。

11日木曜日から16日火曜日は休会といたします。なお、15日月曜日は全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

17日水曜日は本会議を再開し、議案審議を行います。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月17日までの13日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットの会期日程のとおりです。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに1件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和7年6月末日分、7月末日分、8月末日分、9月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。タブレットにアップをしております。

次に、第69回町村議会議長全国大会の報告を行います。

去る11月12日、東京のNHKホールにおいて、約1,700人の町村議会関係者出席の下、第69回町村議会議長全国大会が開催されました。高市早苗内閣総理大臣代理として尾崎正直内閣官房副長官をはじめ、多数の来賓から祝辞が述べられ、衆参両院議員60名に御臨席いただきました。

議事では、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化など、要望37件が提案・決定されたほか、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立を求める特別決議ほか2件の特別決議が、また第50回豪雪地帯町村議会議長全国大会を併せて開催し、豪雪地帯対策の要望がそれぞれ提案され、満場一致で決定いたしました。

大会終了後、元プロ野球監督、野球評論家の達川光男氏による「苦しみを笑いに変えた野球人生～達川式一流リーダーシップ論と育成術～」と題しての特別講演が行われました。

以上で報告を終わります。

次に、常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の互選結果の報告をいたします。

去る10月1日の各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教厚生委員会の委員長に松本照行議員、副委員長に平田康雄議員、建設経済委員会の委員長に古賀世章議員、副委員長に大石純議員、議会広報委員会の委員長に平山賢治議員、副委員長に實藤量徳議員、議会運営委員会の委員長に安丸眞一郎議員、副委員長に平山賢治議員が互選されました。

これで、常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の互選結果の報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。松本委員長。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の松本でございます。閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は10月29日、全委員6名及び高橋議長の出席の下、委員会を開催し、令和7年度下半期及び8年度年間活動計画について協議いたしました。

まず、7年度の総務文教厚生委員会につきましては、現時点で当初計画から一部変更しながら、下半期は予定していた項目のうちから大刀洗町におけるDX構想の進捗状況について、これを11月27日に行うとともに、1月末にGIGAスクール構想について所管事務調査を実施していきたいと思っております。

8年度の年間活動計画につきましては、全体的な事業評価を含めながら、住民協議会における提案、その後、また、給食費の無償化、各種団体との意見交換、新サン・ポートのごみ処理施設の計画などについて、所管事務調査を計画しております。8年度には、小・中学校保護者会やシニアクラブ団体との意見交換会も計画しており、課題や要望をお聞きしてまいりたいと考えております。

次に、11月27日に実施いたしました所管事務調査の報告をいたします。

11月27日、大刀洗町におけるDX構想の進捗状況について、全委員6名の出席の下、企画財政課所管事務調査を実施しました。DX構想とは、デジタル技術により、住民の利便性向上、行政の効率化・高度化に住民目線で行政の在り方を変える改革として、国の主導の下、推進計画が掲げられたもので、当然、大刀洗町におけるその取組が行われております。そこで、大刀洗町におけるDX構想がどの程度進んでいるのか、また今後どうなっていくのかなどについて、所管事務調査をしたものでございます。

担当課からは、DX構想の背景、大刀洗町のDXの構想、それから基幹事務業務システムの標準化、行政手続のオンライン化、フロントヤードにおける申請等窓口業務の改革、さらには、情報システム開発や改修に伴う経費、セキュリティ対策、そしてDX構想の将来の展望について

などの多くの項目について、説明を受けたものでございます。

D X構想は、令和4年度から7年度を計画期間として設定して、標準システム移行部会と住民サービス検討部会の2つの部門から成る推進本部を立ち上げ、住民サービスの利便性の向上、業務効率化、システムコストの削減を目的として進められました。そして令和7年9月29日には、基幹業務システムの標準化が移行し、今後、戸籍システム、介護保険システムなどが順次移行するとの説明がございました。

住民サービスの検討におきましては、手続LINEのオンライン化業務の推進やフロントヤードの改革に取り組んでいますが、直接住民との接点であるフロント窓口業務の課題である待ち時間の短縮化、申請等への記入量の削減等を検討し、住民も行政もともに利便性や効率性を向上させるためのデジタル技術を活用したスマート窓口の構築を目指すとのことでした。

また、後続するバックヤードへの業務データの共有化、手続の自動判定化などを図り、正確で漏れのない仕組みづくりをつくり上げることで、結果、職員の業務効率化を推進できるということで今年度以降も手続の対象を拡大させていくとのことでございます。

一方、パソコンなどの必要機器の更新やシステムの改修など、システム管理に毎年1億円を超える経費が必要としている状況になっている。さらに、各課においても国の様々な制度が変わるたびにプログラムシステムの改修が必要で、当然必要な予算が生じてきている状況の説明を受けました。

最後に、システム全体を通じたセキュリティー対策につきましては、住民基本台帳などマイナンバー利用総合行政システム系、そしてインターネット系を分離した回線としているとともに、連携する場合、強固なセキュリティー対策を構築して運用しているなどの説明があったところでございます。

委員の意見として、DXにおける大きな目的である総合案内からのバックヤードの一連の手続の流れがデジタル化され待ち時間が短縮されることが重要であること、また、転入時などの手続を窓口でする場合、住所変更はもとより、健康保険、児童手当、年金などのたくさんの業務が短い時間で遺漏がないように確実にできるようになることは、非常に利便性よいことであるという意見もありました。

また、現在、個人情報などのセキュリティー対策が特に重要視されてきています。外部からの侵入に対する物理的な対策は当然ながら、職員全てに対する情報セキュリティー研修を継続的に実施し、情報の漏えいなどを未然に排除する必要があることなど多くの意見がありました。

行政システムは毎年多額の経費を要し、その効果、特に人員削減などがうたわれていながら、現実とは少し乖離している面も見られております。しかしながら住民にとって必要な手続が、先ほど申しましたように簡単に早くできる、その利便性こそが重要であると考えております。この

DX構想により今後も大きく変わると考えられる行政手続などにおいて、情報通信技術を有効に利用できる人、できない人との格差が実際に生じていると思います。町民にとって常に丁寧で優しい、そして人間らしい役場であってほしいと思います。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告をお願いします。

なお、古賀委員長は、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の委員長でもありますので、調査特別委員会につきましても続けて報告をお願いします。古賀議員。

○建設経済委員長（古賀 世章） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の古賀世章でございます。私からは、閉会中の建設経済委員会所管事務に関します調査などにつきまして、御報告を申し上げます。

今回は、常任委員会役員の変更時期となりましたことから、令和7年10月1日水曜日でしたが、この日の午後5時から協議会室におきまして建設経済委員会を開催したということでございます。

委員会への出席者は、中村議員、實藤議員、大石議員、白根議員、そして野瀬副議長と私、古賀でございました。議会事務局からは山田局長に出席をしていただきました。

議事次第は次の3点でありまして、1つが、建設経済委員会向こう2年間の委員長並びに副委員長の互選、これは先ほど議長のほうから報告がございました。

2番目は、大刀洗町の土地開発公社の役員選出でございました。

3つ目が、県道塔ノ瀬十文字小郡線整備促進期成会の役員選出等を行ったところでございます。

まず、建設経済委員会の委員長、そして副委員長の互選でございますが、委員会条例第8条第2項の規定によりまして、委員長には私、古賀世章が、また副委員長には大石純委員が選任をされました。

2番目の大刀洗町土地開発公社の役員には、議長そして副議長以外に建設経済委員会の5名全員が選任されたということでございます。副理事長には委員長の古賀が、また監査の幹事には大石副委員長が、そして理事には中村、實藤、白根の各委員が決定をされました。

執行部へのお願いでございますが、役員の委嘱状がまだ届いておりません。前回も1年半後に届いたぐらいのお話だったので厳しく申し入れましたけれども、今回も全く同様に、まだ委嘱状すらもらっていない。早く委嘱状を渡していただきたいというふうに考えております。

それから、県道塔ノ瀬十文字小郡線整備促進期成会の役員には、議長そして副議長のほかに、建設経済委員会より3名を選出いたしました。1名は委員長の私、古賀と、あと2名は地元議員といたしまして中村・白根各議員でございます。

今年度の下半期以降も、町や地域の事業、それから先進地の事例などを調査し、住民の皆さん

の声を政策提言に反映するように頑張ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、10月の15日水曜日でございましたが、午前11時から協議会室におきまして、新メンバーによります委員会を開催いたしました。出席者は、白根委員を除く全員と、事務局からは山田局長に出ていただきました。

議事次第は、本年度後半から来年度の前半に向けました委員会の年間活動計画案についての説明と自由討議などを行った後、賛成多数でこの本計画は承認をされたということでございます。

主な活動計画といたしましては、昨年までの災害や道の駅など、これらの調査研究課題に加えまして、今回は所管事務調査に大刀洗の地域ブランド創出事業についてを新たに加えまして、常任委員会として事業の評価をきちんと行うことで、その事業自体の根拠や妥当性、そして透明性などを明確にしていまいりたいというふうに考えております。

建設経済委員会の年間活動計画は、先般、執行部へは御連絡をさせていただいておりますので、今後はその計画に準じまして調査や研究をしていまいりたいというふうに考えております。執行部の御担当の方々には大変お手数ながら御準備などお願いいたしますが、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、建設経済委員会の報告を終わります。

続きまして、百条委員会の報告を行います。

閉会中の所管事務調査でございますが、昨年12月、ちょうど1年前になりますが、特別委員会設置以降本日までに23回の委員会を開きまして、参考人、そして証人として延べ20名の方をお呼びいたしました。また、調査に必要な資料などの提出も要求しまして、日々調査を実施してきておる状況でございます。

そして9月の定例会最終日の9月の19日には、百条委員会がこれまでの証人喚問や資料などで判明いたしました調査内容をきちんとまとめまして、法的助言者の御意見等も添えまして、議長に中間報告を提出したところでございます。

本日は、9月以降の百条委員会の進捗状況等につきまして、御報告を申し上げます。

1番目に、まず、本年9月から本日12月5日までの委員会の開催状況でございますが、1つが勉強会、これが9月には6回、10月に5回、11月に4回、そして12月が本日までに2回開催しております。合計、9月から12月までは17回の勉強会をやったということでございます。

それから2番目に、委員会の開催でございますが、9月に1回、10月に3回、11月に1回、12月に本日までに1回ということで、合計、9月から12月までは6回開催をしたということでございます。

それから、資料の要求でございますが、9月に3件、10月3件、そして11月に4件、12月にこれまで2件ということで、9月から12月までの、12月現在まででは12件の要求をしたということでございます。

要求した資料の内容を簡単に述べますと、9月は3件でございますが、その3件のうちの1つが、大刀洗町大刀洗マルシェかてて、旧名称さくら市場の令和6年度末までの未提出分の帳票の一式、2つ目が、保管しているえだまめ収穫祭の仕入れなどに係る契約書等の書類一式、3つ目が、町のインボイス番号、T3000020405035を使つての消費税の処理に関する書類の一式でございます。

次に、10月の3件は、1つが、えだまめ収穫祭の契約に関する書類の一式について、現在までの資料の原本を要求しております。2つ目が、かてての通帳に記載されております大刀洗マルシェかてて、旧名称さくら市場とみいユニホームとの取引について、発注書と発注明細書等、納品書と納品明細書等、請求書と請求明細書等、原本一式を要求しております。それから3つ目が、大刀洗マルシェかててに従事する者の職務に専念する義務免除許可申請書及び営利企業等の従事許可申請書とそれぞれの申請書に対する許可証について、保存している全ての記録でございます。

続いて11月度は4件もございました。1つが、令和7年10月30日に、7大地振第365号記録提出請求についての回答の根拠となる資料一式でございます。これは10月の3番目の回答に対する根拠の確認として要求したということでございます。それから2つ目は、専門委員に馬場伸一さんという方がおられますが、この方との契約書及び大刀洗町専門委員の設置に関する規則第10条による町長が別に定めるとありますが、この記録一式。そして3つ目が、大刀洗マルシェかててと遠山貿易株式会社及び西鉄ストア株式会社との売買契約書等、その一式。そして4つ目が、大刀洗マルシェかててが職員へ販売しておる有限会社みいユニホームのポロシャツほかについて、有限会社みいユニホームからの請求価格及び職員等に販売している価格が分かる令和5年以前のその一式でございます。

そして12月に入りまして、昨日までですが2件でございます。1つが、専門委員馬場伸一氏へ渡した委嘱状、または委任状の写し及び令和7年7月から11月までの専門委員馬場伸一氏の大刀洗に関わる業務をどのような権限により行ったかを文章にまとめたもの。それから2つ目が、大刀洗町地域経済活性化協議会が本年発足したと聞いておりますが、これの6月から9月の間の通帳の写し及び請求書、領収書などの証拠書類と帳簿等の経理が分かる書類の写し一式。

それから、そのほかにもう一件ございまして、現在、税理士にも協力していただきまして、地域振興課から提出された根拠書類の不足や整合性の取れない資料を基に、どのような入出金をしていたのかを相当な労力を費やし追跡していただいております。これがそろそろ上がってくる頃だというふうに判断をしております。

続きまして、大きな2番として、第三者委員会への対応についてでございますが、1番目に、議会では地方自治法第100条による百条委員会の調査につきまして、必要な資料を執行部に請求し、日々委員会が調査を進めておりますが、このタイミングで、執行部の第三者委員会と称する合議体より、そちらでも調査するため資料の閲覧や複写をしたいという旨の依頼がございました。

2番目として、執行部はこの9月に第三者委員会と称する合議体を要綱で設置したと聞いております。しかしながら、日弁連の指針のとおり、本来、第三者委員会は条例で設置すべきで、議会を通さない第三者では本来の意味の中立を保持する第三者として機能しないおそれがあるというふうに考えられます。さらに、予算は予備費を使うという通常では考えられない、恐らく全国的にも例のない行動だろうというふうに考えられますが、これに出ておられます。

3番目に、百条委員会では現在も調査を続行しておりますが、また、執行部が設置した合議体は法的に条例で定められておらず、予算の確保も議会を通さずに進められた点などを踏まえまして、法的助言者の馬奈木弁護士に相談をいたしましたところ、日弁連の指針にもありますように、個人情報や重要な内容を含む資料を違法と判断される可能性がある合議体にお渡しすることは百条委員会としては責任を取りかねるということで、10月17日の日に誤解のなきようにそういった理由で丁寧に説明した文書で回答をしております。また同日、久留米第一法律事務所にて記者会見を開きまして、法的助言者からも十分な説明を記者団にさせていただいたところでございます。

4番目に、11月に入りましても第三者委員会と称する合議体より百条委員会の調査を妨害するような、特に事務局あたりには何を出せ、金を出せとわーわー言ってくるみたいなんですけれども、このような執拗な資料の要求等がありましたので、百条委員会といたしましては、回答を正しく御理解いただくために、改めまして丁寧に御説明をしているという状況でございます。

3番目に、結びに、今後の対応と予定をお伝えいたします。

百条委員会の調査によりまして、これまで町が隠し続けてきた事実が、徐々にではありますが、明らかになりつつあります。百条委員会では、調査項目ごとに班の編成を行い、日々調査を進めております。しかし、経理上必要な書類が作成されていないなど、また根拠となるレシートや領収書が見当たらず、お預かりしている資料では整合性が取れない状況にあります。さらに、かててが実施する事業内容にも疑義が生じておるために、今年度後半も引き続き調査を継続しております。

また、議会や監査委員の度重なる指摘にもかかわらず、町が真摯に対応せず、事業によっては十数年にわたり不正な状態が継続している事実に鑑み、なぜ町は、法に従い、行政組織体が機能していないのか、その原因は何か、また今後の必要な対応についても明らかにする必要があると

いうふうに考えます。議会は、執行機関の監視役でありまして、執行部が取り扱う公金に関しましては、住民から託託された税金の重みを常に認識しなければなりません。一円たりとも無駄にすることはできず、また、いかなる目的がありましても自由に使えるものではありません。そのために公務員には従うべき根拠法令や会計原則、これがあります。

私ども百条委員会は、今後も法に基づき粛々と調査を進め、事実認定、法的評価、問題の原因と対策を取りまとめの上、最終報告書を議会へ提出する予定でございます。関係各位の御理解と御協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告を願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

第188号の作成に当たっては、9月1日に広報委員会、その後9月25日、10月6日、同10日、17日と4回の編集会議を開催し、10月31日に発行いたしました。

なお、そのほかに8月26日に正副委員長及び事務局の打合せ、9月22日、24日には作業日などを実施しております。中山町長はじめ行政各位にはお忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、感謝申し上げます。

次号189号の発行につきましては、去る12月1日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。2月13日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中18件の記事を更新しております。内容は、本会議や委員会活動に関すること、議会モニターさんとの懇談、視察受入れ、その他であります。また、議会ホームページのリニューアルに伴い、コンテンツの追加や整理を協議しているところでございます。

3、その他議会の広報に関する活動。

1点目、10月1日に委員会の構成が変わったため、同日、広報委員会を開き、委員長に私、平山、副委員長に實藤議員を互選し、新しく5名の構成で2年間の活動を開始しました。改選初日に早速視察を受け入れたり、188号の編集を引き継ぐなどで改選当初から忙しく活動しています。

2点目、視察受入れは閉会中に5件を受け入れました。福島県大熊町議会、長崎県五島市議会、兵庫県太子町議会、福岡県新宮町議会、長崎県諫早市議会です。来月1月以降も多くのお申込み

を頂いており、全国の議会の皆さんとお会いできることを楽しみにしています。

3点目、12月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

4点目、研修についてです。

11月7日、福岡県町村議会議長会が主催する議会広報研修会が博多サンヒルズホテルで開催され、2日間に分けて、県下ほとんどの町村議会及び市議会もオブザーバーとして多数参加しました。昨年につき、講師の金井茂樹先生から「戦略的広報と議会報づくりの型」と題した講演で、広報媒体の多様化に対応した情報意識を持ち、計画を立てた戦略的な広報活動を行うことや、伝わる紙面構成の方法を御指導いただきました。

午後からは、広報クリニックと称して、希望する議会の議会だよりの紙面を実際に添削していただきました。大刀洗議会だより187号については、色の使い分けや議会報告会の紙面改善などの御指導を頂いたところです。これらの知見を早速今後の議会広報活動に生かすべく、委員会で検討を重ねています。

こうした研修や視察受入れで得た知見を活用し、今後も住民の皆さんとの双方向型の広報活動に努めてまいります。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（高橋 直也）** 次に、議会運営委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

なお、安丸委員長は、議会活性化特別委員会の委員長でもありますので、議会活性化特別委員会につきましても続けて報告を願います。安丸議員。

**○議会運営委員長（安丸眞一郎）** 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

10月1日、他の委員会からも報告がありましたように、新たな委員会構成ということで任期が後半2年間になりました。正副委員長の互選をまず行ったところです。委員長に私、安丸、副委員長に平山委員が就任しております。

それから9月定例会後の議会モニターさんとの意見交換会を同日午後7時から開催しました。7名のモニターさんに出席を頂き、議会運営や一般質問、議会だより等についての御意見を頂いたところです。

なお、12月定例会後の意見交換会については、12月25日木曜日午後7時からを予定しているところです。

次に、11月28日金曜日午前9時30分から、委員会を開催しました。委員5名全員と高橋議長の出席を得て、12月定例会の会期及び会期日程の決定のほか、令和7年度下半期の活動及び令和8年度の活動計画について、協議を行いました。

令和7年度下半期については、定例会後の議会モニターさんとの意見交換会の実施のほか、現

在の議会モニターさんが今年度末で2年間の委嘱期間満了となることから、次期モニターさんの公募のスケジュール等を確認したところです。

令和8年度は、年4回の定例会の会期及び会期日程などの決定はもとより、定例会後の議会モニターさんとの意見交換会の実施や、議会基本条例が平成26年4月施行から11年を経過していることから、検証と必要に応じて見直しについて今後検討を進めることとし、7月下旬から8月上旬に先進議会の視察研修も予定しているところです。また、議会業務継続計画、いわゆる議会BCPについては、策定に向けて取組を進めることとしております。

以上で、議会運営委員会からの委員長報告を終わりたいと思います。

続いて、議会活性化特別委員会の委員長報告を行います。

委員会は、令和7年12月1日月曜日、全員協議会後に開催し、令和7年度下半期の活動計画及び令和8年度の活動計画などについて、協議を行ったところです。

今年度は、1点目が、政務活動費の創設及び議員の報酬など環境整備、2点目が、完全ペーパーレス化に向けたタブレット操作など習熟研修、3点目が、広聴活動の取組について、以上3点について予定をしておりますが、そのうちタブレット操作などの習熟は一定程度できているものの、ほかの政務活動費の創設及び議員の報酬などの環境整備は、これまで具体的な取組ができておらず、引き続き政務活動費の創設に向けた取組を進めていくこととしております。

また、議員報酬の改定については、議員個々の活動量を把握し数値化する取組を継続するとともに、報酬審議会の設置について求めていくこととしております。

令和8年度は、政務活動費の創設及び議員の報酬など環境整備の継続的取組と、事業評価について評価シート作成など、今年8月に視察した先進議会の取組を参考に進めることとしておるところです。

また、広聴活動の取組として、住民アンケートの実施なども検討することとしております。

なお、協議においては政務活動費の創設及び議員報酬などの環境整備は、改選前からの取組でもあり急ぎ取り組むことや、年間活動計画の実施に当たっては、取組のスケジュールを立てて進めることにしてはどうか、またシンポジウムの開催をしてはなどの御意見、御要望が出されたところです。

以上で、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第12回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早いもので本年も残すところ一月足らずとなりました。今年1年を振り返りますと、今年が町制施行70年、そして戦後80年の節目の年であることを踏まえ、5月31日に町制施行70周年記念式典を開催するとともに、第50回ドリームまつりをはじめ、70周年の冠をつけた各種事業を実施してきたところでございます。併せまして、次世代を担う中学生も参加した形で戦没者追悼式を開催するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える人権朗読会、映画の上映会などを実施したほか、あさって12月7日の人権講演会では桂春蝶さんによる沖縄戦をテーマとした創作落語を予定してございます。

一方、今年は大刀洗町では大きな災害もなく、実りの秋を迎えることができましたが、8月9日からの大雨では、本県をはじめ全国各地で甚大な被害が生じたほか、先月18日には大分市佐賀関で大規模火災が発生してございます。来年こそは大きな災害のない一年となることを願うばかりでございます。

また、今年に住民協議会では、障害福祉を取り上げ、「地域と障がい福祉のこれから」をテーマに御審議を頂いてございます。これまで無作為抽出で選ばれ委員に御就任いただいた方は367名と、大刀洗町の人口の2.2%を超えてございます。こうして町のこと、地域のことを自分ごととして考え行動くださる住民の皆様が増えていけば、大刀洗町の未来はよりよいものに変わっていくと確信してございます。

さて、今議会には、大刀洗町教育委員会委員の任命など人事関係が2件、大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定など条例関係が4件、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議など協議関係が3件、町道の認定1件、そして、保育園の副食費への補助拡大や、ふるさと応援寄附金、障害児者自立支援、農業振興などに関連して必要な経費等を計上した一般会計補正予算など、一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算4件を提案してございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議を頂きまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第4、同意第1号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題とい

たします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、同意第1号でございます。PDFは19ページをお願いいたします。

同意第1号大刀洗町教育委員会委員の任命について。下記の者を大刀洗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

お名前が安丸元茂さんでございます。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。現教育委員会委員が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、教育委員会委員を新たに任命する必要がある。

これが、同意案を提出する理由でございます。

次ページをお願いいたします。履歴書を添付しております。

お名前、安丸元茂さんです。生年月日から職歴までにつきましては、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

6、その他でございますけども、平成30年4月に大刀洗町教育委員会委員に任命されておられて、今現在、大刀洗町教育委員会の教育長の職務代理者となっております。現在2期目でございます。任期につきましては4年となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第5. 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第5、同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレットですと21ページをお願いいたします。

同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を大刀洗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

お名前が森利一郎さんです。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。現固定資産評価審査委員会委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、固定資産評価審査委員会委員を新たに選任する必要がある。

これが、同意案を提出する理由でございます。

次ページをお願いいたします。履歴書を添付しております。

お名前が森利一郎さんです。生年月日から職歴までについては、記載のとおりでございます。割愛させていただきます。

6、その他でございますけども、令和2年4月に就任されまして現在に至っております。現在2期目でございます。任期につきましては3年でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第6. 議案第41号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定 について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第41号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） おはようございます。企画財政課の松元です。

それでは提案理由及び内容について説明させていただきます。

議案第41号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、国家公務員に係る旅費制度の改正に伴い、旅費の種類、請求手続等について全面的に見直しを行うため、当該条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、タブレットページで24ページ。

大刀洗町職員等の旅費に関する条例。大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する。

目的、第1条でございます。この条例は、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的といたしております。

2に、職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関して、ほかの条例に特別の定めがある

場合を除くほか、この条例で定めるところでございます。

用語の定義。第2条といたしまして、用語の意義を第2条では定めております。

次のページをご覧ください。25ページとなります、タブレットで。

次は、旅費の支給、第3条でございます。旅費の支給を定めておりまして、第7項で旅行役務提供者への直接支払いができることを新たに定めております。

次に、旅行の命令等でございます。次のページ、26ページの第4条でございます。こちらでは、旅行命令、旅行の依頼の手続についてを定めております。

次に、旅行命令等に従わない旅行、第5条でございます。こちらは、やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合の手続と、それが認められなかった場合は命令の範囲内のみを支給することを定めております。

旅費の種目を第6条で、旅費の計算を第7条で、次のページをお願いいたします。旅費の計算では、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することを定めております。

旅費の請求手続、第8条では、概算払い、精算払い、過払い等につきまして定めておりまして、過払いの場合は、給与や旅費の額から金額を差し引くことを定めております。

次の鉄道費の第9条、船賃、第10条、空港賃、第11条、次のページ、タブレットで29ページのその他の交通、第2条で交通費等の計算費用方法を定めております。

次に、宿泊費、13条では、宿泊に要する費用を地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める、それを宿泊費基準額という形で定めております。また、包括宿泊費の第14条では、包括宿泊費、いわゆるパック料金についてを定めております。

次に、宿泊手当、こちらのほうは新たに新設されまして、第15条で宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として1夜当たりの定額のことを定めております。

次からの転居費、第16条、着後滞在費、第17条、家族移転費、第18条、渡航雑費、第19条、死亡手当、第20条、退職者等への旅費、第21条、次のページ、31ページに行きまして、証人等の旅費、第22条、遺族の旅費、第23条までは新たに定めております。

旅費の支給額の上限を第24条で定めておりまして、各費用について規定により計算した額と現に支払った額を比較して、いずれか少ない額で合計した額のことを上限額と定めております。

その次に、旅費の調整ということで、第25条、特別な事情がある場合など支給額を調整できることを定めております。

旅費の特例、第26条では、労働基準法の規定による旅費や町長等に随行して旅行する場合、条例に規定していない旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定による特例についてを定めております。

旅費の返納、第27条につきましては、規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する額の支払いを受けた場合は、給料及び旅費の額から金額を差し引くことができることを定めております。

規則への委任、第28条では、この条例の施行に関しまして、必要な事項については規則で定めることを定めております。

附則、施行期間といたしまして、第1項、この条例は令和8年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2項以降を定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問させていただきます。

まず、前提として当町の行政においては昨年来、偽造した文書による旅費の不正な受け取りというのが大きな問題になっております。それは行政は御存じのことだろうと思います。それがまだ現在調査中であるこの時期に条例を全部改正するに当たっては、当然不正受給やその再発防止なども含めて条例の中にうたわれて提案なさっていると思うんですが、今回の条例案の策定に当たり不正請求の一連の問題を提案者はどう考え、どう反映したのかをまずお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 平山議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうの条例改正によりまして、不正に旅費を受け取った場合につきましては給与から差し引くということを第27条で定めておりますので、こちらのほうで対応しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 多分今みんな議員が驚いていると思うんですけど、質問の趣旨は分かっていたら……、再発に対する対応ではありません。再発防止の対策をお聞きしております。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） こちらの旅費条例を作成するに当たりまして、9月の庁議以来、条例、規則、またQ&Aや運用についての通知及び手続につきましての手順表などを職員に示しまして、また、旅費につきましてはどういったことが問題になっているかという点につきましては、全職員へのアンケートを取るなど対応してまいっているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 国家公務員の標準の旅費に関する規定があるとして、それをベースにするのはいいとしても、当町においてはそういう管理職が文書を偽造して旅費を受け取ると。

さらにはそれ以外の方が決裁文書を改変して、証拠書類が要らないように変えてしまって、当該管理職がそのとおり証拠書類なしで旅費を請求するという、おおよそ全国の自治体で考えられないようなことを行っている行政であるという自覚はございますか。町長でいいですよ。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

一部の職員において、旅費の請求に当たりまして宿泊に必要な証明等を自作して、それを証拠書類として添付した職員がいたということはこれまで出てきた事実でございますので、当然承知をしております。また、先ほど来議員のほうから御質問があっている件につきましては、これについては、冒頭担当課長からも申しましたとおり、国家公務員に係る旅費制度の改正が行われて、それに準じて当町でもその改正をしたところでございます。また、再発防止等、そういうふうな不正が今後起こらないようなチェック体制というのは、これは条例ではなく規則以下、あるいは運用の手引なり、そういうのをきちんと作成し、職員に周知徹底することで再発防止を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように、条例では全部書けないからそれ以下に規則や要項等をぶら下げていくわけですよ。先ほど申し上げたようにあなた方は、その留意点等を決裁もなしに改変しちゃうわけですよ。だから信頼度ゼロです。そこからスタートしていただきたい。そのゼロをいかにして信頼を今後回復していくのかって、これがまさにこの出発点でしょう。だから標準的な国のものをまねするだけでは全く足りないのであって、あなた方の全く信頼できない点をこれから回復していくというためには、標準よりも数段厳しい条例なり規則というものをつくっていく必要があるのではないのでしょうか。町がこの前説明した資料の中で、法律を破る者がいるからどこだって法律が要るんだよって、まさにこれは大刀洗町行政のことではないんですか。違うんでしょうか。そういう人をやる職員がいらっしゃる。だからきちんと不正を行わないような条例をつくる必要がある、その点についてはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

基本的にこういう条例については、国公準拠で行うのが通例でございまして、条例については標準的な条例を参考につくっているところでございます。

また、議員から御指摘があったような点については、それについてはそれ以下のいろんな規則、運用の手引等で、これについては昨年度来ずっと庁議等で管理職等で協議を重ね、また職員にも意見を聴きながらより丁寧に、分かりやすい、またいろいろ、今回これまで旅費制度の改正の中でなかったような大きな改正でございますので、なかなかこれまでの職員には分かりづらい部分

もあるので、そこは一定期間、周知期間というか、施行までの期間を取って、これまで議員が言われるようなことがないような形を職員に周知し徹底させる意味で、今もずっと細部について、指針等について細部を詰めているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 昨年判明したあの一件を取ってみても、幾らでも再発防止策というものは出せると思うんですよ。例えば少なくとも出張者本人に予約を取らせないこと、きちんと予約を取る部署なり係を制定することや、領収書は出張日以降の日付のものに限ること、それから何より出張命令者が旅行内容に誤りなきことを確認することなど、やらなければいけないことは幾らでもあると思いますが、それらは当然に今後、改のものの中で反映されていきますか。どうですか。それが少なくとも、条例を提案するに当たってこういう運用でやっていくということが我々にやっぱり示されないと、何度も言いますけど、信用はないです。あなた方は信用はないんです。それは住民に対してもですよ。我々議員に対してではありません。住民に対して説明がつかないんですよ。こんなことをやった行政がまだこんなお手盛りのような内容で詳細を定めなまま条例を出そうとしている。我々はそれを賛成できるのかという話なんですよ、住民代表として。住民にきちんと説明できるような内容を議会に可決できるような内容を説明、この時点で少なくとも、この御時世に条例の全部改正を出すに当たっては、そこまできちんと再発防止策を示した上でこの条例改正をすべきと思いますが、方針いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回は、先ほど来申し上げておりますとおり、国家公務員に係る旅費制度が全面的に改正されたことに伴いまして、国家公務員に準じた形で改正するものでございまして、この全面改正というのが全国の自治体において行われているか、行われつつあるものだというふうに認識してございます。また、議員から御指摘があったような点は、そういうことがないように、要は今回あったような事案が起り得ないように、そういうふうな観点からマニュアル等、内部規定の見直しを行っているところでございます。

また、議員のほうから2点ほど御指摘というか、御提案がございましたけれども、まず、出張するに際して、例えば航空券でも宿泊でもいいですけど、そういうところを旅行者本人にさせずに一定の部署でやるべきではないかというふうな御提案がございましたが、これは業務上の実務的に申しますと、それはなかなか難しいのではなかろうかと思っております。それはそれぞれのやっぱり職員がきちんと旅費制度を理解の上、発注すると。でないと特定のところだけそういうふうなことをすれば、そこがもうそれだけで終わってしまいますので、それはなかなか難しいのではないかなと思います。

また、議員のほうからございました、出張日以降の領収書の日付については、精算旅費とかであればそうなるかもしれません。概算旅費については、当然出張前に支払いを行いますので、支払った時点での領収書になろうかと思っておりますので、その辺は御理解いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません。ちょっと補足します。先日の全協の中で、今後クレジットカードが原則利用可とするというような御説明を頂きました。こうしますと我々としては法人のカードを使えないのかとか、クレジットカードを個人が使うことによっていろいろな個人に対する個人的な利益が発生するのではないかということについては以前から申し上げてきたとおりでありますので、一般的なそういう行政であるならともかく、当町行政においてそういうものがクレジットカード利用可とするものが逆行にならないのかということがほかの議員からも指摘をされています。

それから、先ほど申し上げた領収書については、最近デジタルの領収書がございます。デジタル領収書は、これはこれでまた大きな落とし穴がございますので、領収書だけ発行しておいて即座に解約するということも可能なんです。もちろん紙の領収書でもそうなんですけれども。ですからきちんとその領収書がデジタル領収書を発行するに当たっては、旅行日以降についてきちんと支出がなされているという証明等、こういう現代のデジタル化に即した対策等も必要だとそういうことを申し上げておりますので、今後もきちんとその総枠をきちんとすると同時に、そこらぶら下がっていく、当然その一番上にあるのは地方公務員法だったり、刑法だったりするんですけども、それらを犯す人、職員が一部にいらっしゃるとすれば、それはまさに町がこの前説明したとおりですよ。それを取り締まらなくてははいけません。一般の行政と違って信頼回復のための厳しい条件設定が必要になると思います。その点についてはまた最終日にも申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑のある方おられませんか。古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今回の条例、議案第41号ですか、これが上程されているんですけども、もしこれが承認されたら4月1日からこれが適用されるということでよろしいですか。そこをちょっと確認したいんですが。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほう議会のほうで承認が頂けましたら、こちらのほうの附則に書いておりますとおり、令和8年4月1日からの施行となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） となると、この前の説明会があったように思うけど、あれ説明会ですか。中身は何もお話しされずに、ぱらぱらって見ただけで、そして今度は何もないまま承認させというふうなお話ですか。そこをもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 12月1日の全協での説明のお話かと思えますけれども、今回改正する趣旨であったり、改正する条例内容であったり、規則に定めております宿泊基準表であったりという形で御説明をさせていただいたかと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） だからあれが説明になるんですかって私は質問しとるんですよ。何かちょこちょこっと言っただけで、そして何、もう認めろと言わんばかりで、私どもは何をベースに、じゃあこれをがもし通ったときに住民の方に説明するんですか。何も理解しとらんもんですからね。もうちょっとポイントをきちんと説明されるとか、あるいは新旧対照表みたいなやつがありますよね。これたしか現行にもありますよね、条例が。そして今度国が何か出したからそれを適用するよということだけど、現行対比でどう違うんですか。その話は全くなくて、ただちょこちょこっと言っただけで認めろと言わんばかりで、我々はどのように説明しますか、住民の方には。そういうことを言いよるわけですよ。もうちょっときちんと説明をしてくれんですか。そうしないとほとんどの議員の方は、中身がどういうものかということも分かっていないと思いますよ。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 議案第41号の旅費に関しましては、全部を改正するような条例でございます。なので新旧対照表というわけではなく、新たな形で全部の旅費の条例を定めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 説明になつとらんじゃないですか。何ですか、今の説明は。私はどこがどう変わったのかをきちんと説明する必要があるんじゃないですかというふうに言っているわけですよ。だって実際現行でもあるわけでしょう、条例が。その条例を何か今度国が、新たに何か指針か何か知らんですが出したから、それを適用しますと言っただけで、じゃあ前と今回何がどの部分がどう変わったのか、そのポイントが少なくともそれは提示すべきじゃないかということ私を私は言っておるんですけど、まだそういうところがお分かりじゃないんですか。分かった

上でもまだうそをついてあるんですか。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の条例改正は、条例の全部改正でございますので、一部改正でございましたら、先ほど担当課長が答弁いたしましたとおり新旧対照表というのが出てまいります。今回の条例は全文を改正した条例でございます。また、改正点の一番大きなものは、これまで旅費の例えば宿泊費であれば定額支給が原則であったんですけれども、これが現在のホテル代の高騰とかの実態もあり、各それぞれの所在都道府県ごとに宿泊費の上限を設けた上で実費の支給にするというのが一番大きな改正点でないかと考えてございます。

また、それ以外の細かい点については、担当課長なり、あるいはこの議会で難しいのであれば施行までにきちんと説明をさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 少しは分かったような気がしますけれども、少なくともそういうことをまとめて、改正のポイントぐらいは一覧表みたいにまとめて説明すべきじゃなかったのかなと思います。これで終わりだよ、あと手を挙げてから承認せいと、そんな感じなんですよ。やり方おかしいんじゃないですか。それも前回、先ほどある議員から質問が出たように、黙って改定したような、部署がまたこういうことをやるということは、住民への説明つかんじゃないですか。だからやるならやるで結構ですけれども、どういうところがどれに変わったというポイントだけでもきちんと、新旧じゃなくても何でもいいですって。だからそういうところをちゃんとお示しすべきじゃないかということを私は申し上げておるんですけど、いかがですか。もう一回、担当課長からお願いします。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

12月1日の全協での資料につきましては、4ページにまとめさせていただいた資料を提出させていただいたかと思えます。その際には現行と改正後の違いの新旧対照表に近いものもお示しさせていただいて宿泊基準表なども定めたところを御説明させていただいたかと思えます。また、この内容に不足があるような部分がございますら改めてまた再度御説明させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。また改めて説明するという御意見でございますので、ぜひ全議員が納得するような形で説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑のある方はおられませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑は終わります。

---

**日程第7. 議案第42号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第42号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） PDF資料で34ページをお願いいたします。

議案第42号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

では新旧対照表で説明させていただきます。PDF36ページ、紙ですと2ページをお願いいたします。

大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表でございます。右側が旧、左側が新となっております。

旅費第6条の第1項でございますけれども、新しく「特別職の旅費は、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定による。」に改めさせていただきます。

第6条第2項につきましては、削除。

併せまして次のページをお願いいたします。別記1の表につきましては、これを削除させていただきます。

続きましてPDFで資料38ページ及び紙ですと4ページをお願いいたします。

大刀洗町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

費用弁償の第4条の第2項につきましては、同じく「前項の規定により支給する旅費は、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定による。」に改めさせていただきます。

第4条第3項につきましては、削除。

併せまして次のページをお願いいたします。

別記1の表につきましては、削除という形になります。

続きまして、資料PDFで40ページをお願いいたします。紙で6ページをお願いいたします。

大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

費用弁償の額、第3条の第3項でございますけれども、同じく「第1項の規定により支給する旅費は、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定による。」に改めさせていただきます。

第3条の第4項につきましては、削除。

次のページをお願いいたします。別記1の表につきましては、削除となります。

戻ってPDF35ページ、紙でいくと1ページにお戻りください。一番下でございます。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時59分

.....

再開 午前11時10分

○議長（高橋 直也） それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

----- . ----- . -----

**日程第8. 議案第43号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第43号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） こども課の早川でございます。

議案第43号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

令和8年度から就労要件を問わず、月一定時間までの利用枠の中で時間単位で柔軟に利用でき

る乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が実施をされます。この事業に関する設備及び運営に関する基準については、実施主体となる各市町村において条例で定めることとされており、当町におきましてもこの国の基準に従いまして条例を制定するものでございます。

また、当町における乳児等通園支援事業につきましては、本条例制定後、実施事業者の認可等を行いまして、令和8年4月から実施を予定しているところでございます。

それでは、タブレット43ページをご覧ください。紙では1ページとなります。

第1条、この条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとするでございませう。

本条例で定める設備や運営に関する基準につきましては、国が定める従うべき基準と、参酌すべき基準を基に地域の実情に応じて定めることとされているところだす。

本条例では、11の事項につきまして従う基準を設けているところでございませう。この従うべき基準としましては、タブレットのページで44ページの第8条、安全計画の策定等、次のページ45ページの第9条、自動車を運行する場合の所在の確認、第12条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第13条、利用乳幼児を平等に取り扱う原則。

続いて46ページになります。第14条の虐待等の禁止、第16条、食事。

47ページに移りまして、第19条、秘密保持等、第21条、乳児等通園支援事業の区分、第22条、設備の基準のうち調理設備に係る部分。

49ページに移りまして、第23条、職員。

50ページの第24条、乳児等通園支援の内容、第26条、設備及び職員の基準が国の従うべき基準に基づいて条例を設定しているところでございませう。

それ以外の条案については、参酌すべき基準となっておりまして、1か所を除いて国と同じ基準で条例を制定しております。

一部変更しておりますのは、タブレットの47ページをご覧ください。タブレット47ページの第22条の第1項第2号の箇所で、乳児室の面積を国の基準としましては1.65平米となっているものを3.3平米とし、保育所の設備の基準と合わせているところが1か所変更しているところでございませう。

それでは51ページをご覧ください。附則になります。

この条例は公布の日から施行するでございませう。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませうか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めませう。

. . .

日程第9. 議案第44号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第44号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 議案第44号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。タブレットで57ページをお願いいたします。

まず、家庭的保育事業と申しますのは、保育者の居宅やマンションなどの一室で行われる保育サービスでございまして、大刀洗町では現在のところこの事業をやっているところはございません。

今回の改正内容につきましては、第7条の第2項、第3項を新設、新しく追加いたしまして、家庭的保育事業者は、集団保育の機会を提供するために設定する保育内容支援の連携施設について、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは小規模保育事業A型、もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業との連携が確保できれば連携施設を確保しないことができるという条文を今回追加しております。

次に、タブレット58ページをお願いいたします。

同じく第7条の第4項、第5項では、家庭的保育事業者の職員の病気等により保育を提供することができない場合にその事業者に代わって保育を提供するために設定する代替保育連携協力者について確保が著しく困難であると認めるときは連携施設を確保しないことができるというふうに改定をしております。

次に、タブレット59ページ以降につきましては、法改正に伴う文言や職員数の改正となっております。

タブレットで64ページをお願いいたします。

附則の部分で、連携施設に関する経過措置第3条でございます。原則として2歳までの子どもを預かる家庭保育事業等は、連携施設を確保する必要がありますが、連携施設を確保しないこと

ができる経過措置を令和11年度まで5年間延長するものでございまして、下から2行目のこの条例の施行から起算して10年という部分を15年というふうに改正するものでございます。

それでは、タブレットの54ページへお戻りください。附則でございます。

施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。

経過措置、第2条、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間この条例による改正後も大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は適用しない。この場合においてこの条例による改正前の大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有するでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

**日程第10. 議案第45号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について**

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第45号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、提案理由、内容の説明をさせていただきます。

議案第45号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について。久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い久留米広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議する。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する久留米広域小児救急センターの支援に関する事務を廃止するため、同組合において共同処理をする事務を変更し、これに伴い同組合の規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項の規定により関係

市町と協議することについて、同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

2枚めくっていただきまして、タブレットページで67ページ、紙で2ページの新旧対照表をご覧ください。

現行といたしまして、「久留米広域市町村圏事務組合規約」というところを「久留米広域消防組合規約」に変更し、また、名称も同じくそういった形で久留米広域消防組合という形になります。

組合の共同処理する事務といたしまして、久留米広域小児救急センターの支援に関する事務がなくなりまして、消防に関する事務、消防団及び消防水利に関する事務を除くという形の共同処理となっております。

また、別表第12条関係におきまして、負担金の第3条第1項の規定にするとその次の負担金第3条第2項の規定する事務に要する経費で、組合関係市町の長と協議して定めるところを、「組合の共同処理する」が「組合関係市町の長と協議して定める」という形に変更いたしております。

一つ前の66ページをお願いいたします。

附則、この規約は令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第11. 議案第46号 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第46号久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは提案理由、内容の説明をさせていただきます。

議案第46号久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第289条の規定により関係市と協議する。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分をするため、

地方自治法第289条の規定により関係市と協議することについて、同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。こちらのほうが協議書という形になっております。

久留米市、小郡市、朝倉市、大刀洗町のほうでしております高等学校についての解散に伴う財産処分の内容でございます。

現在の財産の土地の部分を70ページに、71ページに建物の財産を、72ページに備品の財産を載せております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

**日程第12. 議案第47号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について**

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第47号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 議案第47号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について。久留米市外三市町高等学校組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市と協議する。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。令和7年度末をもって、久留米市外三市町高等学校組合を解散することに伴い、事務の承継を規約に定める必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により関係市と協議することについて、同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。タブレットで75ページをお願いいたします。

今回、久留米市外三市町高等学校組合の規約のほうに第14条を新しく新設をするものでございます。こちらが組合の解散に伴う事務の承継というものでございまして、第14条、組合が解散した場合においては久留米市がその事務を承継する。

第2項、組合の解散時における精算金については、関係市町に分配する。

第3項、前項の規定による精算金の分配割合は、前条に規定する関係市町の分担金の割合を準

用する。この場合において同条第3項中、前年度の5月1日現在における関係市町の在籍生徒数とあるのは、平成17年度から令和7年度までの各年度の5月1日時点における生徒数の合計と読み換えるものとする。

第4項、前各項に定めるもののほか、解散に伴い必要な事項は別途協議して定めるでございます。

それでは74ページにお戻りください。附則でございます。

この規約は、許可の日から施行するでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

### 日程第13. 議案第48号 町道の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第48号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩でございます。

議案第48号の町道路線の認定につきまして、提案理由と内容を説明いたします。

それではタブレットページ、76ページをお願いいたします。

議案第48号町道の認定について。道路法第8条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由及び内容といたしましては、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づく私道の寄附手続の完了に伴い、町道路線の認定を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

今回の提案する路線は、3路線でございます。大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき、開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているため町道に帰属させる町道路線の認定を行うものでございます。

次のページをご覧ください。別紙の表に記載しております路線が、町道路線の概要になります。

番号375号で、路線名は西大刀洗13号線です。起終点は、起点が大刀洗町大字高樋字奥野2464番2地先から、終点は大刀洗町大字高樋字奥野2460番43地先までです。道路の延長は71.2メートルで、幅員が6メートルから19メートルの路線でございます。

次に、番号376号で、路線名は北山隈31号線です。起終点は、起点が大刀洗町大字山隈字

遠出372番15地先から、終点は大刀洗町大字山隈字遠出372番17地先までです。道路の延長は34.6メートルで、幅員が6メートルから15メートルの路線でございます。

次に、番号377号で、路線名は山隈24号線です。起終点は、起点が大刀洗町大字山隈字向屋敷2063番14地先から、終点は大刀洗町大字山隈字向屋敷2063番12地先までです。道路の延長は38.1メートルで、幅員が6メートルから18メートルの路線でございます。

次のページの図面をご覧ください。番号が375号、路線名、西大刀洗13号線の位置図になります。

こちらの場所は、県道本郷基山停車場線沿いで、南西側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。位置的に大刀洗町十文字交差点の南側に位置するものでございます。

次のページの図面をご覧ください。平面図になります。図面の黄色い部分が町道路線の認定を提案する西大刀洗13号線で、道路の幅員が6メートルから19メートルで、路線の延長が71.2メートルの道路でございます。開発区域は、令和7年8月26日に完了検査を実施しておりまして、道路が町道の基準に適しておりました。

参考までに、次のページに字図を添付しております。

次のページの図面をご覧ください。番号376号、路線名、北山隈31号線の位置図になります。こちらの場所は、町道長牟田線沿いで、東側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。位置的には大刀洗公園の北側に位置します。

次のページの図面をご覧ください。平面図になります。図面の黄色い部分が、町道路線の認定を提案する北山隈31号線で、道路の幅員が6メートルから15メートルで、路線の延長が34.6メートルの道路です。開発区域は令和7年9月29日に完了検査を実施しまして、道路が町道の基準に適しておりました。

参考までに、次のページに字図を添付しております。

次のページの図面をご覧ください。番号377号、路線名、山隈24号線の位置図になります。こちらの場所は、町道北鶴木山隈線沿いで、北側に位置する宅地分譲に開発された箇所になります。位置的には株式会社ファブリック大西の西側に位置します。

次のページの図面をご覧ください。平面図になります。図面の黄色い部分が、町道路線の認定を提案する山隈24号線で、道路の幅員が6メートルから18メートルで、路線の延長が38.1メートルの道路です。開発区域は令和7年7月29日に完了検査を実施しまして、道路が町道の基準に適しておりました。

参考までに、次のページに字図を添付しております。

以上の経緯で、新規に375号の西大刀洗13号線、376号の北山隈31号線及び377号の山隈24号線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお

願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

**日程第14. 議案第49号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について**

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第49号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは内容の説明をさせていただきます。

議案第49号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）。令和7年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,506万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8,211万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書6ページ、タブレットで99ページの歳出より説明させていただきます。タブレットページ、99ページをお願いいたします。

歳出でございます。

人件費につきましては、人事院勧告を反映した形で計上いたしております。各款項目の中での説明につきましては省略させていただきます。

歳出の主なもののみ説明させていただきます。

次のページ、タブレットで100ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費、24節積立金1億5,000万、ふるさと応援基金積立金でございます。

同じく9目の自治振興費、18負担金補助及び交付金でございます。こちらのほうは、地域おこし協力隊が起業するために要する経費に対して補助を行うものといまして100万円計上

いたしております。

次に同じく、18目ふるさと応援寄附金事業でございます。12節の委託料、こちらのほうにつきましては、ふるさと応援寄附事務の委託料として1億5,000万計上いたしております。

次に、21目地方公共交通対策費、こちらの12節委託料といたしまして、のりあい定額タクシーの分を129万4,000円増額いたしております。

次の101ページをお願いいたします。こちらのほうは人件費ですので、次のページの102ページの3款1項1目の22償還金・利子及び割引料455万9,000円でございます。こちらのほうは令和6年度に行いました補助金についての返還金の計上でございます。これ以降22節が計上いたしておりますけれども、これ以降の分も令和6年度、過年度分の補助金の分に関して返還が生じたものを計上させていただいております。

次に、3款1項2目障害児者自立支援、19節扶助費でございます。3,286万円を計上いたしております。主なものといたしましては、障害児・者の居宅生活支援費や介護訓練等の給付費、障害児の通所支援費となっております。

次の22節が、先ほどと同じく令和6年度の返還金でございます。

次に、3目の高齢者福祉費でございます。タブレットのページで次の103ページをご覧ください。19節扶助費といたしまして520万円、老人保護措置費として計上いたしております。

次に6目の重度障がい者医療費でございます。こちら19節の扶助費といたしまして、重度障がい者医療費の給付費といたしまして331万5,000円を計上いたしております。

次の7目ひとり親家庭等の医療費といたしましても、こちら、ひとり親家庭等の医療費給付費といたしまして19節の扶助費で192万8,000円を計上いたしております。

8目の介護保険推進費につきましては、過年度分の返還金でございます。

10目社会福祉会館管理費でございます。14節工事請負費といたしまして、ぬくもりの館の改修工事分を252万1,000円増額いたしております。

11目国民健康保険費、27節繰出金といたしまして、各種繰出しといたしまして164万6,000円を繰り出しております。

次に、12目の後期高齢者医療保険費の27節の繰出金につきましては、マイナス505万1,000円を計上いたしております。

次のページ、104ページをお願いいたします。タブレットで104ページでございます。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。14節工事請負費といたしまして、北鶴木栗崎児童広場防球ネットの設置工事といたしまして176万円、また次に、18節の負担金補助及び交付金といたしましては、マイナスの196万4,000円、こちらのほうは一時預かりの分がマイナスとなったためでございます。

次のページ、タブレットページで105ページ、紙で12ページをご覧ください。

同じく1款の児童福祉総務費の続きでございます。22節につきましては、過年度分の返還金といたしまして818万2,000円を計上させていただいております。

次のページ、タブレットで106ページ、紙で13ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費でございます。こちらのほうも過年度分の補助金の返還金といたしまして424万4,000円を計上いたしております。

次に、7目母子保健衛生費の12節委託料でございます。産後ケア委託料の64万円、産婦健診委託料の20万円等で、合わせまして105万2,000円を計上いたしております。

次のページ、タブレット107ページ、紙で14ページをご覧ください。続きでございます。こちらのほうも22節で同じように過年度の返還金のほうを335万6,000円計上させていただいております。

次のページ、タブレットで108ページ、紙で15ページでございます。5款1項4目農業振興費でございます。7節の報償費で363万円につきましては、訴訟の代理人の報酬という形で委託料についても含まさせていただいております。

次に18節負担金補助及び交付金といたしまして2,064万3,000円計上させていただいております。こちらのほうにつきましては、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金につきまして、再度追加交付が5件あった分についての増額という形で795万8,000円。強い農業構造確立推進事業補助金が2件分の763万円。大雨対応産地緊急支援事業補助金といたしまして、3件分の500万。被災園芸産地改植等支援事業補助金として1件、5万5,000円を計上いたしております。

次に、10目農村環境整備費でございます。18節の負担金補助及び交付金といたしまして、大刀洗町農業土木事業補助金といたしまして140万計上いたしております。

13目の農業集落排水事業費、27節繰出金といたしまして、下水道事業会計への繰出金を559万8,000円計上いたしております。

次のページ、タブレットで109ページ、紙で16ページをお願いいたします。7款3項1目水路環境整備費の10節需用費でございます。床島排水機場の電気料のほうを12万9,000円計上させていただいております。

次に、110ページ、紙で17ページでございます。9款2項1目一般管理費、10節需用費といたしまして、空調機の修繕料として173万円、12節委託料といたしまして134万7,000円、17節備品購入費といたしまして393万6,000円という形でプリンター購入費等を計上させていただいております。

次のページ、タブレットで111ページでございます。9款3項1目一般管理費、17節備品

購入費で143万9,000円。主なものといたしましては、生徒用の学習用の机、椅子の購入でございます。

次に、112ページ、紙で19ページでございます。11款1項1目元金、22節償還金・利子及び割引料といたしまして、長期債の元金といたしまして3,250万を計上いたしております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。タブレットで96ページ、紙ですと説明資料の3ページという形になります。96ページの歳入を説明させていただきます。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1,643万円。こちらのほうにつきましては、障害者自立支援給付金の負担金と障害児入所給付費等負担金の国の2分の1の分でございます。

2節保険基盤安定等負担金145万9,000円。こちらのほうにつきましては、国のほうの国保基盤安定負担金等の2分の1の補助の分でございます。

3節児童福祉費負担金、こちらにつきましては過年度分の国からの追加交付がございましたので、1,579万2,000円計上いたしております。

下のほうに参りまして、14款2項8目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金といたしまして、大雨対応産地緊急支援事業補助金といたしまして500万を計上いたしております。

次のページ、97ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金でございます。1節社会福祉費負担金821万5,000円、こちらのほうも障害者の自立支援の給付費負担金と障害児の入所給付費等の負担金の県の分の4分の1分でございます。

次に、2節保険基盤安定等負担金といたしまして、マイナスの456万8,000円。こちらのほうにつきましては、大きなものといたしましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金のマイナスによるものでございます。

3節児童福祉費負担金、こちらのほうも過年度分につきましては追加交付が県費分がございましたので592万9,000円を計上いたしております。

15款2項2目民生費県補助金、3節重度障がい者医療費補助金でございます。こちらのほうも重度障害者の医療費補助の2分の1の分で265万9,000円。4節ひとり親家庭等の医療費補助金といたしまして、こちらのほうも2分の1の補助の136万3,000円。

次のページ、98ページをご覧ください。15款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金で1,481万9,000円でございます。歳出で計上いたしました活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の2分の1分、また、強い農業構造確立推進事業費補助金の2分の1、被災園芸産地改植等支援事業補助金として5万5,000円という形になっております。

次に、17款1項1目一般寄附金、2節ふるさと応援寄附金でございます。こちらを3億円計

上いたしております。

18款1項1目基金繰入金の2節ふるさと応援基金繰入金といたしまして1,101万9,000円を計上いたしております。

次に、19款1項1目繰越金、1節繰越金につきましては1億373万円を前年度繰越金として上げております。

次に、タブレットで92ページのほうへお戻りください。紙で3ページでございます。

第2表、繰越明許費。1、追加。3款1項社会福祉費、事業名といたしまして、ぬくもりの館大刀洗改修工事、金額は2,028万9,000円を計上いたしております。

第3表、債務負担行為補正。1、追加。福岡県市町村職員退職手当組合精算金といたしまして、久留米市外三市町高等学校組合の分を、期間といたしましては令和8年度から令和17年度まで、限度額といたしましては2,300万を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

### 日程第15. 議案第50号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第50号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願いたします。

それでは議案第50号の御説明をさせていただきます。タブレットページで113ページをお開きください。

議案第50号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和7年度大刀洗町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,474万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,423万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書の最後のページ、4ページ、タブレットページで121ページになります。歳出のほうから御説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員の人件費に関する補正でございますので、説明を割愛させていただきます。

1款2項1目賦課徴収費3万7,000円の増額でございます。こちらは、11節の役務費で窓口収納手数料、これは納付書を使って金融機関の窓口で納付した場合にかかる手数料を計上しているものでございます。

次に、1款4項1目趣旨普及費、こちらは財源の組替えです。社会保障・税番号システム等の補助金のほうが措置されましたので、一般財源から国庫補助金のほうに財源を組み替えております。

次に、2款4項1目出産育児一時金でございます。150万円の減額です。こちらは18節の負担金補助及び交付金で、出産育児一時金103件分の150万円を減額しております。

次に、議案書5ページ、タブレットページで122ページになります。2款5項1目葬祭費、補正額48万円。こちらは18節の負担金補助及び交付金でございまして、葬祭費のほうが不足する見込みでございますので、16件分の48万円を増額するものでございます。

5款1項1目特定健康診査等事業費、補正額34万円。こちらは22節の償還金・利子及び割引料で過年度分の事業費のほうが確定しましたので、その返還金でございます。

5款2項2目保健事業費5万2,000円の増額、こちらにつきましても22節の償還金・利子及び割引料で福岡県国民健康保険保険者努力支援交付金の返還金でございます。これも過年度分の実績の確定によるものでございます。

8款1項3目償還金1,346万1,000円の増でございます。22節の償還金・利子及び割引料といたしまして1,346万1,000円の増額でございます。こちらにつきましても保険給付費等の交付金の返還金でございまして、過年度分の交付金の額が確定したため返還が生じることとなったものでございます。

次に、歳入を説明いたします。予算に関する説明書の3ページ、タブレットページでは120ページをお開きください。

3款1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。補正額5,000円。こちらは、先ほど歳出のほうで申し上げましたけれども、社会保障・税番号システムの整備費補助金のほうが措置されましたので5,000円を計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金でございます。補正額164万6,000円の増でございます。まず、1節の保険基盤安定繰入金といたしまして、令和7年度の額の確定により170万3,000円を増額しております。

2節職員給与費等繰入金、こちらは職員給与費等事務費の繰入金で143万5,000円でございます。

3節出産育児一時金等繰入金、これは100万円の減額でございますけれども、出産育児一時金の繰入れのほうを歳出のほうで150万減額しておりますので、その3分の2、100万円の減額となります。

5節未就学児均等割保険税繰入金で18万6,000円の減、これは令和7年度の額の確定により未就学児均等割保険税繰入金を減額するものでございます。

6節産前産後保険税繰入金30万6,000円の減でございます。こちらにつきましても、産前産後保険税の繰入金の額が確定しましたので減額をするものでございます。

7款1項1目繰入金、補正額1,309万5,000円でございます。これは前年度繰越金のほうを1,309万5,000円計上するものでございます。

以上、簡単ですけども説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

**日程第16. 議案第51号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算  
(第2号) について**

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第51号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは議案第51号の御説明をさせていただきます。タブレットページ、123ページをお開きください。

議案第51号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）。令和7年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ505万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,829万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

予算に関する説明書をご覧ください。4ページになります。タブレットページで131ページになります。歳出のほうから御説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 2 9 万 6, 0 0 0 円の増額でございますけれども、これは職員の人件費に係る分でございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、1 款 2 項 1 目徴収費でございます。補正額 5, 0 0 0 円。こちらは 1 1 節の役務費で、先ほど国保会計でも申しましたように、窓口収納の手数料、納付書を使って金融機関の窓口で納付した場合の手数料として 5, 0 0 0 円を計上しております。

次に、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。5 3 5 万 2, 0 0 0 円の減でございます。こちらは 1 8 節の負担金・補助及び交付金でございます。令和 7 年度の負担金の額が確定したため 5 3 5 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。予算に関する説明書の 3 ページ、タブレットページで 1 3 0 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金の事務費繰入金でございます。3 0 万 1, 0 0 0 円の増でございます。こちらは 1 節の事務費繰入金といたしまして 3 0 万 1, 0 0 0 円、人件費等に係る分でございます。

4 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金、補正額 5 3 5 万 2, 0 0 0 円の減でございます。こちらは 1 節の保険基盤安定繰入金のほうが 5 3 5 万 2, 0 0 0 円の減となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1 日目は質疑なしと認めます。

---

## 日程第 1 7 . 議案第 5 2 号 令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（高橋 直也） 日程第 1 7、議案第 5 2 号令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 5 2 号令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。タブレットページ、1 3 2 ページをお願いいたします。

議案第 5 2 号令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第 2 号）。

総則。第 1 条、令和 7 年度大刀洗町の下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。第 2 条、令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計予算（以下「予算」とい

う。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

金額につきましては、既決予定、補正予定、計の順で読み上げさせていただきます。

(2) 主要な建設改良事業、①下水道施設整備事業、8,705万6,000円、559万3,000円の増、9,264万9,000円。②流域下水道建設負担金、2,978万8,000円、1万4,000円の減、2,977万4,000円。

収益的収入及び支出の補正。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入。第1款下水道事業収益、6億4,574万2,000円、260万1,000円の増、6億4,834万3,000円。

第2項営業外収益、3億7,846万3,000円、260万1,000円の増、3億8,106万4,000円。

支出。第2款下水道事業費用、6億6,327万円、77万8,000円の増、6億6,404万8,000円。

第1項営業費用、6億175万円、77万8,000円の増、6億252万8,000円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正。第4条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億2,445万7,000円」を「1億2,239万8,000円」、「当年度分損益勘定留保資金1億2,445万7,000円」を「当年度分損益勘定留保資金1億2,029万9,000円及び当年度利益剰余金処分量209万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入。第3款資本的収入、3億4,082万7,000円、763万8,000円の増、3億4,846万5,000円。

第3項補助金、2億1,853万1,000円、763万8,000円の増、2億2,616万9,000円。

支出。第4款資本的支出、4億6,528万4,000円、557万9,000円の増、4億7,086万3,000円。

第1項建設改良費、1億3,097万4,000円、557万9,000円の増、1億3,655万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

(1) 職員給与費、2,881万7,000円、34万7,000円の減、2,847万円。  
他会計からの補助金。第6条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「2億3,560万6,000円」を「2億4,058万5,000円」に改める。

次のページをお願いいたします。

第7条、予算第9条の次に次の1条を加える。

利益剰余金の処分。第10条、当年度利益剰余金のうち209万9,000円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良費に充当。

令和7年12月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

今回の主な補正は、9月に補正を行った減価償却費変動に伴う長期前受金戻入の額の確定によるものと、県の佐田川橋右岸取付道路の工事着手に伴う下水道管路施設更新の追加でございます。

内訳の説明をさせていただきます。タブレットページ、140ページ、紙は5ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算の事業別明細書でございます。

1、収益的収入及び支出の収入。1款下水道事業収益として補正予定額260万1,000円の増。主なものといたしましては、1款2項2目の多目的補助金265万9,000円の減及び1款2項3目他会計負担金66万2,000円の増は、公営企業の繰出し基準の算定に係る長期前受金戻入額の変更及び今回の補正追加に伴い一般会計繰入金を増減したものでございます。

なお、一般会計繰入金に関する補正につきましては、3款資本的収入でも行っております。

次に、1款2項5目長期前受金戻入415万8,000円の増は、減価償却費に関連した変動したものでございます。

次のページをご覧ください。1款2項9目雑収益44万の増は、これは修繕費で修繕したもののうち落雷被害で故障したものに対する建物災害共済金でございます。

次のページをご覧ください。支出。2款下水道事業費用として補正予定額77万8,000円の増。主なものといたしましては、2款1項1目管渠費100万円の増は、マンホールポンプの運転に係る故障対応の修繕が続き予算が不足しておるため、今後の修繕に対応するためのものでございます。

2款1項3目事業費6万3,000円の増は、各金融機関で窓口納付された使用料を町へ収納する事務の手数料が各特別会計で支出することになったため計上したものでございます。

2款1項4目総係費28万5,000円の減は、人件費ですので割愛させていただきます。

次のページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入。3款資本的収入、補正予定額

763万8,000円の増。主なものといたしましては、3款3項3目の他会計補助金763万8,000円の増は、1款2項2目の他会計補助金と同様に長期前受金戻入額と今回補正追加に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。支出。4款資本的支出、補正予定額557万9,000円の増。主なものといたしましては、4款1項1目管渠建設改良費559万3,000円の増は、県が実施する佐田川橋架け替え事業において、高食区からの堤防取付道路工事の追加を受けて今回補正にて管路施設工事を追加するものでございます。

4款1項3目流域下水道建設負担金1万4,000円の減は、福童浄化センター建設環境整備負担金の額が確定したものによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後0時23分

---

---

令和7年 第12回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和7年12月9日 (火曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和7年12月9日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第12回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により審議を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。平田議員。

#### 4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 乳幼児健診の充実について
2. 防犯カメラの設置について
3. 学校給食費の無償化について

○議員（4番 平田 康雄） おはようございます。議席番号4番、平田康雄です。

私は、乳幼児健診の充実と防犯カメラの設置、学校給食の無償化の3件について質問します。

まず最初に、乳幼児健診の充実について質問します。

乳幼児健康診査については、母子保健法に基づき1歳6か月児及び3歳児に対し健康診査を行う義務があるとされています。また、その他の乳幼児に対しても必要に応じ健康診査を実施するとともに、健康診査を受けるよう推奨しなければならないとされています。

御承知のとおり、乳幼児の健全な育成を図るためには、成長段階に応じたきめ細やかな健診を継続的に実施することが重要であります。

このため国においては、一般健康診査と歯科健康診査に分け乳幼児健診を行うよう地方自治体に要請しており、先ほど申しましたように1歳6か月児健診と3歳児健診を法定健診として実施を義務づけています。

本町における乳幼児健診については、これまで法定健診のほかにも任意健診である4、5か月児健診や5、11か月児健診、それに歯科健診が実施されてきました。また、本年度から新たに1か月児健診と5歳児健診が始まりました。

これらの健診は任意健診となっており、実施方式は各自治体によって異なるようです。

そこで本町における乳幼児健診の実施方針や実施状況などについてお尋ねしてまいります。

それでは質問します。

1つ目は、乳幼児健診の実施方針や受診率などについてであります。

まず、本町において、乳幼児健診はどのような方針に基づき実施していますか。

次に、過去5年間の乳幼児健診の対象者数や受診率などについてであります。

平均値でも構いませんけども、年度ごとの対象者数や受診率はどのようになっているか。また、健診を実施する上で何か問題がありましたか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の乳幼児健診の充実について答弁をいたします。  
乳幼児健診の実施方針や受診率についての質問でございます。

まず、本町における乳幼児健診の実施方針についてでございますが、大刀洗町では1か月児健診や4、5か月児健診、10、11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診の6回の健診を継続的に実施するとともに2歳6か月児の歯科健診を実施し、乳幼児の健全な育成を図ることとしてございます。

次に、過去5年間の平均的な対象者数や受診率、問題点についてでございますが、大刀洗町では、本年度から開始した1か月児健診と5歳児健診を除き、平均すると令和2年から令和6年の各5年間の対象者数は606人で、受診者数は537人、受診率は健診の種類によっても異なりますが、おおむね90%前後で推移してございます。

この点、出生後から4、5か月児健診まで乳児の健診がなく、これまでは妊娠届出後の母子手帳交付から関わりを開始し、出生届後に乳児全戸訪問事業へとつなげてまいりましたが、今年度から1か月児健診を導入したことにより産後の不安に傾聴することで早期の対応が図れるものと考えてございます。

また、これまで3歳児健診から就学時健診までの期間が長いことが課題でございましたが、新たに5歳児健診を導入したことで、成長発達の課題などを発見し、継続支援ができる体制を目指しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

乳幼児健診の受診率はかなり高いようですけども、健診を受けてない乳幼児もおられるようです。その乳幼児にとって健康診査を受けるのは極めて大切なことであり、乳幼児全員が健康診査を受ける必要があると私は思っています。

町では、健診を受けていない理由というのは把握されていますか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましては、対象乳幼児全員に健診を受けていただきたいというふうに考えておりま

すが、先ほど御指摘があったとおり、残念ながら健診を受けていない乳幼児が若干おられるというのが現状でございます。

理由としては、様々考えられるところですが、保護者、親御さんの仕事の都合がつかなくなったりとか、子供さんが当日体調不良で体調を崩されたとか、里帰りをされてあるというようなことが理由として考えられると思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 乳幼児が健診を受けないというのは、私は保護者のほうに原因があるのかなと思っております。

町では、保護者に対し乳幼児健診を受けるよう何らかの対策はされていますか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

未受診者の保護者に対しましては、電話や文書にて健診受診の再勧奨を行うなど健診を受けるように要請をしておるところでございます。しかしながら、先ほども申しましたように、残念ながら数名の方が健診を受けていない状況でございます。

このような未受診者の方につきましては、全ての方に訪問や電話、または保育園に通園されている乳幼児につきましては、所属園への訪問や電話を通して成長発達の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに全員受診していただくというのは非常に難しい面はあるかと思えますけども、引き続き努力をしていただきたいと思います。

次に、健診費用について質問します。

法定健診も含め健診の費用負担はどのようになっているのでしょうか。町や個人の、町は当然でしょうけど、個人の負担はありますか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） では、平田議員の御質問にお答えいたします。

健診費用のうち、法定健診、議員が言われました法定健診につきましては地方交付税にて措置されております。今年度から始めております1か月児健診、5歳児健診につきましては国のほうから補助金が措置されることとなっております。1か月児健診で1人当たり4,000円、5歳児健診で1人当たり3,000円となっております。

なお、乳幼児健診の予算額といたしましては、約400万円程度となっております。基本的

に個人の負担は発生しないということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは次の質問に移ります。

次の質問は、本年度から始まった健診の実施状況などについてであります。

この健診は、国の補助事業として、令和5年の補正により1か月児及び5歳児健康診査支援事業として始まったようです。

本町では今年の4月から取り組まれていますので、健診の実施状況についてお尋ねしたいと思います。

それでは質問します。

本年度から始まった1か月児健診と5歳児健診の実施方法や実施状況、これほどのようになっていますか。

それから健診を実施するに当たって、何らかの問題はありますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 本年度から始まりました健診の実施状況についての御質問でございます。

1か月児健診と5歳児健診の実施方法や実施状況、問題点についてでございますが、1か月児健診は出産後早期に健診を実施することにより健診結果を保護者と共有し、乳児の発育状況を把握することにより保護者の育児に対する不安を解消し、適切な支援を実施していくことを目的に医療機関に委託して実施をしているところでございます。

10月末時点の出生数93件に対しまして、10月分までの申請受付件数は56件でございます。申請のない方につきましては電話等にてお声がけをしているところであり、これまでのところ大きな問題はなく実施できているものと考えてございます。

次に、5歳児健診は精神発達の状況や言語発達の遅れなど心身の発達の特性を早期に発見し、健診の結果、発達の遅れなどが確認された場合には中学前までに適切な支援につなげていくことを目的として、対象者を年4回に分け、1回の健診ごとに5から6グループに分けて実施をしているところでございます。

その際、問診や検査に多くの時間が取られ、健診に時間がかかっていることから、診察の順序の変更や問診職員の増員により改善をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

4月から始まった1か月児健診と5歳児健診というのは、任意健診となっています。令和3年度の国の調査によると全国における1か月健診の実施率は32.8%で、5歳児健診は15%と

なっていますけども、現状ではどの程度の市町村で実施されていますか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは平田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1か月児健診、5歳児健診ですけども、健診自体がまだ始まったばかりであり、大変申し訳ありませんけども、全国的な傾向までは現在把握できていない状況でございます。

参考までに申しますと、令和7年10月1日時点の状況でございますけれども、福岡県内において1か月児健診を実施しているのが本町を含め17市町村、5歳児健診を実施しているのが本町を含め9市町村となっております、北筑後保健所管内では大刀洗町本町のみの実施となっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 1か月健診と5歳児健診は任意健診ということですが、これは国の要請により始まった健診でありますので、私はほとんどの市町村で実施されているものと思っておりましたが、実際に健診に取り組まれているのは非常に意外と少ないということのようでございます。

健診を行っていただけるというのは非常にありがたいことでございますけども、本町で健診を始められたのには、何か特別な理由があるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

1か月児健診、5歳児健診を始めた理由でございますけれども、町長マニフェストにあります3本柱の一つ、子育て支援と教育環境の充実を実現するため、また先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、国の補正予算で国庫補助金のほうが措置されたため、本町においても実施することになったものでございます。

特に、5歳児健診は3歳児健診以降就学時健診までの間、長期間にわたり健診がなかったこともあり、幼児の肥満傾向など発育状況の課題や就学時の精神発達の状況や言語発達の課題に対応する必要があったことが健診を開始した主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 1か月児健診と5歳児健診が始まって既に8か月が過ぎました。健診の実施状況についてお尋ねしたいと思います。

先ほど1か月児健診の受診対象者や受診者についての説明がありましたけども、5歳児健診の実施状況はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

5歳児健診の実施状況についてでございますけども、9月に第1回目を開催したところ、39名中36名の受診となっております。11月に第2回を開催いたしまして、対象者42名中39名の受診となっております。11月までに全4回のうち2回の健診を実施しておるところでございますけども、合計しますと受診案内対象者81名のうち75名の方が健診を受けてある状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 分かりました。その次の質問に移ります。

次の質問は、新たな健診の実施についてであります。

これまで本町における乳幼児健診としては、1歳6か月健診や3歳児健診など様々な健診が実施されてきましたし、4月からは1か月児健診、5歳児健診が追加で実施されています。今後の世代を担う乳幼児の健やかな成長を促すには乳幼児健診は大変重要で、よりきめ細かな健診を行う必要があると思います。

令和3年度のこども家庭庁の資料によると乳幼児健診は8種類ありまして、法定健診である1歳6か月児健診と3歳児健診のほかに実施の義務がない一般健康診査や歯科健康検査があります。本町では8種類ある一般健康診査のうち、法定健診も含め6種類の健診が行われていますし、それから2歳6か月の歯科健診も行われております。

8種類ある一般健康診査のうち、本町が実施してない健診は2週間児健診と6、8か月児健診であります。

令和3年度の資料によると全国的には2週間児健診の受診率は2.9%と極めて少ないわけですが、6、8か月児健診というのは47.7%の市区町村で実施されているようです。

歯科健診につきましては、本町では2歳6か月児で行われているようですが、全国的には1歳6か月児と3歳児の健診が多いようです。

そこで質問です。

小学校就学までの期間に市区町村が公費負担をして実施する乳幼児健診の回数は、全国平均では6回から7回となっているようです。本町では6回の健診が行われており、おおむね全国平均となっておりますけども、より細やかに健診を行うため、新たに6、8か月児健診を始めることはできないか。また、5歳児健診は精神発達の状況や言語発達の遅れなど心身の異常の早期発見などを目的としているようでございます。併せて一般健診も実施してはどうでしょうか。新たな健診を開始するに当たって、何らかの問題があるのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 新たな健診についての御質問でございます。

まず、6、8か月児健診や5歳児健診に合わせた一般健診についてでございますが、大刀洗町では先ほど来答弁しておりますとおり、4、5か月児健診、10、11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診や、2歳6か月児の歯科健診のほか保健師による2か月児訪問や子育て支援員の7か月児全戸訪問の実施に加え、本年度から新たに1か月児健診と5歳児健診を開始したところでございます。

まずは、本年度開始しました健診を着実に実施をしてまいりたいと考えてございます。このため、現時点では、これに加えて新たな健診を実施する計画はないところでございます。

次に、新たな健診を開始する場合の問題点についてでございますが、これにつきましては職員体制上の課題や予算確保等の問題がございまして、現体制での実施は難しいものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

本町における7か月児の全戸訪問というのは、これは全国段階における6、8か月児健診に該当するのかもしれませんが、5歳児健診に合わせた一般健診についてはどうでしょうか。本年度から始まった5歳児健診は主として心身の発達の特性を早期に発見すること、これを目的とした健診であります。したがって、3歳児健診以降就学時健診までの間の長期間にわたり一般健診は行われていないのが現状であります。新たな健診を実施するには確かに様々な問題があると思えますけれども、私は5歳児健診に合わせ一般健診を実施すべきであると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

5歳児健診に合わせて一般健診を実施することはできないかというような御質問でございますけれども、先ほどから町長のほうが答弁しましたとおり、町では継続的に切れ目のない健診を実施しておりますので、新たに健診を実施していく考えは今のところございませんが、議員からの御指摘がありましたとおり、3歳児健診以降就学時健診まで一般健診は実施していないのが現状でございます。しかしながら、この5歳児健診に合わせて一般健診を行うことは、5歳児健診自体の検査項目がかなり多いこともあり難しいものと考えております。

保育園や幼稚園に就園されている方につきましては、園での健診等もございますので、フォローが必要な方につきましては所属園との連携も実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 本町における乳幼児健診としては、6種類の健診に加え7か月の全戸訪問などを行うなど、おおむね全国平均的な健診が行われていると。しかしながら乳幼児の健全な育成を図るためには、成長段階に応じたきめ細やかな健診を継続的に実施すること、これが非常に重要であります。

現在実施されていない3歳児以降就学時までの一般健診の実施を検討していただくように要請したところでございます。

確かに3歳児以降就学時までの間には、課長が言われますように保育園での健診が行われていますけれども、保育園に通われていない幼児もおられると思います。ぜひ保育園などと連携を密にしながら、しっかりとフォローしていただきたいと思います。

最後になりましたが、本年度から新たに1か月健診と5歳児健診が実施されるようになったことは大変喜ばしく感謝申し上げます。しかしながら、一方では、職員は増員されていないという現実がございます。非常に大丈夫かなという気がしております。

今回新たな健診を追加で行うよう要望しましたけれども、人的に無理な面があるのではないかと、あるいは、職員の過剰労働につながるのではないかなどと危惧しているところでございます。健診を実施する場合は、ぜひ職員の増員についても併せて検討してください。

それでは次の質問に移ります。

2つ目の質問は、防犯カメラの設置についてであります。

防犯カメラの設置については、令和5年12月議会において公共施設へ設置するよう要請したところ、町長からは、消防団の第1分団と第4分団の車庫へ設置を予定しているとの回答がありました。質問の追跡でも、年度末までに設置する。大堰公園も設置予定とのことでしたが、これらは既に設置されているようです。

また、本年度の当初予算には、役場庁舎の出入口や中央公民館、ドリームセンターなどへ防犯カメラを設置するための予算が計上されていますけれども、そのほかにも役場駐車場とか、校区センター、運動公園など、防犯カメラを設置したほうがよいと思われる公共施設はまだ多数残っております。

防犯カメラについては、5月の議会報告会において、小学校への防犯カメラの増設とか、通学路への設置の要請というのがございました。そのほかにも住民から、交通量の多い道路や歩道のない道路、あるいは、町内の危険な箇所を設置してもらいたいとの要請があつています。

そこで、公共施設や危険箇所へ防犯カメラの設置、あるいは、小学校への防犯カメラの増設や通学路などへの設置について、町や教育委員会に対し考え方などをお聞きしたいと思います。

それでは質問します。

まず、防犯カメラの設置についての考え方などについてであります。

防犯カメラの設置について、町の基本的な考え方をお示してください。

また、本町における防犯カメラの設置状況についても併せて説明願います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の防犯カメラの設置について答弁をいたします。

防犯カメラ設置の考え方についての御質問でございます。

防犯カメラ設置の基本的な考え方や設置状況についてでございますが、大刀洗町では、秩序維持及び犯罪、事故等の抑止を目的として、特に必要性が高いと判断した場合には庁舎などの公共施設や駅、公園に防犯カメラの設置を進めてきたところでございます。

今後とも、警察や行政区長などから要請があり、防犯カメラ設置の必要性が高いと判断した場合については設置を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、防犯カメラの設置状況についてでございますが、これまで役場庁舎をはじめ甘木鉄道の西太刀洗駅、西鉄甘木線の本郷駅と大堰駅、大刀洗公園、大堰公園、消防団車庫、小学校、菊池校区センターに設置してございまして、今年度は役場庁舎内の増設に加え、中央公民館、ドリームセンター、こども家庭センター、菊池連絡所にも設置をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

防犯カメラ設置の必要性が高まった場合と言われましたけども、具体的にはどういうことですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 警察や行政区長からの強い要請があり防犯カメラの設置の必要性が高まった場合でございますけども、例えば、町内におきまして重大な事件や事故が発生し、警察や行政区長からの強い要請があった場合を想定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 本年度に防犯カメラを設置したということですが、これは何台設置されたんでしょうか。また、設置時期とか運用開始時期はいつですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 今年度設置した台数でございますけども、まず役場庁舎に8台、中央公民館に3台、ドリームセンターに3台、こども家庭センターに4台、菊池連絡所1台、合計で19台設置しておるものでございます。

それと設置につきましては、11月の中旬ぐらいに設置工事を行ったものでございまして、運用につきましては、12月から運用を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 今回設置されました防犯カメラは、例えば中央公民館であれば、26万4,000円というのがリース代として予算に計上されていますけども、総額ではどの程度になりますか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 今年度のリース料でございますけども、先ほども申しましたとおり19台設置しておりますけども、12月から来年の3月までの4月分につきましては合計で47万5,200円となっております。ですので、年額4月から3月、1年間と計算した場合につきましては、142万程度となります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、公共施設や危険箇所への防犯カメラの設置についてであります。

昨年度は消防詰所や大堰公園に設置されましたし、本年度は役場庁舎とか中央公民館など多くの公共施設に防犯カメラ設置する予算が計上され、既に設置したということですが、危険箇所へは設置されていないようでございます。

そこで質問です。

まず、公共施設や危険箇所への防犯カメラの設置についてですが、町ではこれまで役場庁舎などの公共施設に防犯カメラを設置してこられましたけども、引き続き役場駐車場や校区センター、運動公園などへの防犯カメラは、これは設置できないもののでしょうか。町内の危険箇所への設置はいかがでしょうか。

次に、防犯カメラ設置費用についてであります。

新たに役場駐車場や校区センターなどの公共施設へ防犯カメラを設置した場合、どの程度の経費を要するとお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 公共施設や危険箇所への防犯カメラの設置についての御質問でございます。

まず、役場駐車場、校区センター、運動公園、町の危険箇所についてでございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、今年度、役場庁舎内の増設に加え、中央公民館、ドリームセンター、こども家庭センター、菊池連絡所に防犯カメラを設置したところでございまして、現時点では、

現在のところ学校関係を除き新たに防犯カメラを設置する計画はないところでございます。

次に、防犯カメラの設置費用についてでございますが、夜間撮影や防水防じん性能、解像度、記録方法や媒体の容量、設置工事費などで異なりますが、建物外に設置する場合、1台あたりおおむね30万円程度は要するものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

このたび庁舎の玄関とか中央公民館、多くの公共施設に防犯カメラを設置されたことから、この安全性というのは飛躍的に向上したものと考えられますけども、住民からは、身近な場所への設置、例えば校区センターとか、町内の危険箇所、こういったところに設置が求められております。なぜ、校区センターとか町内の危険箇所などに設置を検討できないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 現在のところ、町内におきまして大きな事件事故は発生しておりませんので、現在のところ警察や行政区長から具体的な設置要請はあってございませんので、現時点での設置の必要性は高まっていないというふうに判断しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 現時点で必要性は高まっていないというのも、現に住民からは非常に要請が来ていますから、ぜひ検討をしてください。

次に、防犯カメラの維持管理費用についてであります。

維持管理費用としては電気代などが考えられますけども、昨年度の維持管理費用はどの程度になりましたか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 維持管理、電気料金などがございますけども、まず建物に設置している部分につきましては、建物本体の電気料に含まれておりますので把握ができないような状況でございます。

総務課が管理します防犯カメラの令和6年度の経費でございますけども、約1万6,000円となっております。電気料金が1万4,000円弱、あと電柱の点火使用料で2,600円程度となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは3つ目の質問をします。

3つ目の質問は、小中学校への防犯カメラ設置方針などであります。

議会報告会において、大堰校区の住民から小学校に設置されている防犯カメラを増設してほしいという要望がありました。具体的には、菊池小学校には防犯カメラが4台もあると聞いているが、大堰小学校に1台しかない。増設できないかという内容であります。また、通学路への防犯カメラの増設についても要請がありました。

そこで質問です。小中学校への防犯カメラの設置方針や設置状況はどのようになっているか。

次に、防犯カメラの増設などについてですけれども、この防犯カメラの増設はできないか。通学路への設置はどうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の小中学校への防犯カメラの設置方針はについて答弁させていただきます。

まず1点目の小中学校への防犯カメラの設置方針や設置状況についての御質問です。

各小学校では、児童の登下校時の安全確保のため、平成30年5月にツイタモンという登下校の時間を記録するセンサーと、それに合わせて防犯カメラを校門や昇降口に設置しているところ  
です。

具体的な防犯カメラの設置台数は、大堰小学校1台、大刀洗小学校2台、本郷小学校と菊池小学校には4台設置しており、現在中学校には設置していないところでございます。

次に、防犯カメラの増設や通学路への設置についてですが、現在、防犯カメラの増設数や設置場所について、各小学校及び中学校との打合わせを行っているところです。来年度の設置に向けた予算要望などの協議を行う予定でいるところです。

なお、通学路への防犯カメラの設置についてですが、これは現在考えてはおりません。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 菊池小学校や本郷小学校に4台設置されていると。なぜ大刀洗小学校2台、大堰小1台しか設置されなかったんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

現在設置している防犯カメラにつきましては、当初設置するときに各小学校から要望が上がった防犯カメラの設置台数を設置しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 来年度小学校に防犯カメラを追加で設置されるということのよう  
すけれども、どの程度の防犯カメラを設置されるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

前は、各小学校ごとに設置台数は異なっておりましたが、今回につきましては各小学校で4台追加で設置をしたいと考えているところでございます。また、今回、中学校のほうにも4台設置する考えでありまして、今後設置に向けた予算要求等について協議を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） なぜ、これまで中学校には防犯カメラが設置されなかったんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど教育長の答弁のほうでもございましたが、現在ついている防犯カメラにつきましては、登下校の確認のためのツイタモンと一緒に防犯カメラを校門や昇降口に設置をしているものでございます。一方、中学校につきましては、登下校の確認の必要がないということで、ツイタモンがついておりませんので、防犯カメラもついていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 次に、通学路への防犯カメラの設置についてであります。

議会報告会でも住民から通学路に防犯カメラを設置してもらいたいとの要望がありましたが、私も通学路を安全面から考えると防犯カメラを設置したほうが良いと思われる場所がかなりあるように思っています。

例えば、車の通行量が多い通学路や歩道がない通学路、あるいは、周辺に住宅がなく人通りが少ない通学路などは危険でして、防犯カメラを設置したほうが良いのではないのでしょうか。

教育委員会では通学路へ防犯カメラの設置は考えておられないようですが、小学校では、毎年行っておられます通学路の調査ですね、この調査に併せて防犯カメラを設置したほうが良いと考えられる場所、これを調査したり確認したりすることはできませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

小学校が行っている通学路の調査につきましては、狭い道とか、カーブミラーが必要な場所がないとか、そういうような調査を行っているところでございます。

現在、教育委員会の中では、通学路の危険箇所に防犯カメラを設置するような場所の調査等を

する考えはございませんけれども、今後、町全域で危険箇所への防犯カメラを設置する方針が示された場合につきましては、教育委員会においても通学路の危険箇所について調査を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 防犯カメラにつきましては、これまでも公共施設へ設置するよう要請してまいりましたが、プライバシーの問題があるとのことで、なかなか設置は難しい状況でした。そのような中で昨年度から少しずつ設置が進み、本年度は多くの公共施設に防犯カメラが設置されましたが、現状では役場駐車場や校区センターなど、防犯カメラの設置が必要な公共施設はまだ多く残っています。また、住民からも町内の危険箇所へ防犯カメラ設置の要望があつていまして、小学校の防犯カメラの設置や通学路の要請もありました。そういうことから今回質問させていただきました。

町長からは、現在のところ新たに公共施設や町内の危険箇所に防犯カメラを設置する考えはないとの回答でしたけれども、やはり住民からの要請に応えるためにも、ぜひ校区センターなど公共施設や危険箇所の設置について検討していただくよう再度要請するものであります。

最後になりましたが、先ほど教育長から小学校への防犯カメラの増設と中学校への設置につきましては打合せを行っているとの回答がありました。予算化の話もございましたので、これについては非常に期待したいと思っております。

これで2問目を終わります。

次に、3問目の質問に行きます。

3つ目の質問は、学校給食の無償化についてであります。

学校給食の無償化は、全てのこどもが平等に栄養バランスの取れた学校給食を食べることができ、経済的な困難からこどもの健康や学習機会が損なわれないようにすることを目的としているとのことでございます。

貧困家庭のこどもたちをサポートする手段として、また、こどもたちの健康の向上と学力の引上げを目指す政策として広く注目を集めています。

学校給食の無償化につきましては、11月8日付西日本新聞に「給食無償化、月内合意を目指す」との記事が掲載されました。

記事の内容は、自民党、日本維新の会、公明党3党が小学校の給食無償化に向けた実務者協議を開き各地方自治体の実情を踏まえ制度設計する方針を確立したことであります。

自民、日本維新の会、公明による3者合意では、まず来年度に小学校の給食を無償化し、その後は中学校へも拡大する方針のようであります。

それでは質問します。国において、小学校給食の無償化が検討されている中で、本町における給食費無償化に向けたお考えをお聞かせください。

次に、小学校給食費の無償化の動きに合わせて、中学校給食費や保育園の副食費の無償化の検討はできないか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の学校給食費の無償化について、学校給食費の無償化の検討についての御質問です。

まず、学校給食費の無償化に向けた町の考えは、についてです。

これは、国は、先ほど議員のおっしゃってありましたように、国は令和8年4月から、まずは小学校で給食無償化を実施し、その後、中学校もできる限り速やかに拡大していく方針を示しています。しかし、現時点では文部科学省から具体的な内容が示されていないことから、教育委員会としては引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えているところです。

次に、小学校に無償化が実施された場合、中学校給食費や保育園の副食費の無償化の検討についてです。

先ほど言いましたように、現時点で小学校給食費無償化の内容が国から具体的に示されておりません。そのため中学校の給食費については、小学校無償化の方針が明らかになってから補助額や無償化についての検討をするように考えているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

国からの連絡を待って対応するのは非常に遅過ぎるんじゃないかと思います。

国では、早ければ来年4月から小学校給食費の無償化を実施する方向で検討されていますので、本町でも無償化というのは前提として、早急に中学校給食費などの無償化に向けた検討を始めるべきじゃありませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

先ほど教育長が申し上げたとおり、文部科学省のほうからは、現在いまだに具体的な通知等来ておりませんので、その中での検討は控えさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 当初に申しましたとおり、自民、日本維新の会、公明3党が小学校

の給食無償化に向けた実務者協議を開き制度設計する、そういう方針を立てたということですから、実現の可能性はかなり高いと私は思っております。

小学校給食を無償化するのであれば、中学校の給食費なども足並みそろえて無償化すべきでありまして、早急な対応が必要であります。

小学校給食費が無償化された場合、町の負担がなくなりますから、その分を中学校給食費などに回せるのではないのでしょうか。小学校給食費の無償化が始まってからでは遅いので、早急に検討を始めるべきだと思います。

そこで質問です。小学校給食費に充てている経費を中学校給食費などの無償化のために活用した場合、どの程度の追加経費が必要かといった程度の検討はできませんか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

中学校などの給食費の無償化を実施するかどうかは別といたしまして、先ほど来申し上げたとおり国の動向等がまだ通知等来ておりませんので、国の給食費無償化の動向を注視した上で、本町における給食費の費用の在り方等については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 次の質問は、給食費無償化のための物価高騰対策交付金の活用についてでございます。

本年度は物価高騰対策として国からかなりな額の交付金が支給されています。現在も物価高騰の状況は続いていますので、引き続き交付金が支給されるのではないのでしょうか。もし4月から小学校給食費が無償化された場合、同時に中学校給食費などを無償化するための資金として物価高騰対策交付金ですか、これを活用できませんか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というものが今後交付される予定でございます。

当町では、この交付金を活用して物価高対策事業が各課から上げられてくることと思っておりますので、教育委員会としても中学校などの教育費無償化について検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 学校給食といいますのは、こどもたちの成長とか健康維持にとって

必要不可欠であります。それを支える環境整備は社会全体が取り組むべき課題と言えるんじゃないでしょうか。給食費の無償化は、この課題解決の一環であり、町にとっては非常に重要な政策だと思います。

現在、国において小学校給食費の無償化が検討されていますけども、中学校給食費の無償化は実施時期が少し遅れるようでございます。

仮に小学校給食費が無償化された場合、中学校も早い時期に無償化されると思いますが、その間、国の物価高騰対策交付金を中学校などの無償化のために資金として充てることも一つの手法かなと考え、提案いたしましたところでございます。

小学校の給食無償化に合わせ、中学校の給食費や保育園の給食、副食費の無償化を同時に実現すべく、交付金やふるさと応援基金などを活用して中学校給食費などの無償化に向けた本町独自の施策をしっかりと検討していただくよう要請するものであります。

最後になりましたけども、学校給食費につきましては、補助金を小学校、保育園、中学と全て1,000円にアップしていただきました。

それから本年度はさらに、小学校では1,000円を1,600円、中学校は1,000円を2,000円までアップしていただきましたけども、残念ながら保育園の副食費というのは1,000円のままですが、今回の補正予算をしっかりと調査して調べてみますと、保育園給食費支援費として400万円が計上されていますが、これが保育園の副食費として充てられるのかなというふうに考えております。もしもそうであるならば、私は、幼児の乳幼児の保護者に代わりまして厚くお礼を申し上げます。

近年、本町におきましては、主に小中学校の学力が向上しています。これはひとえに先生たちの指導によるものと考えておりますけども、やはり給食費の助成をはじめとし、町や教育委員会などの取組、様々な施策の取組、こういったものが少なからず影響しているのかなと思っております。

総務委員からも、ぜひ、学校給食費などの無償化については、しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。

議場の時計で10時40分より再開いたします。

休憩 午前10時24分

.....

再開 午前10時40分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。野瀬議員。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 補助金等について

2. 大刀洗町公共施設等総合管理計画について

○議員（11番 野瀬 繁隆） それでは、11番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。今回、2問の質問を予定していますので、簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

先日、政府は企業への租税特別措置や補助金に無駄がないか点検を行う、見直すため、租税特別措置・補助金見直し担当室というのを、多分財務省だと思うんですけど、その中に設置するという旨の報道がございました。

今日、補助金は自治体の政策目標に併せ、様々な分野で事業者の取組をサポートし、資金の一部を給付するなど、事業者が行う新規事業やサービス、事業継続などの取組を支援する重要な役割を担っているものというふうに私は思っております。

そこで、改めて補助金制度についてお伺いをいたします。

1点目は、補助金支出の法的根拠となるのについてお伺いします。法的根拠となるのは何なのかということですか。

2点目は、補助金はどう定義づけされ、その趣旨は何なのか。

3点目は、補助金と交付金の違いは何か。そして、法律補助と予算補助の違いは何なのかでしょうか。

以上3点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の補助金等について答弁をいたします。

補助金制度についての御質問でございます。

まず、補助金の支出根拠についてでございますが、地方自治法第232条の2、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができること定められてございまして、この規定に基づきまして、公益上の必要性が認められる場合に補助金を支出をしているところでございます。

この際、個別の補助金の根拠につきましては、個別の法律などに基づくものと、個別の法律などに基づかず、予算に基づいて補助金を支出しているものがございます。

次に、補助金の定義及び趣旨についてでございますが、補助金につきましては、法令上明確に

定義されているものはありませんが、一般的には、国または地方公共団体が、特定の事務事業を奨励、助長するため、あるいは財政上の援助を与えるために、公益上の必要がある場合に交付をする、反対給付を伴わない金銭的給付とされてございます。

次に、補助金と交付金及び法律補助と予算補助の違いについてでございますが、補助金と交付金の違いにつきましても、法令上明確な区別があるわけではございませんが、一般的には補助金は、特定の事業の実施に伴う経費の一部を助成するものでございまして、使途が厳格に定められ、事業完了後には、詳細な実績報告と精算が求められるものを指す場合が多く、交付金につきましては、団体運営そのものを支援をしたり、より広範な目的のために交付されたりするもので、補助金と比べますと、使途の自由度がやや高いものに使われている傾向がございます。

この点、大刀洗町では、補助金等を交付規則におきまして、両者を含めまして補助金等として包括的に取り扱っているところです。

次に、法律補助と予算補助の違いについてでございますが、狭い意味の狭義には、国が地方公共団体に対して支出する補助金を念頭に置いた整理ではございますが、一般的には、法律補助とは、法律や条例によって、自治体に交付が義務づけられている補助金を指しておりまして、大刀洗町の補助金におきましては、これに該当するものは限定的でございます。

一方、予算補助とは、地方自治法第232条の2に基づきまして、自治体が公益上の必要があると判断した場合に、その政策的な裁量によりまして、予算に基づき交付する補助金を指し、大刀洗町で交付している補助金のほとんどが、この予算補助に該当しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと再質問させていただきます。

今、根拠が自治法とおっしゃったんですが、その中に公益上必要がある場合というような御答弁があったと思うんです。いろんな、今、役場の中でも補助金要綱が制定されていまして、その中に、目的とか趣旨とかいうのが書いてあります。その中に、例えば、環境整備とか、いわゆる公益的なものに資するものみたいなものが書いてあって、公益上必要というのは、ちょっと具体的にどういう場合なのかというのが、ちょっと何か曖昧かなと思って、きちんとした解釈でもあればお願いしたいというふうに思います。1点がそれです。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。発言ですか。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

公益上のあるところの解釈だとは思っております。団体等補助金を交付することで、不特定多数のものに利益増進に寄与するためという形が大きなものだとは思いますが、それを読み替えるとすれば、町全体の利益につながることで読み替えられるのではないかと理解しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 例えば、公益上必要がある場合の補助金というのは、要綱等が制定されていますけど、そういう中に、目的とか、先ほど言いましたような趣旨において、公益上必要があるというようなことが大体明記されているんじゃないかなと思うんです。そういう交付要綱等に具体的に目的が書かれているようなことだと思うんです、公益上必要なものというのは、それと、町が関与して、推進すべき事業かどうかというような判断というか確認というか、そういうのが必要なかなと思うんです。それと、今、補助金を出すからには、当然、住民のニーズに対応して補助金の交付の効果がある、そういう何点かの視点がいるのかなというふうに思うんですから、公益上必要な場合というのを、私は今申し上げたようなところの視点を持って、いろんな要綱とかを定めていく場合は、考えていく必要があるのかなというふうに思います。そういう点について、もう一度ちょっと申し訳ないんですけど、具体的に何かあればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

公益性の必要性というか、なかなか個別具体的に定義するのが難しいところがございますけれども、一般的には広い裁量権があるところではございますが、基本的には、町なり、自治体なりが事業を奨励するなり、町の政策の方向性に沿うような形ですが、その町にとって利益があるんだというところで、まず、そういう公益性というか必要性があるのかどうか、あるいは町の総合計画などの施策体系との整合性が取れているのかとか、あるいは費用対効果なり、あるいはほかの制度との公平性とか均衡が保たれているのかとか、そういうところも含めながら、町としてそういう補助をすることが、その地域なり、事業者なり、町にとって有益であるということをお判断することにおいて、公益性があるかどうかというのを判断していくのかなと思ってございます。明確な答弁になっていなくて申し訳ないんですが。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） それと、補助金の本来の趣旨といいますか、いろんな団体に、あるいは事業に補助金を今出してあると思うんですが、そういう組織力ですとか、あるいは運営基盤が脆弱な初期段階の支援措置として、団体が自立するまでの一定期間を支援するとか、そういういろんなまちづくりとかやっていく上で、まだまだちょっといろんな支援をしなくちゃいかん。それが引いては公益性につながっていくんだという、そういう趣旨があるのではないかなというふうに、ちょっと私は思っているんです。

だから、ある程度、最初補助金を出す初期段階で、どういう効果を狙っていったら、最終的には

そういう団体はちゃんと自立していただけるような組織になっていく。それまでの間は何がしかの補助をやっていこうと。そして、それが引いてはずっと町のいろんなまちづくりの一つの団体になっていくとか、そういう経過をやっぱりたどっていくべきかなというふうにありますので、ぜひそういう視点も持っていただきたいなというふうに思います。

それから、交付金と補助金の違いとか、法律補助とかいうのは、まさに答弁があったような内容だと私も思っていますので、次に移りたいと思います。

次に、大刀洗町補助金等交付規則についてでございます。本則については、昭和58年、大刀洗町の規則第2号を、平成17年3月に全面的に改正し、その後、令和2年あるいは令和4年の一部改正により、現行の規則に至っているというふうに認識をしております。

そこでお尋ねをいたします。1点目は、本規則制定、平成17年の全面改正の背景となったのは何なのか。

2点目は、本則と各課が所管する補助金交付要綱の位置づけはどういうふうになっているのか。

3点目は、各課が所管する補助金交付等要綱の制定の基本的な考え方と、その制定の手順及び議会に対する説明等はどのようなふうと考えてあるのかをお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をさせていただきます。

大刀洗町補助金等交付規則についての御質問でございます。

まず、本規則制定の背景についてでございますが、大刀洗町補助金等交付規則の制定以前は、各補助金がそれぞれの判断基準で運用される側面があったことから、国の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法の趣旨も踏まえ、補助金の申請から交付決定、実績報告、額の確定に至るまでの一連の手続を標準化し、補助金の交付に関する統一的なルールを定めることにより、特定の団体や個人に有利・不利が生じることのないよう、補助金行政の公正性・透明性及び効率性を確保することを目的に制定されたものであります。

次に、本則と各課が所管する補助金交付要綱の位置づけについてでございますが、大刀洗町補助金等交付規則は、町が交付する全ての補助金に共通する申請手続や報告義務といった基本的な総論を定めたものでございまして、各課が所管いたします個別の補助金交付要綱は、この規則に基づき、それぞれの補助事業の目的や対象者、補助率や上限額、対象経費といった、より具体的な各論を定めたものであります。

次に、補助金交付要綱等の制定の基本的な考え方と、その手順及び議会に対する説明についてでございますが、新たな補助金制度を創出する、あるいは既存の制度を見直す場合には、先ほども少し述べましたが、1番目として、公益性、必要性があるのか、2番目として、町の総合計画などの施策体系との整合性が取れているのか、3番目として、費用対効果が見込まれるのか、

4番目として、他の制度との公平性や均衡が保たれているのかといった観点から、社会経済情勢の変化を見極めながら、総合的に判断することを基本としてございます。

その際、まずは担当課におきまして、補助事業の目的や対象者、補助率や上限額、対象経費等の事業の概要を整理した上で、予算査定等を通じて、当該補助事業の必要性や財源、制度内容について精査をしているところでございます。

また、要綱とは、法規としての性質、言い換えれば、国民の権利義務に関する定めとしての性質を有するものではなく、個別の事業において、行政機関内部で職員が事務処理を進めていく上での指針や基準を定めたものでございます。

補助金交付要綱におきましても、先ほど申し上げました補助事業の目的や対象者、補助率や上限額、対象経費等について、必要な決裁手続を経て、制定、交付、施行をしているところでございます。

次に、議会に対する説明につきましては、補助金は当然ながら予算に基づき執行するものでございまして、当初予算あるいは補正予算の予算に関する説明書に当該補助金を記載し、予算委員会や本会議において、補助事業の目的内容等を説明するとともに、新たに補助事業を創設する場合や、特に事業内容の大きな見直しを行う場合には、全員協議会等の場でも御説明することとしてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 再質問、ちょっと細かな点でお聞きしたいと思います。

今の答弁で、要綱に基づかない補助金というのはないんだというふうな答弁だったと思うんですが、これ全く全部補助金は、要綱あるいは規則に基づいた内容になっているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

町が交付する補助金につきましては、基本的に補助金の交付規則に基づいて交付をしているものでございます。ただ、議員が今御指摘がございましたように、個別の各課がつくる要綱については、その要綱を制定して補助金を出しているものと、個別の要綱を制定せずに、予算措置に基づいて、規則に基づいて支出しているものの2種類がございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今の答弁は、補助金交付規則に基づいて直接出しているものもあるんだよという話ですが、私がちょっと見てみると、平成17年に交付規則を改正されたということで、それ以前に、要綱と申しますか、これが制定されている部分、そういう要綱というか、規定という形であるんですけど、それが何本かあるんです。それは多分、全面改正する前にでき

た規定じゃないかなと思うんです。それがまだ生きている形で残ってまして、その中の条文を見てもみますと、ほとんどの要綱が、補助金要綱の規定にその他準じるというふうな、手続等を準じるという書き方を大体してあるんです。だから、全部絡んできているというか、基本となっているのが規則かなと思って、あとは要綱でいろんな事細かな目的とか趣旨とか、手続ももちろんそうなんです、そういうものを作ってあるような気がするんです。

あとそういうのを1回ちょっと調べ直していただいて、改正すべきものとか、ほとんど使っていないようなものとか、そういうのをちょっとチェックしてもらいたいと思うんです。残しとけば、今の時代ですから、いろんな新しい施策が出てきて、それに当てはめていこうとか、そういうのがあるのかも分かりませんが、何せ目的とか趣旨を読めば、多分かなり以前の内容になっているみたいですので、ぜひそういうところをお願いしたいと思いますし、今時点でどのくらい残っているかが分かればお答えいただければと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今、手元に議員の御質問がありました、要綱等が現存する要綱が何本あるのかというのは、資料がございませんので、これにつきましては確認した上で、後日御回答させていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひともそういうものをお願いしたいと思います。

例えば、県条例なんかで、県の条例等で手続等をきちっと決めた要綱みたいなものがあるんですよ。それは恐らくダイレクトに来ているかどうか分かりませんが、それでも、今町長が先ほど答弁をなさったように、ダイレクトに来ていても、補助金交付規則というのはちゃんと生きているから、それに基づいて事業をやってください。だから、目的、趣旨というのは県の条例と一緒になんです。そういう場合があると思うんですが、それでもやっぱり町が個人とか、あるいは団体に補助金を出すんですから、そういう趣旨のものにつくり替えとっていただきたいということをお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、3項目めですが、年々増加する補助額への対応についてでございます。

1点目は、本則及び要綱に基づく補助事業等の件数と補助額はどのようなふうに推移しているのか。5年前、それと直近3か年ぐらいでいいですから、その推移がどうなっているのか。

2点目は、補助金交付の公益性、効果、公平性などの観点から、検証・検討を行うべきというふうに考えますが、所感をお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

増加する補助額への対応についての御質問でございます。

まず、本則及び要項に基づく補助事業等の件数と補助額の推移についてでございますが、本則に基づく補助事業については、5年前の令和元年が57件、8,396万2,000円に対し、直近3か年の令和4年が54件、9,211万7,000円、令和5年が51件、9,922万5,000円、令和6年が54件、1億323万3,000円と増加傾向でございます。

また、要綱に基づく補助事業につきましても、5年前の令和元年の52件、24万3,977円に対しまして、直近3か年は、令和4年が76件、5億9,412万1,000円、令和5年が70件、5億9,550万3,000円、令和6年が61件、4億3,808万3,000円と、5年前に比べまして、いずれも増加傾向でございます。

この点、近年のコロナ禍における事業者支援や、価格高騰対応のための給付金事業などが交付額増加の要因の一つと考えてございます。

補助金交付の公益性、効果、公平性などの観点から検証や検討についてでございますが、大刀洗町では、令和6年度の扶助費の決算額が10年前の約2倍に達するなど、近年、扶助費が増加の一途ございまして、今後も高齢化の進展に伴い、扶助費の増加や医療・介護などの社会保障分野への支出の増加のほか、公共施設の老朽化対策や災害対策費用等、多くの財政需要が見込まれるほか、昨今の物価高騰に対応した地域経済や住民の暮らしを支援する取組や、資材価格の高騰などによる事業費の変動、金利上昇による利払い費の増加の懸念など、持続可能な財政運営を行う上で大きな課題に直面しているものと考えてございます。

このため、議員御指摘のとおり、補助金交付の公益性、効果、公平性などの観点から検証や検討を行うことは必要と考えてございます。

この点、補助金の交付に当たりましては、安易に補助制度を新設や継続するのではなく、先ほども述べました、公益性・必要性があるのか、町の総合計画などの施策体系との整合性が取れているのか、費用対効果が見込まれるのか、他の制度との公平性や均衡が保たれているのかといった観点のほか、社会情勢の変化や事業の優先順位についても見極めながら、総合的に判断をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 答弁いただいたのであれですが、いろんな国においても県でもそうなんですけど、補助金のメニューが古いものから新しいものがどんどん出てきて、それを各町村というか、町とか市町村にそういうデータ等をやっぱ送ってあると思うんですよね。手を挙げてくださいみたいな感じで、手を挙げて、各自治体もできるだけ補助とか交付金を活用して、まちづくり等をやっていくというのは、もうそれ当たり前の話なのかも分かりません。

ただ、そこで、今町長もおっしゃったように、新しい制度ができたから、全体を見てという話

ではないんですけど、やっぱりそこを手挙げるからには、じゃあこの事業、あるいはこの補助金がどういう効果を生んでいくのか、それが例えば住民にとってどういうメリットが出てくるのかとか、そういうところがやっぱり非常に大切になると思うんです。

この前の決算だったと思うんですけど、各委員さんからやっぱり出たのが、あまりいろんな補助事業に飛びつくのではなくて、しっかりとやっぱり効果があるものを見極めてやっていくべきじゃないかと、そういう意見も中には出ておりましたので、そういうメニューの中から、この補助金を使って何をどういうふうに推進していこうとするのか、あるいは何か年ぐらいでこれをやっていこうとするのかとか、そういうある程度具体性を持った計画というか、補助金を活用してまちづくりをやっていく上では、そういう視点もやっぱりぜひ考えていただきたいというのと、各課だけではなくて、それぞれの課だけではなくて、やっぱり町の中で関係する部署は結構あると思うんですが、そういう中において、町全体として施策の推進というか、先ほどもちょっと申し上げられましたように、基本計画のどういう部分に当たってこれをやれば、ここにインセンティブを与えてこういう政策も生きてくるとか、そういう考え方がいろいろあると思うんですから、そういうことをぜひ考えながら進めていただきたいなというふうに思います。そういう点、ちょっと何か所見があれば、町長お願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうから御指摘があったとおりでございまして。総合的に行政を行うに当たっては、各課だけではなく、横の連携を取りながら、全庁的な視点の中で、それぞれの事業がどういうふうに進められていけば効果的になるのか、必要性を含めて検討していきたいと考えてございます。

また、補助金の新しい補助事業を行うかどうかについてもそうですけれども、既存の補助事業につきましても、新しい補助事業も含めて、その事業目的に照らして、何が優先順位が高いのかというのは、それをまず担当課のほうで十分に精査をしていただいて、判断をしていかないといけない課題だろうと思っております。

基本的には、やっぱり歳入の範囲内で歳出を組むというのが、自治体の財政運営の基本になってございますので、今後の歳入の構造とか、あるいは一方で義務的経費が増えてまいりますので、その中で、やっぱり優先順位をこれまで以上に精査しながら、予算編成に当たっていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 先ほど全体的な話として、補助金も年々増加しているんですよということで、ちょっと、私、勘違いしていましたが、性質別の歳出の決算のグラフなんかを見

てみますと、たしか令和元年ですか、全体の補助金等と書いてあるのが、たしか7億ぐらいだったと思うんですよ。ここ数年がやっぱり10億円を超えているというような形になっていたんじゃないかなと思うんですけど、それは補助金の捉え方がいろいろ違うからかも分かりませんが、とにかく増加しているというのは間違いないなというのと。

それと同じように、もっと増加しているのが扶助費ですよ。だから、そういう中で財政運営をやっつけていかなきゃいかんというので、今後、補助金を執行する、補助金を使いながらまちづくりをしていくに当たっては、やっぱり基本計画、あるいは町の基本計画とかの推進とか、あるいは結構これを行っているというめり張りの利いたような、そういう補助の使い方をしていただければというふうに思います。

それと、もう一つは、やっぱり住民の方がよく御存じないんです。いろんなところで話すときに、「それは何ね」とか言わっしゃる。いろんな助成金とか補助金が出してあります。

この前もちょっと私的の話で申し訳ないんですけど、ミニデイに行って話していたら、補聴器を買った人がおって、「役場が補助しよるよ」と、「それ何なん」と、こう言われたんです。だから、そういう周知というか、住民の方々への周知、これがやっぱり非常にちょっと行き届いていないのかなというのがありますので、せっかくそういう補助制度をしっかりと活用してまちづくり等をやられるからには、周知もしっかりしていただきたい、やっていただきたい、有効に活用していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次、2問目ですかね。公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新あるいは統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的に、各自治体で公共施設等総合管理計画というものが策定されているというふうに思います。本町においても同様に計画が策定をされています。

そこでお伺いをいたします。

平成29年3月に策定をしました大刀洗町公共施設等総合管理計画の見直し・改定についてでございます。令和6年3月の第3版として改訂された計画の背景あるいは要因というものは何だったんでしょうかということです。

2点目は、その主な改定点は何かをお伺いしたいと思います。

以上2点をまずお伺いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の大刀洗町公共施設等総合管理計画について答弁をいたします。

大刀洗町公共施設等総合管理計画の見直し・改定についての御質問でございます。

まず、令和6年3月の第3版として改定された背景と要因についてでございますが、令和6年

3月の改定は、総務省の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針、この指針の改定に伴いまして、総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項のうち、盛り込む必要がある必須事項が示され、見直し期限についても、令和5年度中と示されたことを踏まえ、令和5年度に見直しを行ったものでございます。

次に、主な改正点についてでございますが、策定指針の必須記載事項に追加をされました脱炭素の推進方針を新たに追加をしたほか、町の人口や財政、個別施設の状況などを計画全体に反映をさせたところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 29年当時の計画は40年計画というふうになって、1期、2期、3期、4期ぐらい分けてあったと思うんです。各施設の個別計画というような表現されていますけど、それは10年ごとに大体見直していくということですけど、当初の計画は、そういう10年ごとの計画を見直していただくことが入ってなかったような気がするんです。多分、個別の施設計画とか橋梁とか、大体10年で実施計画が生まれとったんじゃないかなと思うんですけど、今後、今回の改定では10年を一つの区切りとしながらずっと改定をしていく、実施計画を立てていくような内容になっていたんじゃないかなというふうに思います。

それと、何か変わった点はありますかと聞いたのは、例えば、財政的に無理のない10年間だったのか、あるいは人口の増減がどうだったのかとか、そういう要因が入ってきて、今回見直しをされたのかなというふうに思います。

ただ、今答弁いただいたのは、総務省が指針を出しているから、それにのっとってやったんだよという話でございますけれども、それでも一つあると思うんですけど、ここ10年間で、そういう財政とか人口とか、あるいは施設の老朽化、あるいはどうかすれば新しい施設とか、壊している施設もあるかも分かりませんが、そういうものを加味して、総合計画をちょっと見直したんですよというようなことかなと私は勝手に思っていたものですから、そういう点は、ちょっと何か所見があればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

公共施設の総合計画でございますが、先ほど町長が申しましたとおり、指針が出て改正した部分と、その間にコロナ禍等もありまして、実際には大きなものとしたしましては、防災関係の防災倉庫を建てたり、改修を行う予定だった第1分団、第4分団については建て替えるなど、実際の計画とは違ってきたところがございますので、そういったところも含めまして、計画の変更を行ったところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 時間がありませんので、次の質問に移ります。

令和2年3月の策定の個別施設計画というのがあります。庁舎等の公共施設の長寿命化計画や長寿命化計画の実施状況と、今後の実施計画の策定と改定等についての考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の御質問にお答えします。

個別施設計画についての御質問でございます。

庁舎等の公共施設の長寿命化計画の実施状況と、今後の実施計画の改定についてでございますが、個別施設計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設別の方針を定める個別計画でございまして、予防保全の考え方にに基づき、公共施設等の劣化状況を把握し、適切な時期に改修等を行うことで、施設の長寿命化によるトータルコストの縮減、平準化を推進することを基本方針として定めているものでございます。

実施状況につきましては、令和4年度に中央公民館、令和5年度にこども家庭センター及び消防団の第1分団・第4分団詰所、車庫、令和6年度に南部コミュニティセンター及び菊池校区センター、令和7年度にふれあいセンター及び診療所の改修や改築を行ってきたところでございます。

この個別施設計画の計画期間は、令和11年度までの10年間の計画でございまして、社会情勢や大刀洗町の財政状況、施設の状況等を踏まえて見直すこととしてございますが、この個別施設計画が、先ほど来ございます公共施設等総合管理計画の実施計画の位置づけでありますことから、計画策定の費用の削減の観点から、来年度総合管理計画を見直すこととしておりますので、それに併せて見直すことについても検討を現在しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 先ほどちらっと答弁いただきましたけど、実施計画の中には入ってなくてやられた分、消防分団の改修といいますか、たしか1分団と2分団が入っていたような気がするんですけど、改修というのを増築にされたりして、そういうちょっと計画を変えられたとか、あるいは積み残しになっている施設があれば、分かればお願いしたいと思います。分からなければ後でちょっと調べられて教えていただければと思いますが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

今ちょっと正確な数字というのは、どこが遅れているかというのはお持ちいたしてございませんが、年度を決めているんですけども、それが前後一、二年前になったり後にしたりというよう

な施設はございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 次に移ります。平成30年3月の橋梁長寿命化修繕計画について、計画の実施状況と課題及び今後の実施計画の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画についての御質問でございます。

計画の実施状況と課題及び今後の実施計画についてでございますが、平成30年3月策定の橋梁長寿命化修繕計画では、平成30年度から令和9年度の10年間で12の橋梁を補修する計画としてございまして、これまでに7つの橋梁の補修が完了し、今年度さらに1橋の1つの補修工事を発注済みでございまして、来年度2つの橋の業務委託を行う予定としてございます。

なお、残りの2つの橋につきましては、その後の定期点検や判定の見直し等により、令和4年度の長寿命化修繕計画から外したところでございます。

次に、課題としましては、近年、資材価格の高騰や技術者の不足に加えまして、今後、高度成長期に建築した橋梁が老朽化をしております。このため、長寿命化修繕計画に基づき、早期に予防保全の補修等を進めることで、架け替え時期の平準化を図るとともに、今後、管理橋梁数を減らす集約化についても検討する必要があるものと考えてございます。

今後の実施計画としましては、各年度実施してございます点検の結果を踏まえた計画の見直しに加え、令和9年度に全体計画の見直しを行う予定でございます。

いずれにしましても、橋は生活に欠かせない重要な施設でございまして、今後とも通行者の安全が確保できるよう、予防保全に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひとも今答弁いただいたような内容でお願いしたいと思います。

全体が多分106橋ぐらいは対象になっていたんですね。ここ10年弱ですけど、7橋ということで、多分対象橋梁を少し見直されるとか、そういうのも大事かなと思うし、一つちょっと問題提起といいますか、私の近くに目北橋というのがあって、もう80歳を超えているんです。あの上に乗ってて、車が通ったらちょっと揺れるんです。非常に危険だなというのと。何か重量制限でもやっばきちっとかけて交通制限しとったほうがいいのかということも思いますので、ぜひ建設課の方に現場を見られたりして、そういう重量制限をしとったほうがいいのか、あるいは何らかの今時点でも何か補修ができれば、これが100歳まで行けるのかどうか、そういうことをちょっと考えていただきたいと思いますが、何かあればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 野瀬議員の質問にお答えさせていただきます。

大刀洗町の橋梁は、言われるとおり106橋の管理橋梁がございますが、どれも高度成長期につくった橋が多数ございます。実際、古い橋も高度成長期から大分たっておりますので、古くなっている橋等もございますので、この点検を踏まえて、そういった必要性があるかどうかは、ここをさらに検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） それでは、もう次、最後ですけど、次に移ります。

平成31年3月策定の学校施設長寿命化計画についてでございます。計画の実施状況及び今後の課題と実施計画改定の考え方はどうなのか。

2点目は、体育館の空調施設、それとか避難所としての機能強化の要望とかも、そういうのがございますけど、それらについての所感をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、野瀬議員御質問の平成31年3月策定の学校施設長寿命化計画について答弁いたします。

まず、計画の実施状況及び今後の課題と実施計画改定の考えはについてでございます。

大刀洗町学校施設長寿命化計画は、平成31年3月から5年間を対象とした長寿命化計画として策定しているものです。実施状況については、令和元年度実施の大刀洗小北校舎改修や小中学校空調機設置、令和2年度の4小学校トイレ改修等、計画していた14事業のうち10事業を実施しているところでございます。

このほか計画にはありませんでしたが、当時コロナ感染症が流行し出しましたので、その対応のための改修工事や児童数増加に伴う菊池小学校の増築工事を実施しているところです。

今後の課題としては、来年度、大刀洗小南校舎改修や体育館空調機設置工事、そして、小学校の継続した照明のLED化、屋内運動場の改修など多くの事業を抱えており、その財源確保も課題となっているというふうに考えているところです。

また、実施計画については、現在計画の見直しを進めておりまして、今年度中に令和8年度からの5年間を対象とする長寿命化計画の策定を予定しているところです。

次に、体育館の空調施設設備、避難所としての機能整備の強化についての所感ということについてでございます。

学校の体育館は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所としての機能を持っていることは御存じのとおりです。しかしながら、近年の猛暑に伴い、学習の場として使

用できない期間が増えていまして、さらに避難所としての活用も難しくなっていると考えているところではあります。

このため、子どもたちの学習への影響をできる限り抑え、熱中症等の事故を未然に防ぐとともに、避難所としての機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点からも、体育館への空調設備の導入は急務と考えているところではあります。

以上で、野瀬議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 当初の計画には入ってなかった菊地小学校の増築、そういうのでかなり財政的にも厳しいのかなというふうに思います。幾つかまだ残っていますよというお話がございましたので、あとはどういう優先順位でやられるかは分かりませんが、少なくともこういう計画に基づいて、財政負担の軽減といいますか、平準化といったほうがいいんでしょうけど、そういうのをやっぱり考えていただいてやっていただきたいなというふうに思います。

ただ、ちょっと申し述べておきたいのは、中学校とか小学校に行ったときに、私もちょっと体が不自由なものですから、バリアフリーがあんまりできてないのかなというふうに感じます。小学生とか中学生は若いから、そんな段差とか気にならないのかも分かりませんが、私がちょっと案内されて行ったりしたときには、ちょっとした段差があったりしますので、これは手すりをつけたり、スロープにしたり、段差をなくしたりすることも必要なのかなというのもちよっと感じますので、そういう要望が出ているかどうかは分かりませんが、私が今後いろいろな計画をされるときには、ぜひともそういうバリアフリー的な視点も入れて考えていただきたいというふうに思います。何か所見があればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 質問にお答えいたします。

先ほど言われたバリアフリーの視点につきましては、足りてない部分が見受けられるという点もございまして、改修におきまして、そういう視点で改修を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） いろいろ質問しました。ちょっと私もばたばたと勉強して勉強不足で申し訳ないところもありますけど、今後とも補助金とか、いろんな施設の長寿命化とかというのは、非常に町にとっても重要な部分かなというふうに思いますので、ぜひそういうところにもきちっと視点を当てて、今後の行政をやっていただきたいというふうをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（高橋 直也） ここでお昼の暫時休憩をいたします。議場の時計で13時10分から再開いたします。

休憩 午前11時36分  
.....

再開 午後1時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いいたします。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 繁茂するつる草や樹木等は良好な生活環境を阻害する要因にもなっている。改善するための諸取組の現状と対策について
2. カスハラ（カスタマーハラスメント）等の現状と対策について
3. 食料品などの価格高騰に対する町の支援策について

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番の安丸眞一郎です。通告のとおり今回3点について質問を行っていきたいと思います。

大項目1点目です。繁茂するつる草や樹木等は良好な生活環境を阻害する要因にもなっている。改善するための諸取組の現状と対策について小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思います。

管理が不十分な空き地などが繁茂するつる草や樹木等は特に道路沿いでは歩行者や車の通行を妨げたり、交通事故の原因になったり、またごみのポイ捨てを誘引するなど良好な生活環境を妨げる原因になっているのではないかと思うところであります。

町では、空き地等の適正な管理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境を保全し健康で安全な住民生活を確保することを目的として、昨年9月議会において大刀洗町空き地等の適正な管理に関する条例が、12月1日施行で制定されたところであります。

そこで小項目1点目として、空き地等の適正に管理する条例が施行され1年がたつが現状と課題について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の繁茂するつる草や樹木等は良好な生活環境を阻害する要因にもなっている。改善するための諸取組の現状と対策について答弁をいたします。

空き地等の適正な管理に関する条例施行後の現状と課題についての御質問でございます。

まず、現状についてでございますが、空き地等の雑草、雑木が敷地から張り出しているなどの相談件数は、令和4年度13件、令和5年度14件、令和6年度20件、令和7年度が11月までで15件と微増傾向にございまして、通知等——失礼しました、相談を受けた後、現地を確認

し、所有者に適正な土地の管理を行うよう通知等で助言等を実施してございます。

このうち、所有者死亡により通知宛先が不明なケースが2件ございまして、うち1件は条例に基づき所有者の相続人を調査し、現在、相続人の戸籍と住所を確認中であり、今後通知を郵送し、空き地の適正管理を促すこととしてございます。

次に、課題についてでございますが、通知等を出しても所有者がすぐに対応しないケースがございまして、担当者から所有者に定期的に管理を行うように助言をしているところでございますが、それでも管理が定期的に行われない場合へも、地元のほうから何度も相談があり、担当者は現場の確認と通知等の対応に追われている状況でございます。

また、相続人調査では、住民票や戸籍等の公用請求事務が煩雑かつ不慣れで、役所との郵送のやり取りにも時間がかかっている状況でございます。

いずれにしましても、空き地の管理は所有者が行うことが原則でございますので、今後とも空き地等管理の啓発に努め、管理が定着するよう引き続き助言や指導に取り組んでまいります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいまの答弁の中で、具体的に4年度から今年度の11月末までの件数の報告答弁がございました。その中の答弁の中でもありましたように、なかなか通知等を所有者に出しても改善が図られないということでございますけど、具体的にいろんな条例の規則等を見ますと、いついつまでに改善してくださいという旨の日にちを切って出すようになっているかと思えますけども、現状としてはその期限としては、例えば通知が到着後1週間なのか2週間なのか、そういったちょっと細かいことですが、所有者に対しての通知内容はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

現在、町のほうから所有者のほうに通知を送っておりますが、その中では早急に管理を行ってください。現地を確認して管理をしてくださいというような内容を現在は記載しております。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） やはり通知にしても具体的に、やはり早急にというのはこちら側の気持ちは急いでくれというのは分かるんですけど、受け側としては早急にというのが具体的な判断、いついつまでということにつながりにくい部分もございまして、やはり様式の中にも具体的措置の期限等も何月何日までというふうな項目もございまして、やはりできるだけ期限を切った形での対応というか、そういったことを今後求めていきたいと思っておりますけども、担当課としてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） お答えいたします。

安丸議員がおっしゃるとおり、期限をいつまでに御連絡くださいや対応してくださいということで、期限を切って今後は通知をしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ぜひそういう取組を、これは担当の住民課だけでなく、この条例に関する建設課であったり、ほかの所管する担当課のほうも共通認識の上で取組を進めていきたいというふうに思います。

そういうことで少しでも早く、改善に向けての措置が講じられる結果になるのではないかなというふうに思います。やはりそうしないと何回も何回も近くの住民の方から情報をいただきます。なかなか言っても改善できないんじゃないかということが、たびたび耳にする機会がございますので、やはりできるだけ早急に期限を切った形で対応を今後ともよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、2点目になりますけども、小項目2点目は、休耕田や耕作放棄地などの繁茂する草木などの対応と対策についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

休耕田や耕作放棄地に繁茂する草木などの対応と対策についての御質問でございます。

遊休農地等の解消の具体的な取組といたしましては、農地法に基づき農業委員会が8月に農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施するとともに、担当地区の農業委員及び農地利用適正化推進委員が連携を図りながら随時農地の状況を見守る活動を行っているところでございます。

また、農地の利用状況調査や見回り後に発覚いたしました遊休農地の所有者等に対しましては、農業委員会会長名で文書による通知を行い、状況の改善に努めていただくよう指導を行っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。農業委員会のほうで年1回、8月の農地の状況調査というのは実施されているのは承知しておりますけども、やはり年に1回だけじゃなくて、ただ休耕地とか耕作放棄地等が増えてきますと、どうしても先ほど問題してまます草の繁茂とか、草木が繁茂して生活環境を阻害する要因にもなってきておりますので、やはり日常的な取組というか、例えば農業委員会においては活性化委員会委員もいらっしゃいますけども、そこら辺、例えば地域によって定期的じゃなくてもパトロールをすとかあるいはそういう状況を見かけたら適切な地権者に対しての対応をすとか、そういった具体的な対応はどんなでしょう

か。現在、全然なされてないのか、またそういう状況が発見された場合については、適宜対応されているのか、そこら辺りを担当課のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

農業委員と農地の推進委員さんで、校区ごとに協働で定期的に見回ってもらったりは随時行っ  
ていただいております。それで、この場合は遊休農地の部分が農業委員会の担当になっておりま  
して、耕作してある農地で状態が悪い場合は、農業振興係のほうで耕作者に苦情があった場合は  
直接指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） それぞれ担当の係のところの役割は分かりましたが、そういった住  
民からの苦情というのは実際寄せられているのか、係のほうに具体的な事例があったら御紹介  
いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

住民課にも田畑の苦情が入っているかという御質問でよろしいですか、すいません。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 積極的に手を挙げていただいてありがとうございます。一応質問の  
流れからして、農政課に関連するのをまず住民からの情報提供によって随時パトロールなり地権  
者への指導を行っているという、先ほど矢永課長の答弁がありましたから、じゃ具体的にそうい  
うのが件数とか課長のところで今把握ができていいるなら、お答えいただければと思ってい  
るところです。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） お答えいたします。

ちょっと、ここ最近につきましては特に苦情があったという記憶はあまりございませんけど、  
近隣の農地の方から隣の農地の雑草とかについての苦情はございました。直接住宅のほうから苦  
情があったという案件は、ちょっと最近記憶にはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。なぜ聞いたかと言いますと、やはり最近  
農地、田んぼの周辺が宅地化されて、もうなかなか農業がしづらいというか、そういうふうな状  
況にもなってきておりますし、やはりあぜとかが草が生えていると、近隣住民の方からの苦情も

出たりしているようです。それは隣組長さんへの連絡であったり、行政区長さんへの連絡ということで聞いておりますので、特に今、菊池校区のところでは地権者と耕作者の違う農地が結構増えてきております。集団化とかやはり農業後継者の問題等もあって。

ですから、どこに言えばいいのかというふうな住民からの、役場へのどこに連絡すればいいかという戸惑いもあるようです。まずは、そういったことも含めて先ほど手挙げられましたけど、住民課のほうにそういった住民からの苦情といいますか連絡が来ているんじゃないかというふうに思いますので、住民課だけでなく、やはりそういった環境に関して住民からの情報が来ているということが把握できているのであれば、住民課長のほうに御紹介いただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 安丸議員の御質問にお答えします。

住民課のほうに雑草等の相談がございました中に、令和5年頃から住宅の方が田畑の雑草がちよっと出てきているので注意してほしいというところで、令和5年が住民課に来た分で田畑分が7件、令和6年度が田畑分がこちらも7件、令和7年が田畑分が10件、空き地と別にございました。その分は農業委員会と連携してまして情報共有してすぐ対応していただいています。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。やはり住民の方からすると先ほど申し上げましたように役場のどこにこういった問題言っているのかという相談窓口も、きちっとしてない部分については住民課の窓口に結構来てるんじゃないかなというふうには想像がつくところです。先ほど課長が答弁されておりましたように、所管の担当課と情報共有して解決に向けて取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、小項目3点目のほうに移っていききたいと思います。道路や歩道に繁茂するつる草等への対応と対策について現状お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

道路や歩道に繁茂するつる草等への対応と対策についての御質問でございます。

大刀洗町が管理する道路につきましては、道路パトロールや通行者からの相談等によりまして現地を確認し、危険回避のため除草対応すべきと判断した箇所については、シルバー人材センターへの委託や職員等により対応を行うとともに、堤防内の道路に関しては各行政区へ委託しております。

また、集落内であれば道路愛護等で地元、農地であれば隣接地の方に御協力をいただいている状況でございます。

また、個人の敷地から樹木等が繁茂し、道路の通行への支障を来す場合には所有者に連絡をし、

対応をいただいているところでございます。

次に、国道や県道につきましては、現地を確認の上、それぞれの道路を管理する所管のところへ報告し、対応をお願いをしているところでございます。今後とも道路が安全に利用いただけるよう維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。言われましたように、それぞれ住民からの情報によって道路管理者のほうへの情報の伝達等も必要になってくるかと思えますし、とりわけ町内の道路、町道に関しては、やはり情報提供があったについては先ほどから申し上げてますように対応を早くしていただきたいというのがまず一点であります。

なかなか解決できないものですから、先ほど申し上げますように何度もやはり住民の方から情報をいただきます。その都度、担当の建設課の窓口にはお邪魔しておりますけども、やはり必要に応じて通知なり勧告なり出されている場合もあろうかと思えますけど、具体的にそういった事案、事例的にありますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 安丸議員の質問にお答えいたします。

実際、こちらに住んでない方、大刀洗に住んでない、ちょっと遠方に住んである方の土地からはみ出た草木とかを、対応にちょっと遅れが生じているところもあると思うんですけど、一応半月あたりでまだ対処されてなかったらまた追加で通知をお願いしたりとかという対応を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） やはり町内居住の方でなく遠方に住んであったりとか、近隣市町等に住んである方がいらっしゃるというのは聞いております。先ほどから言いますように早急な対応じゃなくて期限を切った形での対応を求める形で、今後はそういう体制で取り組んでいただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 安丸議員の質問にお答えいたします。

建設課としても先ほどのように早急じゃなくて期限を決めたところで今後検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そういうことで少しでも早く環境が改善できれば、安全、安心なま

ちづくりになっていくのではないかなというふうに思っておりますから、ぜひとも担当課においてはそれぞれ大変だと思いますけども、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、小項目4点目のほうに移っていききたいと思います。これについては国土交通省が昨年3月22日——失礼しました、昨年の3月29日から運用開始していますLINEアプリによる道路の異常を通報する道路緊急ダイヤルの活用について、関連してお尋ねをするものです。

この件は、令和5年の12月議会の私の一般質問の中で、スマホ等のアプリを活用して情報提供の取組をしてはどうかということで質問した際に、当時の担当課長のほうからの答弁では、令和6年2月には説明会があつて、その後運用が開始される見込みであるというふうな答弁があつております。

そして先ほど申し上げましたように、令和6年の3月29日からこのシャープダイヤルの9910、LINEアプリを使った全ての道路の異常を通報する道路緊急ダイヤルというのが運用開始になっております。これについて町における活用状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

LINEアプリによる道路の異常を通報する道路緊急ダイヤルの活用についての御質問でございます。

議員から御紹介がございましたとおり、令和6年3月29日の正午から国土交通省の道路緊急ダイヤル#9910が全国の道路を対象に運用を開始したところであり、新たにLINE版も追加をされてございます。

この点、大刀洗町では、広報誌やホームページにおいて周知を行ってきたところであり、これまでに1件の通報があつてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。先ほど答弁の中で広報誌とかいろんなホームページ等で情報提供したということでしたけど、その記憶がないわけですけど、私の記憶忘れたのかもしれませんが。やはり全国一斉の国交省の取組のLINEアプリの件ですから、なかなか住民が身近に感じないかも分かりませんが、やはり現地に行かなくても住民から、全国から町内の道路の状況を提供いただける結構便利な仕組みだろうというふうに理解しておりますけども。まだ1件、これまで1件ということでありましたけども、件数が少ないから残念ということではないわけです。少ないだけに、それだけ道路の管理状況がいいというふうにも取れますから。

ただ一つは、せっかくの緊急ダイヤル——失礼しました、道路緊急ダイヤルというのが仕組みづくりされてもみんなが知らなければ活用ができないわけですが、今後担当課として、再度こういった仕組みができておりますから、道路の異常があった場合は情報提供してくださいというふうな住民への周知等の考えはございませんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 安丸議員の質問にお答えいたします。

広報誌に載せたのが令和6年5月号のほうに掲載を行って、その後、令和6年の10月23日においてホームページにおいて周知を行っているところでございますが、実際、今報告が上がったのが令和7年に1件、動物の死骸があったということで通知が上がっている分でございます。

なかなかまだ周知ができてないようでありましたら、今後何か対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そちら辺りは私も意識して広報等を見たつもりなんですけど、なかなか見落とししたのかも分かりませんし、住民の方はなおさら見落としされているのかも分かりませんので、ぜひ機会を捉えて、そういう道路緊急ダイヤルがありますから、ぜひ異常があった場合、道路の動物の死骸等があった場合も。

特にやっぱり休日、夜間とかどこに電話してもいいのか、どこに電話すればいいのかという、やっぱり通行の方も分からないと思うんですね。ただ、そういうLINEアプリを活用したシステムが運用されてれば、より便利に活用できるんじゃないかなと思うし、そこに建設課の担当職員が出向かなくても、いち早く情報収集することができますから、ぜひとも最終値も含めてよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

大項目2点目です。カスハラ、いわゆるカスタマーハラスメント等の現状と対策についてお尋ねをしたいと思っております。

労働施策総合推進法、通称パワハラ防止法が今年6月に一部改正されて法の施行が来年10月というふうになっております。これについては企業のみならず、自治体もカスハラ対策の義務化が求められることになっておるといふふうに聞いております。近隣でも小郡市のほうが12月議会のほうにカスハラ条例を上程されるようにも新聞報道があつておりました。

厚生労働省の令和5年度の職場のハラスメントに関する実態調査によると、過去3年間に顧客などから著しい迷惑行為に該当すると判断した事案と判断した企業の調査結果が報じられておりました。具体的内容で最も多かったのが、継続的な必要な言動で、頻繁なクレームや同じ質問を

繰り返す、また次には大声で責めるなどの威圧的な言動、3つ目が脅迫、中傷など精神的な攻撃が上げられております。

そこで、小項目1点目の質問になるわけですが、カスハラ対策の本町における現状といますか、その取組についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問のカスハラ、カスタマーハラスメント等の現状と対策について答弁をいたします。

カスハラ対策の現状についての御質問でございます。一般的にカスタマーハラスメントとは、顧客、取引先、施設利用者、その他利害関係者が行う社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害することとされてございます。

大刀洗町におきましても、住民の皆様の行政サービスの利用者等からのクレームや言動のうち要求内容の妥当性に照らしまして、要求を実現するための手段、様態が社会通念上不相当なものであって、当該手段・様態により、職員の勤務環境が害されると判断した場合には、各窓口での複数人での対応や場合によっては総務課も含め対応を行っている状況でございます。

この点、昨年12月、全職員を対象にカスタマーハラスメントを含むハラスメントに関する調査を実施し、本年度もアンケート調査を実施する予定であるほか、本年9月にはカスタマーハラスメントを含むハラスメント防止研修を実施し、身近なところでのハラスメントの状況の把握とハラスメントのない職場環境づくりを推進しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。全職員対象の研修と、それから場合によっては複数人による職員での対応、ハラスメントにつながらないような対策が講じられているというのがただいまの答弁で分かりました。

最近、コンビニの店員さんも、前はフルネームで名札がつけられておりましたけども、最近では店長とか店員とか場合によっては大型のスーパーでも名前のイニシャルだけとかいう名札の表示も変わっております。大刀洗町においては、どんなふうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 本町の職員におきましても、名札につきましては今年度から苗字のみの提示の仕方を行うようにしているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。やはりその職場のフルネームとかすると、最近ではSNSを使って、やはり居場所を突き止めたりとか、場合によってはストーカー行為もあ

るようです。本町においてはそういうことはないというふうには思っておりますけども、やはり職員が安心して働ける職場環境づくりのための対策も必要になってくると思いますから、よろしく願いしておきたいと思えます。

現状は分かりましたので、小項目2点目のほうになります。法の施行に伴ってのカスハラ対策義務化への考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

法施行に伴うカスハラ対策義務化への今後の考えについての御質問でございます。先ほど議員のほうから御紹介がありましたとおり、本年6月の労働施策総合推進法の一部改正によりまして、カスハラ防止策の義務化が決定し、カスハラ対策が来年の10月1日から全ての企業・自治体で義務づけられたところでございます。

カスタマーハラスメントに該当する行為を受けた場合には、複数職員で対応するとともに、状況に応じまして警告を行う、対応を中止する、退去を要求するなど組織的に対応していくほか、特に悪質と判断される場合には警察への通報や弁護士への相談など、法的な対応も含め適切に対応してまいりたいと考えてございます。

今後、国の指針に基づきまして、カスタマーハラスメントに対する基本姿勢を明確化するとともに、職員研修をはじめ職員への周知啓発と相談体制の整備などハラスメントのない職場環境づくりを推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 対策等については、ただいまの答弁で理解できました。他の市町村では条例化の動きもありますけども、町長としてはそのところはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

議員のほうから先ほど御紹介がございましたように、小郡市のほうにおいて今、条例の制定の動きが進められているというのは新聞報道等で存じ上げてございます。

本町におきましては、今のところまだ条例制定のところまでは検討が至ってございませんが、まずは先ほど答えておりますとおり、ハラスメントのない職場環境をまず整備するということに力を注力してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。

それでは、最後の大項目3点目の質問に移ってまいりたいと思えます。

今年もまた多くの原材料の高騰などで、食料品などの値上げが続いております。連日テレビや

新聞などで値上げのニュースが流されるばかりであります。

現在、開会中の国会においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充をして、地域のニーズに応じたきめ細やかな物価高対策を支援するために、これまでの取組の継続と併せておこめ券の年内配布など、食料品の物価高騰などに対するさらなる取組を進めるということでの議論が進められております。

しかしながら、自治体では間接費用が、経費が12%程度かかるということなどから、電気料の料金の値下げあるいは下水道の利用料の減額等に取り組む自治体もあるようです。

昨日ある民放のテレビ番組の中で、福岡県内60市町村のおこめ券を配布するかしないかの対応の調査結果が報じられておりました。現時点配布するとした自治体はゼロということです。配布しないが9自治体、未定もしくは検討中というのが残りの51自治体ということでした。

そこで、大刀洗町の物価高騰関連の対策についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、小項目1点目は、食料品などの高騰に対する町としての支援の状況についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の食料品などの価格高騰に対する町の支援策について答弁をいたします。

食料品などの価格高騰に対する町民への支援の状況についての御質問でございます。大刀洗町では、本年度も商工会が発行されますくらし得々商品券への支援に加え、プレミアムクーポン券を配布し、物価高で苦しむ住民の暮らしと地域経済の循環を応援をしてきたところでございます。

あわせて、食材費の高騰を踏まえ、本年度学校給食への独自助成を増額することで、給食の質の向上と保護者の負担軽減を図ってきたところでございますが、保育園の副食費の補助拡大につきましても、今回12月補正予算でお願いをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 大刀洗町においては、きめ細やかな対策は現在講じられているというふうに思っております。ぜひ生活者の立場に立った支援を引き続き求めていきたいというふうに思っております。

そういう中で、次の小項目2点目に移っていきますが、先ほど申し上げましたように臨時交付金の拡充策としておこめ券の配布の議論があります。町の基幹産業である農業を守るため、また住民への支援策としておこめ券配布などの経済的支援の考えについてお尋ねをするものです。

先ほどの民放の結果を言いましたように、見て検討中の中に大刀洗町が入っているのかなというふうには想像しますが、現状考えられている対策等あれば御紹介いただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

おこめ券配布など経済的支援についての御質問でございます。これは昨年の12月議会でも答弁いたしました。町内にはお米を作られる農家も一定数あることから、住民の皆様への物価高対策の観点からは、おこめ券の配布よりも各種食料品をはじめ住民の皆様がそれぞれ必要なものの購入をすることを支援するクーポン券事業のほうが望ましいのではないかと考えてございます。

今後、先月閣議決定され今般補正予算として国会に提案されております政府の重点支援地方交付金の活用も含め、町の支援策を早急に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） これは、それこそ昨年も申し上げましたけども、やはりお隣の町が早々と全町民に1人当たり5キロのお米を配布するという報道もあっておりました。やはり町としては経済の循環も含めてクーポン券事業を取り組むということで検討しているということでございますけども、具体的な現時点でのスケジュール感というかそういったところが考えられていることがあれば、ぜひ御答弁いただきたいと思っております。

具体的にはちょうど1年前の事例で言いますと、第5弾のクーポン券が、たしか6月1日から今月いっぱいまでですかね、現在使用で。それが第5弾で、町民1人当たり5,000円の分が助成されたかというふうに思いますが、そのあたりの町長のお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

まず、当該国の補正予算については、まだ国会のほうに提案されたばかりでございます。まだ正式に補正予算が通ってないところでございます。その点もございまして、まだ国のほうからは本町への交付額が幾らになるのかあるいはどういう経費が国の推奨メニューとして最終的に決定され、国のほうとしてどういうスケジュールで考えられているのかという詳細がまだ参っておりませんので、それを踏まえて制度設計してまいりたいと考えてございます。

ただ、今回国の重点支援地方交付金が国ベースで2兆円というふうに聞いておりますので、これは従来に比べてかなり倍ぐらいになっておりますので、そういう意味から言うと、これまで以上の交付額があるのではないかと期待はしてございますが、これはまたこのクーポン券事業だけではなくて各課が所管しております事業の中から、住民の皆様のご暮らしを守る観点から、どういう事業が必要なのか早急に精査をして、また議会のほうにも、これが臨時議会になるのかそういうところも含めて御相談をさせていただきながら取り組ませていただければと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひとも町民にとりまして有効な物価高対策、高騰対策を打っていただきたいというふうに思っております。

最後に大刀洗町が、周辺の方々から大刀洗町はよかねと、羨ましいというふうな羨ましがられるような住み続けたい町になるように、町長を中心に町政運営に当たっていただきたいと思いますし、私自身住民の代表としてこれからもしっかり責任の重さを感じながら、住民の代弁者として活動していきたいということを最後に申し上げて、本日の私の一般質問を終わっていききたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で14時5分より再開いたします。

休憩 午後1時53分

.....

再開 午後2時05分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、9番、大石純議員、発言席からお願いいたします。

9番 大石 純議員 質問事項

1. 建設建築工事の入札条件について
2. 下高橋官衙遺跡の有効利用について

○議員（9番 大石 純） 議席番号9番、大石純です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問させていただきます。質問は、建設建築工事の入札条件についてと下高橋官衙遺跡有効活用についての質問をさせていただきます。

まず、1問目、建設建築の入札条件について。

工事成績評定は、公共工事で取り入れられており、工事が完了する際には発注者が施工状況、品質、出来栄などを総合的に評価する制度で、平成12年度に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、適化法により全国で総合評価方式による入札が導入され、その評価指標として本格的に活用され、その後、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法に基づき評価項目の見直しが行われ、安全と品質の面で発展した経緯がございます。

工事成績評定の結果は、建設業者の技術力を客観的に示す指標として活用され、技術力向上と品質確保への重要な動機づけとなっております。この評価項目は、施工体制、施工状況、出来形、出来栄、工事特性、創意工夫、社会法令遵守といった観点で構成され、評価基準に基づいて100点満点で行われているということでございます。

現在、大刀洗は工事成績評定が実施されていないため、正確な工事の評価ができない状態であると考えております。町の立場からは、町内事業者を育成するという観点、工事自体の納期厳守、品質確保という観点、さらに施工業者の目標意識、モチベーションを向上させるという観点、さらに工事自体の品質向上、その後の工事不良や未熟工事のための事故防止、施工ミスや失敗を未然防止するという点から、県や多くの自治体では100点満点にて点数をつけているので、ぜひこれを町内の工事にも適用できないかということについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員御質問の建設建築工事の入札条件について答弁をいたします。

工事成績評定についての御質問でございます。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針では、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について原則として技術検査や工事の施工状況の評価、工事成績評定を行うことが望ましいとされてございます。

しかしながら、大刀洗町では、技術職員が少なく、工事の検査、管理を独立して行う部署がないことや、技術検査や工事の施工状況の評価に習熟した職員の確保など執行体制上の課題から、評定基準に基づく成績評定は実施ができていない状況でございます。

このため、福岡県に対し、県職員OBなどを含め工事の検査、管理できる技術職員の紹介をお願いをしてるところでございますが、これまでのところ人材確保に結びついていない状況でございます。

このため、今後とも工事の検査、管理できる技術職員の確保に努めるとともに、他市町村の事例調査や簡易的な評定の施行など検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 工事評価というのは職員の負担等は十分考えられると思いますが、実際、評価方法等は国交省のサイト上にて詳しく説明されております。

例えば、国土交通省直轄土木工事では、基礎点が65点、平均点が70点前半になるように、試行錯誤しながらやっていくという方法も私は十分考えられると思います。それを参考に、大刀洗町独自の簡単な評価方法でもいいので、ぜひこういった点数制度、100点満点制というのを設けてほしいと思います。

国交省も請負工事の適正かつ効率的な施工確保して、工事に関する技術水準の向上を資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることが目的とされております。工事全体にも

町独自の工事は限られているので、ぜひ前向きにこれは検討していただきたいと思います。継続して80点以上を獲得する事業者は優れた技術力と品質管理能力を有すると評価され、その後の工事入札等の参考になることやほかの自治体への入札の参加等多くのメリットがあると考えられます。

工事評価は、例えばお隣の小郡市でも行われているので、その点も十分に協議しながら進めていってほしいと思います。他の自治体ではいまだ導入されていないこともあります。これを導入することへの意味は、私は非常に大きいと考えております。前向きに今後検討課題としてやっていただきたいと思います。

次に、工事業者の格付についてです、大刀洗は710点を境にAとBのみに分けられておりますが、小郡市や朝倉市と近隣の市町村に比べて、私は大ざっぱ過ぎるのではないかなと思います。国交省では、A、B、C、Dの4段階に区別されていますが、それに近づけるためにも、できればせめて、点数でいえば800点をAランク、800から700点がB、700点以下をCとするように、A、B、Cの3段階にできるのではないかなと思います。これにより、公共工事の適正な施工と税金の効率的活用を実現することができると私は考えております。その点も併せて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

工事業者の格付についての御質問でございます。

大刀洗町では、建設工事の規模や経営事項審査の総合評価値に基づきまして、土木工事、舗装工事はA、Bの2等級に、建築工事についてはA、B、Cの3等級に分け、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱別表第2に規定された実施設計金額に応じて入札をしているところでございます。

この点、土木工事、舗装工事につきましては、地域に精通していることや地元企業の支援、育成の観点などから、大部分を町内業者に発注しているところでございますが、現在町内の事業者数が多くないことから、A、Bの2等級の2段階のランク分けにしてきているところでございます。

土木工事、舗装工事について、A、B、Cの3等級、3つのランクに格付を細分化するかどうかにつきましては、これは、入札制度の在り方については入札制度審査会において検討してきているところでございまして、これまでの大刀洗町における地域区分を踏まえた指名の在り方や、先ほど議員のほうから御指摘がございました町内企業の技術力向上、品質管理の向上に資するのかどうか、そういった今後の地元企業の支援育成の考え方はどうあるべきか等も踏まえまして、総合的に検討していただきたいテーマだと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 答弁ありがとうございます。今の御答弁では、今後はそういう点についても検討していくということに受け止めました。

私も、これらを実施することにより、よりきめ細かい施工が可能になり、数年後の事故や欠損、欠陥の防止にもなり、またこれにより業者のレベルアップへと育成へつなげていくことにつながると思っております。また、事業者の技術力、施工体制、資金力に応じた工事規模を確保することもできると考えております。ぜひ、前向きに検討されてください。

3番目ですが、5,000万円以上、建築工事の場合は7,000万円以上ですが、特定建設業の許可を得ている業者に限るべきと思いますが、これについても町長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

一定額以上の工事は特定建設業の許可を得ている者に限ることについての御質問でございます。

軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営もうとする者は元請、下請を問わず一般建設業の許可を受けなければならないとされてございます。また、発注者から直接工事を請け負い、かつ5,000万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上の下請契約をして工事を施工する者は特定建設業の許可を受けなければならないとされているところでございます。

このため、比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でございまして、その全部を自社施工するか、下請発注金額が5,000万円未満であれば一般建設業の許可で足りるとされておりまして、大刀洗町においてもこれまで同様の取扱いとしてきたところでございます。

5,000万円以上の工事の指名を特定建設業の許可を得ている者に限定するかどうか、これにつきましても、先ほど申し上げました入札制度の在り方については、入札制度審査会や指名委員会において具体的な工事内容に鑑み判断していくものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 一般建設業では、下請は税込み5,000万円以下と定められておりまして、5,000万円以上落札すると、その全てを自分でやる必要性が出てきます。そこで、どうしても技術的な未熟な業者が落札した場合に、無理や手抜き等の発生ということが考えられます。専門的で特殊な工事に至っては、どうしてもその特殊工事業者に下請をさせる必要性があり、その場合も不都合な点が出るおそれはあります。この点につきましても、今後ぜひ検討されていっていただきたいと思っております。

特定建設業の許可を得るということは、資本金が2,000万以上、自己資本4,000万円以上、さらに一級土木施工管理技士1人、事務所に配置しておかねばならないという非常に厳しい条件を満たしている。そういう事業者でも、現在町内には7者ございます。それ以外の一般建設業では9者、その中でも上昇志向の高い若い業者も数多く存在しており、現在それに向かってしのぎを削っている状況です。

これらの工事成績評定高い評価を得た企業は、顧客からの高い信頼を得ることができ、また新規のクライアントの獲得や大規模プロジェクトの参加資格など、企業全体の成長機会の増大につながり、企業税収の増大、品質の向上、効率が向上することにつながると思います。

ただ、高評価を連続して獲得するというプレッシャーが企業にとってストレスになり、品質も数値を追求する行動を引き起こるリスクというのも確かでございます。

ただ、それは土木業者のみならず、全ての企業に求められていることであり、こういうことを理由にしないというのは、私は単なる甘えと言わざるを得ないと思います。全ての民間企業はそういったプレッシャーにさらされて成長していくものと、私は考えております。

先ほども申し上げましたとおり、工事評価はお隣の小郡市でも行われているということ、ほかの市町村ではまだ導入されていないこともありますが、大刀洗がこれを導入することの意味は、私は非常に大きいと思います。

また、格付に関しても、何度も申し上げておりますが、町全体の工事品質の向上、レベルアップ、イメージの向上に大きく寄与することになると思います。

実は、こういった意見が大刀洗の町内の若手の建設業者の中から出ているということは、私は非常にすばらしいことだと思います。それに町は応えていく義務があると思います。そして、最終的には品質向上、コンプライアンス、出来形の企業評判に直接影響して売上高が伸びることにより、最終的には町の税収増にもつながっていくわけです。

上記3点、ぜひ現実に向かって検討していただくことを申し述べて、1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2問目の質問に移りたいと思います。下高橋官衙遺跡の有効利用についてでございます。

現在、下高橋官衙遺跡の利用状況をお教えてください。また、あわせて主な事業としてどのようなものがあるかもお教えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員御質問の下高橋官衙遺跡の有効利用について答弁いたします。

下高橋官衙遺跡の利用状況についての御質問でございます。

令和6年度の申込数で見ますと、JAの農業まつり、商工会の軽トラひばり市、町のほうで実施しております秋の公園ウォーク、学校遠足や郊外授業の会場としての利用のほか、グラウンドゴルフ、紙飛行機のイベント、サッカー等の利用がございまして、計182件、1万5,000人を超える方に利用されてございます。このほか、近隣住民の皆様の散歩やウォーキングのコースなどにも利用をされているところでございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） これだけ広大な町の広場ということを見ると、まだ182件と言われましても、まだ少ないんじゃないかなという感がいたします。この2万5,000坪という広さ、高台にあり見晴らしもよく、東側は車の駐車場としても十分に活用ができ、私は町の大きな財産であると考えております。21年前の計画書にも、大刀洗公園と並んでこの官衙遺跡の利活用を強く訴えられています。

下高橋官衙遺跡は、現在、国の重要文化財となっており、使用状況や開発に制限がかけられています。そんな中でも、ここ数年、大きな事業として、JAまつりや商工会のひばり市、そのほか農機の展示会等、かなり使用に当たっては緩和されつつようにあります。国としても、遺跡としては残したいが知名度は保ちたい、忘れられればせつかくの今までの調査も無駄なものになってしまうということは避けたいということでしょう。それで、その双方を埋める方法として、ある程度の利用を緩和して、遺跡を保存する上で影響がない程度は目をつぶるという感覚でしょうか。であれば、それをもっと活用状況を増やして有効利用していけないかと。現在も官衙遺跡の一部を駐車場として開放し、多くの来場者の確保を行っております。

ここで、従来から計画されている道の駅の計画にのっとり、追加駐車場として現在駐車場の、調整池、いわゆるナフコさんの北側ですが、ああいうところにも道の駅というのを考えていくことができるのかと思います。

ここで今行われているひばりロードマラソン、町で行われている主要な事業、ひばりロードマラソン、ドリームまつり、えだまめ収穫祭をこの場所、下高橋官衙遺跡に移動できないか。現在行われている役場では、まず既存の駐車場内に設置するということによる駐車場不足、これが参加者増加の足かせになっているのは否めないと思います。広大な駐車場が確保できれば、よりもっと多くの参加者が望める。

また、現在の駐車場にイベント会場を設置することにより、その間、役場利用の駐車場が制限されるということで、住民サービスに大きな支障も来たしていると思います。

また、大刀洗の住民の移動手段というのは8割以上が車であることを考慮しても、例えばこの官衙遺跡を有効活用できれば、それも解決するかと思います。

この大きな大刀洗の財産、官衙遺跡、2万5,000坪を誇るこの広大な土地をフル活用した

い、これはここを訪れたことがある全ての町民の私は相互意識ではないかなと思います。ここにドリームまつり、ひばりロードマラソン、えだまめ収穫祭等の町の主要な事業をこの場所に移すという考えはございませんでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

町の主要イベントを下高橋官衙遺跡で開催できないかとの質問でございます。

まず、ひばりロードマラソンにつきましては、メイン会場の設置は可能かと思われませんが、選手の更衣室などの設備や食事の調理場所の確保のほか、コースの変更に伴います道路使用許可の面で課題があるものと考えてございます。

次に、ドリームまつりにつきましては、文化・産業・健康の3つの柱で行ってございまして、ドリームセンターで行っている文化部門、ぬくもりの館で実施している健康部門などとの連携があることから、役場駐車場をイベント会場としているところでございます。官衙遺跡の場合でありますと、舞台発表や作品展示が困難であることから、どうしても分散開催となり、変更は難しいものと考えてございます。

次に、えだまめ収穫祭につきましては、これはアルコールを伴うイベントであることや、西日本鉄道と連携し西鉄甘木線の活性化も一つの目的としていることから、西鉄甘木線の大堰駅から徒歩でアクセスできる役場駐車場を会場としてるところでございます。

議員御指摘のように、官衙遺跡の有効活用という面で、もっと活用できないのかというのはおっしゃるとおりだろうと思っておりますけれども、なかなか今やってる部分で難しい面もあるのはあるところでございます。

ですので、今、健康課のほうで実施しております公園ウォーク等につきましては、官衙遺跡あるいは大刀洗公園で実施をしてきているところでございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 実際、今、官衙遺跡ではJAの祭り、これ、多分、去年は来場者的にはかなり多くの方がお見えになったと思うんです。場所も、今年行われたときじゃなくて、奥のほうでやられましたので駐車場がフルに活用されて、その駐車場は満杯であったと。やっぱり、来場者数を稼ぐという観点からすれば、やっぱりここでやるのが理想であるんじゃないかなというふうに思います。

また、先ほど言われました文化事業との連携なんですが、例えば町にあるバス、これをピストンで輸送させるとか、あるいは役場から官衙遺跡までそのバスを持っていく、また松崎駅からはまた同じような形でバスでピストン輸送するということを考えれば、私は十分にできるんじゃないかなというふうに思っております。アルコールの件も言われましたが、例えばキリンビールの

ビアファームなんて昼間開いてますから、それはハンドルキーパーとか使って実際に行かれてるはずでございます。

ぜひ、皆さん言われるのは、やっぱり駐車場がないと、今の若い人ってのはほとんど車で移動されるんで、こういった官衙遺跡で利用する、特にえだまめ収穫祭、来場者数が多く望まれる事業に関しては、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、昨今の水害や台風、今後予想される大地震等に備え、大刀洗に求められているのは防災の観点から広域避難場所というふうに思います。いわゆる防災道の駅としては、8月、建設経済委員会のほうで芦北町に視察に行きました。防災の観点ということからも、町としてもこれを求められていることと思います。

また、数年以内には必ず行われるであろう県道の4車線化に伴い、アクセスも非常によくなり、ここに防災の拠点をつくるということも大きなメリットがあるというふうに考えます。

遺跡の新たな利用方法として有効活用であり、この場所に関しましては、1,200年前から数百年にわたり役所が実際に存在していたということを考えると、高台であり、安全、安定した場所であるということの実証されております。したがって、防災の拠点に利用するというのは非常に合理的な考え方ではないかと思えます。

その意味から、ここに防災広域広場という構想はできないか、町長の所感をお伺いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

広域避難場所としての活用についての御質問でございます。

下高橋官衙遺跡は、国指定の史跡でございまして、文化財保護法に基づき、遺構の保存に最大限配慮した活用が求められているところでございます。

議員から御指摘がありましたように、その広い敷地から災害時における一時的な避難スペースとしての活用は可能ではございますが、防災機能を持たせる場合、目的外使用、それから現状変更の許可を文化庁から得る必要がございます。この点、物資集積や防災活動拠点として防災備蓄倉庫や貯水槽、災害対応型給電設備等、遺跡に重大な影響を及ぼす工事等につきましては、指定区域内では認められないと考えられますので、これは、もし実施する場合であれば隣接地を含めた検討が必要になってくるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 昨年的一般質問でも申し上げましたとおり、21年前につくられた官衙遺跡整備基本計画、これに基づき、私は国交省や文化庁と交渉して道の駅を造るべきであるんではと思います。実際、そういった交渉はされたかどうかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、実際あそこの官衙遺跡についての質問でございますが、先ほど町長が説明されたとおり、官衙遺跡が文化財保護法に基づいて保護されておりますので、実際、基本的にはそれ敷地内での目的外使用というのが難しいというございますので、もしそこを利用するのあれば隣接した土地の活用を含めたところで検討が必要というところになると思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 回答ありがとうございました。

実際、官衙遺跡基本計画というものの中には、道の駅の構想というのは既に存在してるということは前回の質問で私申し上げたとおりでございます。

昨年の町長の選挙のマニフェストにも、道の駅の推進といううたい文句がございました。そういった観点からも、私は道の駅をあそこにぜひ造るべきだというふうに思っています。

そもそも道の駅自体は、町の予算を使うということは必要ないわけで、それに伴う用地買収ぐらいかと思えます。官衙遺跡基本計画にのっとれば、道の駅、現在建設中の県の調整池の西側、半分が田畑であり、現在は耕作もあまり積極的にはされてないように思えるところでございます。また、道路側には現在運送業者さんが利用されておりますが、事務所等の建物も簡易ハウスであり、それを町が購入することに当たってはそれほど高額にはならないというふうに考えております。

ここで、この場所に道を造る際、自治体が用地買収するということですが、必要に応じて国が買収することもできるということになっております。この場所は遺跡外の地でありますので、できればそれを補助金等を活用して道の駅を建設することもできるというふうに私は考えております。

そういうことについて、町長は、以前、県の職員時代から経験も豊富であるかと思えます。どこから予算を引っ張る、どの補助金を呼び込む、専門的な意識は豊富にお持ちであるかと思えます。そして、その専門家とのコネクションもお持ちかと思えますが、その場所に道の駅を造ることについてはどういうふうにお考えでしょうか。通告外ですが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

下高橋官衙遺跡の隣接地に道の駅を造ることについての所感という理解をしましたが、どこがベストなのかというのは、それは今後いろんな観点から調査をして判断をしたいと思っております。

ますが。

ただ、議員から御指摘がございましたとおり、やはり道の駅っていうのは、一つには交通の利便性というのが大きな着眼点になろうかと思ってございます。そういう観点から申しますと、主要地方道の久留米筑紫野線沿線というのは大きな可能性があると思ってございますし、また筑後小郡インターから至近の距離にあり、あるいはコスト等に行かれたお客さんが県南方面あるいは朝倉方面に行く際に途中の通り道になるという意味では、大きな可能性はある地域ではないかと考えてございます。

また、もう一つは、冒頭、議員のほうから御紹介がございました防災面の防災道の駅っていう観点から申し上げますと、やはり浸水想定地域にはなかなかそういう防災面からの道の駅の設置っていうのは難しいものというふうに考えてございますので、そこはやっぱりハザードマップ上である程度浸水想定がないような地域をベースに適地を探していくのがよいのではないかとこのように私自身は考えてございます。

ただ、その議員が今御指摘がありました土地がピンポイントでそこがベストなのか、あるいは用地買収も可能なのか、あるいは県等に、例えば補助金を頂くなり県のほうに道の駅を造っていただくなりするとした場合に県等の理解が得られるかというのは、それは今後の検討になろうかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 今私が申し上げたのは、下高橋官衙遺跡基本整備計画に、そこに道を造るということで、それを進められないかということの一つ申し上げました。

もう一つの考え方としまして、道の駅は、私は何もそういう面倒くさい条件はないと思います。2年前初めて一般質問でここに道の駅を申し上げたところ、遺跡にはできないとか、下水路が通せない、当時、言葉でいえば金科玉条のごとく遺跡には何もできないということがいろいろ言われましたが。実は、下水路というのは、道の駅のど真ん中に本管が通っているんです。あそこはトイレがございまして、それは下水路はもう実際通っているということでございます。

また、遺跡が出て民間が開発する際は、調査完了後は建物が建っています。道路もそうですね。例えば、大刀洗中学校の横の322拡幅に対しても、たしか遺跡が出たような気がしています。遺跡が出て、調査完了で道路ができるわけです。その意味で、現在、官衙遺跡のイベント時に駐車場として使われてる東側の部分、これをイベント時に駐車場としている、その部分なんです、その部分に道の駅を検討することはできないかということでございます。

これは、ある程度高度な政治的な判断が必要かと思いますが、実際、県道が通っているわけでございます、その県道の延長が道の駅という解釈をすれば、そこに道の駅を建設することも私は十分可能であると考えております。下水路も本管が通っているわけでございます、これは解釈の

問題ですが。あとは、国との交渉というか、文化庁の交渉というか。遺跡があるといっても、実際20年以上放置されているわけで、それ以上調査することは、私はないと思います。

いずれにしても、この道は4年以内に4車線化により拡幅されるわけで、今の遺跡の一部を削って拡幅する。その延長上が道の駅。道の駅というのはいわゆる道でございますので、そういう解釈がすることはできないか。ここに造りたいという強い意志、それが私は国を動かしていくんじゃないかなと思います。

7月に行った芦北町では、役場の強い意思が防災道の駅を計画から2年で造らせております。また、芦北町には3つの道の駅がございます。

さらに、去年、私8月に行ってまいりました天草では、道から奥まったところ、通常は道の駅というのは国道に面したところしかできないという原則でございますが、道から奥まったところにある廃校の有効活用のために、これも役所の強い意思で道の駅を造らせています。

筑前町は、逆パターンですが、物産館の隣接地に道の駅を造らせております。これは県道ですよ。天草には、12個の道の駅がございます。これを造ろうと思えば数にも限りはないわけで、一番近道である官衙遺跡に造る、予算を引っ張ってくる、補助金を探してくると、今まで答弁されてきたように思いますが、実際そういう動きはありますでしょうか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅につきましては、昨年9月に建設課に道の駅推進係を新設し、先進地の調査をはじめ、道の駅の整備に向けた各種検討に取り組んできたところでございます。

一方で、同係では、国及び福岡県の道路及び河川事業に関する調整や要望活動を実施する各種期成会の運営担当も担当してございまして、現在までのところ、議員が御指摘のあったような具体的なところまでは至ってないところでございます。

このため、今後、JAの統合とかいろいろ当初想定していなかったような社会情勢の変化もございまして、そういうところも踏まえ、道の駅の整備に向け課題を整理した上で、まずは基本構想の策定に着手をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ありがとうございます。今まで私ずっと話してきた道の駅のお話ございまして、最終的には物産館でございます。物産館はその後でいいと思っております。道の駅ができれば、取り急ぎ掘っ建て小屋でもテントでもいいかと思っております。この道の駅を造らなければ、私は全く何も前には進まないと思っております。町民の所得向上の観点からも、町の自主財源確保の観点からも、一刻も早くこれを実現する必要はあるかと思っております。地域ブランドを一生懸命創

出しても、それが町の利益に伴わなければ意味しないと思います。

そもそも町のPRが目的ではなく、利益を出すための創出で、PRが自己満足に終わってしまうわけです。町民の目から見れば、大刀洗がメディアに露出され有名になることは喜ばしいことかもしれません。しかし、それは町の利益になっていなければ、ああ大刀洗はいいとこやねで終わってしまうのです。単なるセルフプレジャーで終わってしまうというわけでございます。町の莫大な予算をつくって、ただテレビに露出した結果が町民の利益につなげていく。どんどん投資すること、続けていくことに意味を持つというふうに思います。議会でもブランド創出事業が強く議論される、それは利益を生んでないからだとは私は思っております。このところはくれぐれも肝に銘じていただきたいと思います。

道の駅を全くないところから始めると8年から10年かかるというふうに言われました。10年先ということは、私はもうやる意思がないというふうに受け取ってしまいます。何もやらない、何も面白くない、何の活力もない、町長がよく言われる町民がゆでガエルになってしまう。このままじゃそういうふうになってしまうんじゃないかなというおそれを持っております。今この町はまさにそのような状況に落ちてしまってるんじゃないでしょうか。近隣の市町村では、道の駅で10億、20億と稼いでいます。

何度も何度も申し上げますが、コストコができて、あの県道はまさに主要道路へと変革します。神代橋から続く道路、北野では陸橋が完成しようとしています。将来は、カインズやIKEA、その他大きな商業施設の開発も計画されていると聞きます。あの道路は、いずれ大きな商業施設を有する一大国道になっていくと思います。その大きな財産を持った大刀洗があるから、そこに道の駅を造るということ、私は必須であると思います。物産館はその後。たとえテントでも掘っ建て小屋でもいい、道の駅さえできれば何でも動き出すことができます。

実際、物産館、幾らでできるんでしょうか。数億円ですか、数千万ですか。これは投資です。いろんな補助金を引っ張ってくれば、物産館ももっと安価で造ることもできるでしょう。その可能性を追求していくことが、私は町の仕事ではないでしょうか。ここで、改めて、道の駅を造っていくことに対して町長に申入れしたいと思います。

町長の任期もあと2年ちょっとでございます。私は、マニフェストは実現するためにあるのであって、そろそろここで動き出さなければ、実現には到底不可能です。ぜひ、前向きに実際の動きというものをお見せになり、実現に向けて始動し始めていただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、大石純議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時47分

---

---

令和7年 第12回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和7年12月10日 (水曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和7年12月10日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第12回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、矢永農政課長から発言の申出がありましたので、許可をいたします。

○農政課長（矢永 孝治） おはようございます。農政課の矢永でございます。

昨日、安丸議員からの一般質問、3の1の（2）休耕田や耕作放棄地などの繁茂の草木の対応と対策はの答弁について、発言を訂正させていただきます。

安丸議員より通知を送付した遊休農地の事例を聞かれたとき、私が係長とやり取りをしていた町の一部の地域の話と勘違いしまして、「住宅地近隣の農地に対する苦情は直近ではなかった」と発言いたしました。改めて町内全域を範囲として資料を確認したところ、令和7年度に45件を通知した中、12件が住宅に近い農地であることが判明しましたので、そのため「直近では、12件住宅近隣農地での苦情があった」と昨日の発言を訂正させていただきます。

このたびは、議員の皆様、大変御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

○議長（高橋 直也） それでは議事に入ります。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております5番、實藤量徳議員、発言席からお願いいたします。實藤議員。

#### 5番 實藤 量徳議員 質問事項

1. 大堰校区の事業について
2. 教職員の採用について

○議員（5番 實藤 量徳） 改めまして、おはようございます。議席番号5番、實藤量徳です。

議長のお許しをいただき、通告に従い、大項目、大堰校区の事業について。2番目が、教職員の採用についての2つを小項目に従って質問させていただきます。

大刀洗町といえば、住みやすい町や住んでよかった町として取り上げられ、ランクインもしております。全国的にいろいろな面において注目されておりますが、全国的に人口は減少しております。しかし、我が町大刀洗は少しずつ増えてはおります。しかし、大堰地区において高齢化が進み、人口も減少しています。今回はこの大堰地区について質問をさせていただきます。

まず、校区の活動拠点である校区センターの改修工事が延期になっているようですが、(1)延期の理由は、どのような理由で延期になったのでしょうか。それと、来年度以降の見通しはどのようになっているのでしょうか。それと、改修が開始されるまでの緊急の補修などの予算はどのようになっているかということをお伺いいたします。

○議長(高橋 直也) 答弁を求めます。中山町長。

○町長(中山 哲志) それでは、實藤議員御質問の大堰校区の事業について答弁をいたします。

校区センターの改修工事についての御質問でございます。

まず、延期の理由についてでございますが、本年7月29日、大堰交流センター大規模改修工事実施設計業務について指名競争入札を実施をしましたが、手持業務が多く技術者の確保が困難として、指名した6者全てが辞退し、不調となったところでございます。

このため10月28日に改めて、今度は制限付一般競争入札により広く公募し、1者から参加の申請があったところでございますが、この1者につきましても最終的に辞退し、不調となったものでございます。

この点、昨今の物価高騰や人手不足の影響もございまして、全国的に入札不調が相次いでございます。設計業者の確保が厳しい状況というふうに認識してございます。

次に、来年度以降の見通しについてでございますが、先月、閣議決定されました国の経済対策における労務単価、資材単価引上げの反映など、官発注の請負契約の単価見直しなども踏まえ、来年度、改めて実施設計業務の入札を実施をしてみたいと考えてございます。

次に、緊急補修についてでございますが、軽微な補修につきましては、校区センターの修繕料にて対応してまいります。既定の予算では対応が難しい、真に緊急な補修等が生じた場合につきましては、補正予算等についても検討をしてみたいと考えてございます。

○議長(高橋 直也) 實藤量徳議員。

○議員(5番 實藤 量徳) まず延期の理由としては、人がいないと、物価高騰により高くなったということよろしいですね。

それでは、このままいつまでっていうお約束はできないんですかね。いつまでに改修を始めますという、そういう見通しは立ってないんですか。

○議長(高橋 直也) 中山町長。

○町長(中山 哲志) 實藤議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重なって恐縮でございますが、改めて来年度、設計業務について発注をしたいと考えてございます。

その際には、単価の見直し等も含めて発注し、それを受けて設計ができたことを前提に、次年度以降、工事に着手をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それでは、なるべく早めに行えるようにお祈りしております。

遅れることによって、今まで修理や在庫を減らしてたつていう用具がございますので、その点についてはちょっと聞かせていただきたいと思います。

まず、蛍光灯。大堰校区センターは蛍光灯なんですよ、まだ、LEDではなく。もう来年だからということで全然買い置きがなくて、ほかのところに注文しても、もうないってことが多そうなんです。現在でも切れているところが結構多いんですが、そういうところはどのように対処したらよろしいんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 實藤議員の質問にお答えいたします。

照明の件でございます。現在、改修工事のときに全ての照明をLED化することで計画しておりましたが、このように工事が延びてしまいましたので、緊急を要するものに対してはLED化を進めていくものでございますが、基本的には改修工事のときに全てさせていただきたいかとは考えておりますが、今後も校区センターのほうと協議をしながら進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 蛍光灯に関しては分かりました。

それともう一つ、外壁の塗装が——これも役場のほうには言ってるって、管理員のほうは言っていましたけど——飛んじゃうそうなんですよね風で、塗装が。やっぱりそれが目に入ったりするのも危険だから、それをどうにかしてほしいという意見もありますが、そういう予算も組んでいただけるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 外壁塗装の件でございます。私ども担当のほうも現場のほう確認させてもらっておりまして、外壁のほうやはり劣化が激しいということは認識しております。

今度の改修工事のときには屋上を含めた外壁の防水塗装を行うことにしておりますので、そちらのほうも緊急を要するものに対しては緊急の改修を検討するところではございますが、基本的には大規模改修のほうを取り急ぎ進めさせていただきたいというふうに思っておりまして、来年度予算を組みましたら早々に、すぐ工事に入れるように私どもも急いで着手したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 着手したいといっても、まだほら決まってないのに、設計の段階も決まってない、工事も決まってない。その間っていうのは結構時間がかかりますよね。だけど、やっぱり風で飛んだりするから、その防御策っていうかそういうのは考えていらっしやらないですか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 大規模改修を待たずに、外壁のその飛ぶところ、剥がれていくところの簡易的な改修ができるかどうかに関しましては、今後また協議をさせていただきたいと思いますが、基本的には、来年度、令和8年度に設計と工事の仮契約、そういったところまで持っていきたいというふうに考えておりますので、延びて令和9年度の大規模改修工事まで待てるものであれば、基本的には大規模改修に乗せたいというふうに考えておりますが、危険性を伴うものであったり、緊急性を伴うものに関しましては、そういった仮的な補修ができるかどうかというのは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 大規模はまだ時間がかかるんですから、そちらのほうを先に検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

12月4日から6日まで、都市部の企業に勤める方々——外部人材ですね——をお招きして、地域の課題解決に向けたアイデアを提案して、事業を新たに行うということですが、このことについて少し質問させていただきます。

出席者の構成と、その内容を御説明お願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えをいたします。

大堰地区活性化ワークショップについての御質問でございます。

大刀洗町では本年度新規事業として、課題解決型ワーケーション事業に取り組んでございまして、その中で、外部人材と町民の皆様との意見交換を行うワークショップを12月5日に開催をしたところでございます。

この事業につきましては、地域の魅力向上や課題解決のヒントを得ることや、新たなネットワークの構築、関係人口の創出・拡大を目的に、都市部の大企業等に所属する外部人材を2泊3日で町に招き、町の現場での体験や町民の皆様との交流を通じて、具体的な地域課題の解決策を提案をいただくものでございます。

初開催となりました今回は、昨年度の地方創生の会議などを踏まえ、大堰校区における人口減

少対策が町全体の将来を考える上で重要な課題であるとの認識から、大堰地区の地域活性化としたところでございます。

まず、出席者の構成についてでございますが、今回この事業に参加いただきました8名の外部人材の方に加えまして、大刀洗町からは、憩いの園大堰交流センター管理運営委員会の委員の皆様を中心に御案内をし、区長の皆様など、22名の方に御参加をいただいたところでございます。

次に、内容についてでございますが、アイスブレイクの後、大堰交流センターと大刀洗グリーンツーリズム協議会から話題提供をいただき、5年後、10年後の理想の地域像をテーマに、参加者全員で未来を語り合う対話の場を設けたところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 新しいやり方で、大堰地区を活性化させるということはすごく賛成でございますが、まず、そのメンバー、どういう形で外部の方っていうのはいらしたんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 實藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の課題解決型ワークショップにつきましては、大刀洗町で協力隊をしておりました加藤さんのほうと契約を結びまして、そちらのほうに委託をした形での開催っていう形になっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 加藤さんですか、サトウさん。

○議長（高橋 直也） 企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 加藤さん、N a k a t s u D e s i g nをされている加藤さんのほうにお願いしたということでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） その加藤さんにいろいろな方を集めていただいて——私も出席いたしました——一流企業の方々がいろいろいらしていただいております。

これ受け入れっていうか、地元のほうのメンバーっていうのは、大体センター関係の方と、それと区長さんということで、やっぱり言い方悪いんですけど、現役を引退されたもう年齢の方ですよね。そうじゃなくて、今からのことを考えるんだったらやっぱりもう少し若い30代、40代の方が意見を述べられるような場所をつくったほうがよかったんじゃないかと思うんです。

まず私案内をもらったときに、時間的に、これは普通、金曜日の1時からだったかな、というのはもう現役の人っていうのは大体仕事だから出れないなと思ったんです。もう少し若い——そ

れだったら夜にするとか、そういう少しみんなが意見を出せるような場をつくれなかったのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 今回、初めてこういった形でワーケーションを行いまして、係のほうといたしましても、なかなか若い世代への参加が難しかったっていうことは課題と感じております。

ただ、懇親会の中には、若手の農家さんのほうも1名ではございますが参加して、交流していただいたっていうところもございますので、今後の課題として、若い皆様の意見をどうやって聞いていくかっていうことは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それと、昼間にいろいろ回られたみたいですけど、夜、泊まれたのが朝倉のほうのホテルでしたよね。グリーンツーリズムの民泊みたいのはできなかったんですか。民泊っていうか、今やってらっしゃいますよね、いろいろな方が。そういうアイデアはなかったんですか。

○議長（高橋 直也） 企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） ワケーションの中で、そういったどこに泊まるかというので、使われていない民家だったりをお借りしてということもございましたけれども、最終的には、やはりホテル等という形の話となりまして、朝倉市にありますアベニューのほうで宿泊するような形となりました。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それと、そのワーケーションの中で、大堰地区のいろいろな課題が出たと思うんですが、どのような課題が出て、どのように対策をされるのか、それに対して。それを少し伺いたいと思います。

○議長（高橋 直也） 企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 4日から6日にかけて行った事業でございますので、まだ報告なりがまとまってないところではございますけれども、その中で、来ていただいた企業の皆様からはいろいろなアイデアをいただきましたので、そういったものをどういった形で今後実行していくかについては、係の中で、また課の中で話していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そしたら、具体的な課題がこれっていうのが分かったってわけじゃないんですね。漠然とした形で出て、それに対してどうしようかという形で、今からの課題になりますという答えでよろしいんですか。

○議長（高橋 直也） 企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 様々な提案を皆様にはいただいておりますので、全てが実行できるっていうわけではないと思いますので、その中から大堰の地区に合ったようなのを考えて実行をしていきたいと思っていますので、まだちょっとそこまでの話が煮詰まっていないというところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） このワーケーションについて、まず大堰地区のことである程度まともって、それから次にもっていくという形ですか。それとも、次は大堰が終わった、次はじゃあ本郷です、どこですっていう形でもっていく予定になっているんですか。

○議長（高橋 直也） 企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） まあ初めて大堰地区という形でワーケーションを行いまして、これを毎年行っていくのかっていうところも含めて今後検討していくことになっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） じゃあまだ将来のことは決まってないということですね、はい。

外部からのいろいろな提案っていうか、私たちが日頃生活していて分かんないようなことが外部の方っていうのは目につくと思うんで、そういうのはすごく参考にさせていただいて、なるべく活性化できるようにしていただきたいと思います。

それでは、次に移らさせていただきます。

次は、教職員の採用についてです。

私は、令和2年の4月から5年の3月まで教育委員をしておりました。小学校や中学校へ行くと、生徒や児童の皆さんが、「こんにちは」「おはようございます」って大きな声で挨拶をしてくれます。挨拶っていうのは、やっぱり外部から来た人っていうのはすごく安心するんですね。ああ来て喜んでくれるとか、歓迎してくれているという意識を持って、安心してその中に入っていけるっていう安心感というのが出ると思うんです。こういうものって、私が考えたら、私が小さい頃っていうのはあんまり記憶ないんです。外部の方がいらしたときに大きな声で挨拶をしたのかなといたら、あまり記憶がないんで、やっぱり段々と学校の中でそういう環境が整ってきたのかなと、すごくいいことだと思っております。

やっぱりこういうことは教職員の皆さん、または保護者の皆さんの考え方というかが出来上が

って、温かい学校をつくろうということのできたものと思っております。

このような教職員の方々ではありますが、今いろいろな不祥事が出ております、全国的に。しかしながら2025年、ベネッセコーポレーションが調査した、高校生に対してアンケートを取った結果、1位が教職員なんですね。これが10年連続だそうです。10年連続1位を取っているのに、公立学校の教職員の受験者数または競争率っていうのがどんどん低下して、やっぱり希望者が少なくなっていると。それは大変な問題になっていると思います。

これは、いろいろな仕事の問題もあると思いますが、今日はまず教職員の不祥事についてのことから入っていききたいと思います。

まず、教職員を採用する場合において、採用の場合のチェック体制はどのようになっているのでしょうか。教育長、お願いいたします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 實藤議員の教職員の採用について、採用時のチェック体制はどのようになっているかという趣旨の御質問だというふうに思います。特に、近年問題になっています採用に当たっての教職員の免許の不正取得等々の問題についての趣旨だというふうに思っているところでございます。

お答えいたします。

近年、教職員による不適切な行為や免許に関する不正取得など、教育現場に対する信頼を損なう事案が全国的に報道されているということは、先ほど議員おっしゃっていますように、認識、理解しているところでございます。本町におきましても、こうした事態を深刻に受け止め、再発防止と信頼回復に向けた取組を強化しているところでございます。

それではお尋ねのこの教員の採用について、特に講師の募集について、本町も深く関わっている部分がありますので、その分について御説明させていただきたいというふうに思います。

この講師募集については、県または各市町村において募集し、申請を受け付けているところでございます。今回、県内で問題になった事案は、申請を受け付け、採用を決定する際のチェック体制の不備が問題点として指摘されているところでございます。

現在、講師希望者——まあ自分が学校の講師になりたいというそういった希望者——は、県または北筑後教育事務所にて申請する場合には、県教育委員会で確認を行っているところでございます。さらに、先ほど言いましたように、町村でも募集をかけまして、受付をしておりますので、町教育委員会でも講師の希望者が申請書を持ってきた場合については、教員免許状の原本を必ず確認、これを徹底して、その原本の有効性や更新状況を厳正にチェックしているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 今の答えですと、問題になっております福岡県の篠栗のほうではコピーしかもらってなかったということで、当町においては原本まで確実に確認をするということで、まあ安心いたしました。

しかし、採用後の研修というのは、全然今までやったことのない方とか、よそでやってらっしゃった方が大刀洗町で教職員として働いていただくための採用後の研修というのは、どのような形をとられているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えしたいと思います。

採用後の不祥事防止等に関する取組、研修をどのように行っているかという御質問だと思いますが、採用後につきましては、服務規律に関する研修や倫理指針の周知を通じて、教職員一人一人の自覚と責任感の向上を図っております。さらに、校長、教頭をはじめとする管理職に対しまして、日常的な勤務状況の把握や職員間のコミュニケーション強化を促し、早期の兆候把握と適切な対応が取れるよう、学校体制を進めているところでございます。そのほかにも、保護者や教職員が不審な点を相談できる体制を整えることも重要であると考えているところでございます。

今後も、国や県のガイドラインや先進事例を参考にしながら、チェック体制の継続的な見直しと強化を図り、児童生徒の安心安全な学びの場を守るとともに、町民の皆様のご信頼に応える教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 研修はしっかりやっておくということで、次の質問に移らしていただきます。

新卒、既卒の採用におけるの基準というものは、当町においては設けていらっしゃるのでしょうか。まあ県の採用については、ちょっと町のほうが口出しするような場面ではないと思いますが、町採用でされる場合のチェックというか基準と、それと、文部科学省のデータベースっていうのがありますけど、このようなものを参考にされているかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、引き続き教員の採用について、2点目の新卒、既卒の採用におけるの基準はあるのかということ、また、文部科学省のデータベースを参考にしているかということについての御質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど、講師の採用についてお尋ねになりましたけど、今回は新規での正式の採用だというふうに考えて御質問にお答えしたいと思います。

本町における教職員の新規採用につきましては、主に県教育委員会が実施する教員採用選考試

験の合格者を対象としております。これによる試験は、教養あるいは専門、実技、論文、面接、そして模擬授業といったような試験が行われているところです。その試験において、人物の適性、そして人物像、専門性を総合的に判断された上で採用されているというところがございます。

また、2点目の文部科学省が整備している——これは、平成20年ぐらいだったというふうに思いますが、免許の更新制ができて、教員免許の管理システムを一元化を国がしました。これについての活用だというふうに思っているところですが——この教員免許管理システムにつきましては、教員の免許に関する情報を一元化、一元的に管理するシステムでございます。市町村にも照会はされていますけども、先ほど言いましたように、県教委で正式な採用は決定されますので、県教委のほうで確認されていました、今までもですね。それで、本町では現在参考にはしていないところです。

しかし、県内における先ほどのような問題を踏まえ、まあ今後、教員免許状の原本はやはり確認する必要があるというふうに思いますので、その中で有効性や必要書類の確認を行うとともに、今後のシステムの活用も含めて、適正な任用に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 今お答えいただきましたが、ほかに偽名など課題としては何かございますか。また、それに対する対策などをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） こども課長。

○こども課長（早川 正一） 質問にお答えしたいと思います。

先ほど教育長のほうが申し上げました一元的に管理するシステム等の活用での課題対策というところがございますが、そのデータベースにつきましては、教員の方の基本的な氏名とか生年月日等の基本的な情報、それと免許の更新の履歴、また免許の種類等が管理されているところがございます。

しかしながら、最近のこどもが性被害の対象になっている問題等から、その防止に向けた対策につきまして、今後、国や県によるシステムの整備や運用方針が示されると考えております。これらを注視しながら、適切な活用を図ってまいりたいと思っているところです。

また、市町村におきましては、専門的な知識を持つ職員が限られておりますので、教員免許や人事に関するデータベースの運用また管理について、十分な体制が整っていないという状況もあると考えています。今後、システムを効果的に活用できる人材育成にも取り組んでいく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そのチェック体制っていうのは、教育委員会がされるということですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほどの答弁に対して補足をさせていただきます。

議員御質問の偽名に対する対応ということだというふうに思います。

この管理システムにつきましては、今回の事案はたしか偽名を使われて、他の人の免許を不正にコピーして使っていたというところだというふうに思いますので、その偽名に対する対策については、先ほどから申しますように、免許の原本、この免許の原本をやはり所持しているか、そしてその原本を確認して、先ほど言いましたように、偽名等の間違いはないか、あるいは有効性そういったもの確認して、チェック体制を強化していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それは、教育委員会のほうがチェックするということですね、町のものに対しては。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員のおっしゃったとおりでございます。

町のほうで重ねて、県教委だけではなくて、町のほうでも重ねてやっていくということでございますので。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 二重三重のチェック体制は誠にいいことだと思います。

それでは3番目の、2026年、来年の12月から「日本版DBS」というものが運用されるようになっておりますが、当町としてはそれに対してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは3点目、教職員の採用について、2026年12月より「日本版DBS」が運用されるが、本町としての考えはについての御質問です。

この「日本版DBS」、すなわち子ども性暴力防止法に基づく制度だというふうに認識しているところです。子どもと接する業務に従事する者に対し、性犯罪歴の有無を確認する制度であり、令和8年12月までに施行される予定となっております。

この制度は、学校設置者や認定を受けた民間教育・保育事業者に対し、性犯罪歴の確認を義務

づけるものであり、子どもたちの安全安心を守る上で極めて重要な仕組みであると認識しているところでは。

現在、文部科学省では、特定免許失効者管理システム、これには性犯罪歴対象が確認がされていますので、これについては市町村にも照会されていますので、本町でも活用をしているところでは。

ただ、今後、保育所等、他の事業所等につきましては、制度の詳細な運用方法や市町村の具体的な役割について、まだ国からの通知やガイドラインの整備を待っている段階でありますので、今後も子どもたちが安心して教育を受けることができるよう情報収集に努めるとともに、教育委員会としても教職員の適正な任用と児童生徒の安全確保の観点から、制度の趣旨を踏まえた対応をしてまいりたいというふうに考えているところでは。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） このDBSは、全部の教職員と、それから保育所の関係者、保育士だけでなく事務とか給食関係、そういうところまで及んでチェックされるということではよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

対象事業者につきましては、学校、保育園また児童福祉施設や放課後児童クラブ等、こどもと接するような業務については対象事業者というふうになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） このようにしっかりしたチェック体制が整うことによって子どもたちの安心安全が守られていくということは、すごくいいことだと思います。

最後に、先ほども言いましたように、挨拶をしっかりできる子どもたちを育てて——挨拶というのはやっぱり人間の基本と私は考えております。相手を安心させる、敵がい意識を持っていないよってという表現にもなると思うんで、しっかりそういう基本的な、勉強ばかりではなく、教育というか、そういうものをやっていただきたいと思って私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、實藤量徳議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で10時25分より再開いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、10番、白根美穂議員、発言席からお願いいたします。白根議員。

10番 白根 美穂議員 質問事項

1. 外国人居住者について
2. 予備費について
3. 公益通報制度及び内部通報制度の整備について

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。

私からは、外国人居住者についてと予備費について、そして、公益通報制度及び内部通報制度整備についての3点を質問いたします。

まず、1つ目、外国人居住者についての質問です。

大刀洗町では、年々、外国人の居住者数が増えています。町民の方より、外国人の居住者が増えていることに関して不安があるとお声を聞きました。

なぜ不安なのかお話を伺っていると、相手がどういう人なのか、どのように関わればいいのか分からない、言葉が分からないなどがあり、また、何も無いが漠然と不安を感じるという意見もありました。

この不安感がどこからくるものなのか、それはコミュニケーション不足が原因で起こっているのではないかと思います。私が危惧するのは、このような不安感から外国人の方への差別意識が生まれることです。

現在、町では大きなトラブルは確認されていないようですが、漠然とした不安感からトラブルが発生しないとも限りません。差別意識やトラブルを発生させないためにも、住民間の交流が不可欠であり、それにはまず行政が主導して、公で外国人居住者との交流を主とする催しを積極的に開催していくことではないかと思うのです。

今や、あらゆる分野で外国の方の力を借りなければ成り立っていかないことが増えました。年々、外国人居住者が増えている大刀洗町では、どうやって共生社会をつくっていくのか、町の考えをお聞かせいただきたく質問いたします。

まず、大刀洗町のPRとして香港事業をされていますが、1、町として外国人の受け入れを積極的にやっているのでしょうか。

2、外国人居住者に対する現状の取組はどのようになっているのでしょうか。例えば、言語対応として役場窓口や学校での対応、その他トラブルや相談対応、町の情報提供の充実、日常生活

ルール、災害時発生など、また自治会に関しても何か取組がありましたら教えていただきたいと思いをします。

3、外国人居住者との交流は行われているのでしょうか。町民体育大会への参加、小中学校への出前授業、音楽フェスなどです。

4、今後、外国人居住者に対して整備していかなければならないようなことはありますか。

5、外国人との共生について、町としての未来構想はどのように考えているのか。

以上5点、回答をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員御質問の外国人居住者について答弁をいたします。

まず、外国人の受け入れについてでございますが、大刀洗町として外国人の受け入れを積極的に行っているということはありません。

次に、現状の取組についてでございますが、総合窓口の証明発行等の手続におきましては、通訳が可能な方が同行されるケースがほとんどございまして、情報が正確に伝わらないという状況は減少はしてございます。しかしながら、外国人の方にも分かりやすく手続案内ができる環境を整備をするために、令和6年度から多言語翻訳機を導入し、言葉が伝わらない際に使用をしているところでございます。

また、一番よくトラブルになりますごみの出し方につきましても、令和元年に外国人の方向けのごみの出し方を6か国語で作成し、窓口にて配付しているほか、事業所の協力のもとめぐるステーションの利用説明を実施をしております。

また、今後、事業所からの申し込みにより、めぐるステーションの利用方法と併せごみの捨て方講座などを実施することとしてございます。

また、行政区への加入については、これは通常通り御案内をしているところでございます。

次に、外国人居住者との交流についてでございますが、町民体育祭やドリームまつりなど、町のイベントへの参加をはじめ、昨年度は町内の福祉施設で働く外国人福祉ワーカー交流会を中央公民館で開催をしたところでございます。

また、めぐるステーションの活用に関する外国人研修向けの企業説明会を実施したほか、地域おこし研究員の企業訪問をきっかけとしたフットサル大会の開催や、みらい研究所の研究員による調査研究によるテーブル世界旅行などの交流イベントを実施をしてきたところでございます。

次に、今後、外国人居住者に対して整備しなければならないことについてでございますが、ごみの出し方など生活情報の提供や、各種情報提供、コミュニケーション支援等の環境整備に加えまして、地域イベントへの参加促進や交流の場の創出など、地域住民と外国人居住者が互いに理解し合い、連携できる環境づくりというのも重要ではないかと考えてございます。

次に、外国人との共生についてでございますが、大刀洗町では町民と来訪外国人、在住外国人の交流が進み、国際感覚が培われることを目標に、外国人受入体制の確立や在住外国人との交流、国際感覚の育成の各施策に取り組むことにしているところでございます。

教育委員会所管分については、教育長から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、白根議員の外国人の居住者について、2点目の現状と取組、3点目の外国人居住者との交流について、答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、外国人居住者に対する現状と取組はについての御質問です。

本町には、現在数名の外国人居住者の方の児童生徒が町立の小中学校に在籍しており、日々の学校生活を通じて地域社会に溶け込みながら学んでおります。

教育委員会としましては、こうした児童生徒が安心して学べる環境を整えることが重要であると認識しており、学校現場においては担任や支援員による個別の学習支援、あるいは日本語指導、生活面でのサポートなど、きめ細かな対応に努めているところです。

また、文部科学省が実施しております外国人のこどもの就学状況等の調査などを通じて、全国的な動向や支援の在り方についても情報収集を行い、必要に応じて県や関係機関と連携しながら、就学への支援体制は確実に図ってまいりたいというふうに考えているところです。

3点目の外国人居住者との交流はについての御質問です。

まず、本町における町民体育会への参加ですが、去年は綱引きに2名、そして本年はリレー競技のほか5名が参加されており、地域行事を通じた交流が少しずつ広がってきているのではないかなというふうに考えているところです。

次に、小中学校への出前授業についてですが、これについては小中学校における、これ、実際に外国人の方が学校に来てってということだろうというふうに思っているところですが、そういった出前授業や文化交流といった教育現場での直接的な交流の機会は、現時点では実施されておりません。ただし、過去には英語指導の場面で、地域の外国人の方に御協力をいただいた事例もあります。

今後も、外国人児童生徒が安心して学び成長できるよう、先ほど議員おっしゃられましたように、相互理解を図る多文化共生の視点も大切にしながら、教育環境の整備には努めてまいりたいと考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。いろいろな交流が今まであったようですが、その交流は現在も定期的に継続的に行われているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 白根議員の質問にお答えいたします。

生涯学習課が所管するイベント、特に町民体育大会等ですけれども、特に生涯学習課から参加を求めているわけではありませんが、結果として参加者がポツポツ出ているような状態です。これからも案内等については留意をしたいとは思っております。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 質問にお答えいたします。

令和7年度4月1日からの法改正によりまして、技能実習生等を雇用している企業さんのほうから、地域の共生施策ということで協力しますよという協力確認書の提出が義務づけられております。このことで、町のほうでは協力しますという確認書を提出している企業様が57社ございます。この57社に対しまして、私どものほうからイベント、ドリームまつりのときもそうございましたけれども、そういった企業様のほうに、こういったイベントを行いますので、ぜひ御参加くださいという呼びかけを行っておりますとともに、先ほど町長答弁のほうにございました、ごみの捨て方講座や公共交通の使い方講座、そして異文化交流事業等のチラシを作成しまして、そちらの57社に対しまして告知をさせていただいたところでございます。

今後は、その企業様やそういった外国人のほうに、労働者含め、そういった方々にこういったチラシをもとに、お問合せがあった件に関して丁寧に対応していくというところで計画しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 福祉ワーカー交流会やフットサル大会、テーブル世界旅行をされていたということですが、こちらは継続的に定期的に行われているものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課のほうで行いましたテーブル世界旅行に関しましては、2か月に一度程度、問合せがあったものに対して企画をするものでございますので、こちらから2か月に1回開きますというところで、計画的にというか、何月と何月と何月にしますっていう性質のものではございませんで、問合せがあったところから、じゃあそういったところと一緒に企画させていただきましょうという企画のところから一緒にさせていただくという立て付けになっております。

フットサルのほうに関しましては、町の職員の業務以外のところの活動でございましたので、そちらのほう、私どもが企画しているというよりは、自発的に起きたものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 福祉ワーカー交流会はどうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えいたします。

福祉ワーカー交流会については、昨年度初めて社会福祉協議会のほうが主催をして開催したものでございまして、今年度以降どういうふうが続けていくのか、止めるのかも含めて、ちょっと今情報を持ち合わせておりませんので、それは確認した上で、後日、御回答させていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） テーブル世界旅行についてお伺いしますが、参加者、人数、外国の方が何人か、町内の方が何人か分かりましたらお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えいたします。

現在、資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 大体の大まかな人数でも構いませんが、後でのほうがよろしいですか。承知しました。

様々な交流が今までも行われてきたかとは思いますが、一部の人だけの交流であったり、限られた方たちだけだということになると、町としての交流ということにはならず、多くの住民の方との交流会ってということにはならないかと思えます。

それで、いろいろされて、福祉ワーカー交流会もそうですが、できれば一貫した取組で行っていただければと思います。

また、提案といたしましては、町民体育大会にお誘いされているということですが、57社あると言っていたらっしゃいましたが、年に1社でも2社でもいいので、会社自体で参加していただいたりとか、教育のほうは、外国人の労働者や居住者の方に出前授業を、総合学習などの授業に年間として取り組んでいただいたり、居住者出身地の音楽フェスティバルなどを町で開催するなどができるのではないかと思います。ドリームまつりやえだまめ祭りのように、継続的に交流会を行うことで交流が盛んになるかと思えます。

ぜひ、前向きに検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、在住外国人の皆様との交流促進については、議員がおっしゃられるように継続的に、定期的に行われることが望ましいというふうに、私自身も考えてございます。

ただ一方で、議員が申されましたように、一部の外国人の方だけではなくて、全体の多くの外国人の方に御参加いただいて交流をするということになれば、それについてはどうしても今実際に働いていらっしゃる企業等の理解っていうものが必要になってまいりますので、その企業の皆様の理解について、そこについてもう少し町として取り組んでいかないといけないのが課題かなと思ってございます。

それについては、今後どういうやり方ができるのか含めて検討させていただければと思います。ただやっぱり一朝一夕に、どうしてもそれぞれの企業さんのお考えもございまして、町が思い描くとおりになるかどうかというのは分からないんですけれども、そういった方向で機会をとらえて企業の皆様にもお話をさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、御質問にお答えしたいというふうに思います。

先ほど答弁させていただきましたように、本町には現在の小中学校に在籍する児童が数名おりますので、こうした状況を踏まえながら、教育だけではなく子育て支援の両面において、外国人居住者の方が安心して暮らせる環境づくりについては努めなければならないというふうに思っているところです。

また一方で、住民の方が外国人の方との触れ合いが不足することによって、偏見、差別といったような相互理解がなかなか図れないというような部分もあるかというふうに思いますので、こういった異文化理解の教育の推進については、まずは本町の小中学校の児童生徒への理解を深めるための授業とか、あるいは何か交流イベントとか、そういったものは考えることができるのではないかなと思ひまして、先ほど議員がおっしゃられましたように、総合的な学習の時間、中学校で来年度そういった出前授業ということであろうとは思いますが、職場体験といったものも計画はされてますので、そういった中で外国人の方との交流が企画できたり、あるいは外国人の方の自主的な関わりとかいうのができれば、非常に可能性はあるのではないかなというふうに思っているところです。

以上で、答弁終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。まず、一歩から、ぜひ交流会を冠しての催しを継続的に行えるようになることを期待いたします。

次の質問に移ります。

次は、予備費についてです。

10月に、町は議会の議決が必要ない予備費を使って、第三者委員会なるものを立ち上げられました。そもそも、予備費とはどのようなものであるのかをお伺いしたく質問いたします。

1、大刀洗町において、予備費は1,000万ほどですが、どのような基準で予算を算出し、計上しているのでしょうか。また、地方自治法第217条に、予備費は不測の事態に対応するために使われるとあります。

2、大刀洗町の予算、予備費の目的は何でしょうか。大刀洗町の予算は、不足が起こらないように、あらかじめ多めに予算組みをしているように見受けられます。素人の考えではございますが、災害のことを考えるなら、最初から防災費に多めに組んでおくとか、お金の色を付けてしまうと他の目的で使用するのが難しくなるかもしれませんが、小規模な自治体である大刀洗町では、議会を通さなくていい予備費は多くないほうがよいのではないかと考えます。

3、予備費の減額についてどうお考えになりますか。

以上3点について回答をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員御質問の予備費について答弁をいたします。

まず、予備費の基準でございますが、議員から御紹介がありましたとおり、地方自治法第217条では、一般会計予算には予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならないとされているところでございます。

この予備費につきまして、予備費の制限額、あるいは予備費に対する基準額というものは法令上はないところでございます。

次に、予備費の目的についてでございますが、これも今答弁しましたとおり、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、予備費を設けているところでございます。

次に、予備費の減額についてでございますが、先ほども答弁しましたとおり、予備費の制限額、あるいは予備費に対する基準額というものは法令上はございませんが、例えば、学陽書房が出している「予算の見方・つくり方」によりますと、予備費は歳出予算の総額に対しどの程度がよいかということは一概には言えないが、予備費の本質から見て、当初予算の総額の規模によるが1,000万から5,000万円以内に計上するのがよいのではないかとされてございまして、これらを参考に大刀洗町でも1,000万円を計上をしているところでございます。

なお、本年8月27日の決算監査の監査報告に際しまして、渡邊代表監査員からは一般会計の予算規模に比較して、予備費の額が大刀洗町は小額であり、引上げを検討すべきではないかとの意見も頂いたところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 確かに大刀洗町で1,000万円というのは、歳入歳出総額の限度額上限は3%から5%でありますので、それに対しては大分低い金額にはなっておりますが、監査からの指摘で引き上げということでございますが、そこも引き上げを検討する場合、基準でいうか、こういうのに使いたいんだってという具体的な目標があつて引き上げるということではないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

私が申し上げましたのは、代表監査委員のほうからそういうふうなことが意見として述べられたということで、町としてまだ予備費を引き上げるかどうかというの、そこは今後の当初予算の編成の中で検討していきたいと考えてございますが、今のところ引き上げる方向では考えてはございません。

また、予備費については何を念頭についていうふうな御質問かと思えますけれども、いわゆる不測の事態、当初想定されなかったような事態が、議員のほうから御紹介がありましたけれども、災害等も含めてあつたときに、迅速に対応するために設けているものというふうに理解をしてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 地方自治法第217条を要約すると、予備費の目的は先ほども言われましたように、予見しがたい不測の事態に備えるためであり、また予備費を使用した場合は、町は事後の議会に報告し、承認を得る必要があると憲法第87条第2項の国の予備費同様の趣旨であるとされておりますが、このことについて町長の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

ただ、今、議員がおっしゃられたことについて、私自身ちょっと認識してございませんので、予算案を専決した場合そうだろうというふうに思っておるんですけど、予備費の支出について、今議員がおっしゃられたように支出したことについて、次の議会において議会に報告をし、承認を求めないといけないというふうな、そういう自治法上の規定とかいうのは、私自身は、ちょっとすみません、勉強不足かもしれませんが認識はしてないところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 申し訳ありません。次に行きます。

今回、第三者委員会なるものへの設置に伴う費用についての予備費の使用については、議会にこのことにすると事後報告をしなくてはならないように私は読み取ったんですけども、承認も得ていないんですが、私としてはやっぱり首長の一存で使用可能な予備費の使用については、使用

した際は議会へ報告、承認が必要であると思っております。

今後も予備費を使用した場合、議会へ事後報告、承認も行わないのか町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

予備費でを使用したものを結果的に何に使用したかっていうのをどう報告するかっていうことはともかく、承認を得るというのは、それは自治法上求められてはいないものだというふうに、私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） すみません。こちらの勉強不足かもしれません。私ももう一度勉強し直してきます。

では、最後の質問に移させていただきます。

公益通報制度及び内部通報制度整備について質問いたします。

町長は、都度、職員を守るとおっしゃっておられます。私は、3月議会の一般質問で内部通報制度を早急に整備して職員を守ってほしいと訴えた際に、町からは窓口を外部にすることも含め、近隣を調査し検討するとのお答えを頂きました。

しかし、9月議会でも、他の議員も質問しましたが、いまだに公益通報制度が整備できていないとの回答で、とても残念に思うのと同時に、職員のことを真剣に考えていただけていないのかと怒りすら湧きました。

- 1、現状の進捗状況はどうなっていますか。
- 2、整備が進まない原因は何でしょうか。
- 3、いつまでに整備をしようと考えていますか。

以上3点の回答をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員、御質問の公益通報制度及び内部通報制度の整備について答弁をいたします。

まず、現在の進捗状況についてでございますが、現在、公益通報者保護法や国の関連資料及び他自治体規定の読み込み等を行い、本町の制度内容の検討、規定案の作成を行っている段階でございます。

次に、整備が進まない原因についてでございますが、職員のマンパワーに限られる中、職員が安心して働ける職場環境の整備がより重要と認識してございまして、まずは職員へのハラスメント対策や、職員をハラスメントから守る制度、職員へのコンプライアンス研修などを優先して検

討し、実施をしてきたところでございます。

次に、整備予定についてでございますが、来年度から施行できるよう、本年度中に整備をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 今、ハラスメント研修を優先させているということでしたが、ハラスメント研修を受けて、自分がこれはハラスメントを受けていたんだっていった自覚をしたときに、それをどこに相談する窓口があるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

職員がハラスメントを受けた際に、どこに相談をするのかということでございますけれども、これは基本的に総務課のほうで対応するところでございますし、おそれいます。今ちょっと、手元にあれですけれども、ハラスメント等についてあった場合のどういうふうにするかという規定を定めてございますので、そういうのに従って対応をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 整備をしている職員のマンパワーが足りないって言われておりましたが、それは総務課が行っていることでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどのハラスメントにつきましては、大刀洗町職員のハラスメント防止等に関する規定というのを作っております、その中で相談窓口を定めてございます。その相談員としては、総務課の人事担当係長、それから衛生管理者、また職員組合が推薦する職員男女1名となっております。

また、実際ハラスメントの事案があったときに、検討と対策を立てるハラスメント対策委員会というのも定めてございまして、これは副町長をトップに、総務課長、人権担当課長、男女共同参画担当課長、職員組合が推薦する職員男女1名で構成をされてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 先ほど、職員のマンパワー不足が原因で整備が進まないとおっしゃっていましたが、マンパワー不足であるのにもかかわらず、その相談窓口は実際、現実的に機能するのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） ちょっと、風邪をこじらせまして、調子が悪いんですが失礼します。

相談窓口につきましては、まず、組合のほうに1か所と各課において、それと総合的に総務課

の人事系の窓口及び衛生委員ということで設けております。

先ほどの御質問は、職員のマンパワー不足なので、窓口が機能しているかということですが、去年の12月ハラスメント調査を全職員に対応しまして、その結果ハラスメントがあったことが認定されて指導を1件したこともありますし、私がハラスメント対策委員長になって1年半ほど経ちますけども、2件ほどの相談がありましたので、それについては聞き取り調査を行いまして指導をしたところであります。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 隣の小郡市では、2009年にコンプライアンス条例の作成が始まり、その中の公益通報制度も含めて作成されたそうですが、当時、他の自治体の作成例があまりなかったということで、1から作成したためすごく時間がかかったとおっしゃっておられました。しかしながら、1年後の2010年3月に議会に上程し、同年の7月から運用が始まったとのことです。また、今年3月にはハラスメントの条例も作成されています。

15年前に、既に近隣自治体に参考になる条例がありますが、なぜ当町はこれほどまでに取組が遅いのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 答弁いたします。

先ほどの町長の答弁と重複する部分ございますけども、今現在、担当部署の総務課の行政係を中心に、公益通報制度につきましての規定とか、そういうものを検討しておる状況でございますけども、やはりマンパワー不足といいまして、現在、総務課のほうでも行政係長のほうが兼務を行っている都合もありまして、併せて他の自治体の例規関係を本町に、どの部分がきちっと大刀洗町に合うのか、逆に他の自治体の部分をこう変えなければ本町になかなか合わないのではなかろうか、そういう部分を今現在煮詰めている状況でございますので、今現在、公益通報制度のほうに滞っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） かつてや出生記念事業等は、制度設計が完全にできていない状態で取りあえずで事業が進み、やりながらみたいな運営や運用されていました。取りあえずやってみるといのは、我が町の十八番のように見えます。

また、失敗をおそれないスピード感を持って、やる気というようなスローガンをお持ちのようですので、第三者委員会の要項の設置はすぐできたと思います。今回、こども課から提案されている条例は、4か月で作成されたとのことです。

なぜ、職員全員に関する重要な案件を先延ばしにすることができるのですか。マンパワー不足だと言われますけども、私は真剣に取り組まされていないように感じますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

冒頭の答弁と重複して恐縮ではございますが、職員が安心して働ける職場環境の整備というのは、何よりも重要だというのは、私自身強く感じておりますし、思っております。まず、その観点から、今必要な対策なり、検討を行っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 大分県の国見町などにおいて、職場を正常化しようとして勇気を出して声を上げた告発者が、内部通報制度がないばかりに、逆に処分に課せられる事例が起っております。

そもそも、内部通報制度とは、職場内の不正や法令違反、ハラスメントなど、そこで働く者が安心して通報できる仕組みであり、職場環境の自浄作用を促し、信頼性の向上につながるとされているものです。

再三申し上げますが、当町はハラスメント検証をされています。しかし、安心して通報できる場所が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

大刀洗町では、これまでも職員の職務に関しまして、役場の内外を問わず、改善の提案やクレーム、投書等があった場合には、総務課において対応をしてきたところでございます。現在もそうやっております。

それに加えて、また、今議員から御紹介がありました公益通報制度、内部通報制度の整備を今検討しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 百条委員会が人権侵害を行っているとして、その調査も含め、第三者委員会なるものを予備費を使用して作られましたが、内部通報制度が整っていれば、町長が常々おっしゃっている議会でのやり取りの中で、精神的に追い詰められたという職員の件も含め、早く対応ができたのではないのでしょうか。

住民協議会や未来ポストなど、住民の声を聞くという活動はされているのに、職員が物申す場所がありません。もう一度聞きます。なぜ、条例を急がれないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ではございますが、大刀洗町では、これまでも総務課において、今言われたような分については対応をしてきたところでございます。総務課において窓口があるから、安心して相談できないっていうことはなかったのではないかとこのように思っております。

また、条例化については、またちょっと一つ次元の違う話でございまして、現在、条例の制定のところまでの検討は、まだそこは行ってはございません。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 来年度の4月と言わず、1日も早く設置をしていただければと思います。3月議会でも申し上げましたが、職場環境整備は町長の最も重要な仕事のひとつだと私は思っております。

内部通報制度を早く作ってほしいと言っている職員は多くいらっしゃいます。職員を守るためには、内部通報整備は必須です。公益通報制度、内部通報制度の条例策定のため、臨時議会が開かれることを期待して、私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 直也） これで白根美穂議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をいたします。

議場の時計で13時より再開いたします。

休憩 午前11時08分

.....

再開 午後1時00分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

町民の皆様におかれましては、傍聴に御参加いただきありがとうございます。

傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明し、また、騒ぎを立てることは禁止されておりますので、お伝えいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

それでは、次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

**7番 平山 賢治議員 質問事項**

1. 憲法や諸法規を遵守することについて
2. 町側の主張について
3. 第三者委員会と称する団体について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って質問を続けさせていただきます。

第1に、憲法や諸法規を遵守することについてであります。

近年継続的に質問させていただいておりますが、当町の行政の課題を考えると、憲法をはじめとする諸法規に従った行政運営ができているのか、はなはだ疑問があります。

もちろん、ほとんどの職員は諸法規に基づき職務に当たっているものと信じたいですが、なぜか首長である町長及び責任ある管理職の一部に法律遵守の感覚がなかったり、あるいは理解する能力がなかったり、逆に法令を敵視したり、意図的におとしめようとする言動すら見受けられます。

以前に否決した校区センターの条例案なども実にひどかった。議会の議決を邪魔者扱いするような答弁を、管理職は平気で議会で発言します。

こうした一連の流れ、冒頭にこんなことを申し上げなくてはならないのははなはだ残念ですが、長期的にはここ15年以上、短期的にもここ数年の行政運営を見ていても、公務員として最低限の感覚すら欠如した、底の抜けた運営がまま見受けられます。それが組織の末端で起こっていることではなく、町長以下一部の管理職など、行政の中核で全て発生しており、寒心に堪えません。

そこで、まず基本的なことについて尋ねます。

第1に、地方公務員法に基づくサービスの宣誓の状況はいかがでしょうか。

第2に、全体の奉仕者としての意識の徹底についてはいかがでしょうか。

3点目に、憲法や諸法規を遵守するための基本的な研修の実施状況及び計画についてはいかがでしょうか。

第4に、リーガルチェックを実施する部署の設置徹底について、現状と方針はいかがでしょうか。

以上4点、答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の憲法や諸法規を遵守することについて答弁をいたします。

まず、サービスの宣誓の状況についてでございますが、大刀洗町職員のサービスの宣誓に関する条例に従い、新たに職員となった者は宣誓書に署名を行い、辞令交付式において、任命権者である町長の前で宣誓を行ってございます。

次に、全体の奉仕者としての意識の徹底についてでございますが、全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことは、地方公務員のサービスの根本基準です。

このため、大刀洗町では、他自治体を含め公務員の不祥事等があれば、朝礼等で情報を共有し、各課長から職員へ周知するとともに、年末年始の長期休暇には、飲酒運転の防止や公務員としての規範意識の遵守といった内容を周知徹底しているところでございます。

次に、基本的な研修の実施状況及び計画についてでございますが、大刀洗町では、新たに入庁した職員に対し、新規採用職員研修として、福岡県市町村職員研修所において、憲法や地方公務員法等について研修を受講させているほか、町独自でも新規職員へ服務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など、地方公務員法の研修を実施してございます。

また、入庁後も、福岡県市町村職員研修所において開催されます新任係長研修・課長研修をはじめ、地方公務員法の研修や法制執務基礎研修など、72の研修に参加しているほか、本年度は町独自でハラスメント防止研修、コンプライアンス研修を実施したところです。

今後も、職員の人材育成と能力開発を目指して、計画的・継続的に各種研修を実施してまいります。

次に、リーガルチェックについてでございますが、法制担当として、昨年度総務課に行政係を設置し、法改正に伴う情報を職員に周知するとともに、条例改正等に際しましては、行政など外部の専門家から助言をいただいております。

また、役場内部だけでは特に判断が難しいものにつきましては、個別の事案ごとに福岡県や顧問弁護士に相談・確認等を行っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問させていただきます。

採用時の宣誓や研修については分かりました。それが継続的になされているのかというところが、一つ問題だと思います。

ちなみに、町長以下の特別職は、憲法そのほかの諸法規を遵守しようという意思はございますか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

当然のことだと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ところが、実際の言動を拝見しておりますと、そうはなっていないどころか、逆に法律を無視し、おとしめようとしている意思が、あなた方の言動や説明資料からも明らかになっています。これは後ほど聞きます。

地方自治法の2条に、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は無効とする」とあります。

当然御存じのことと思いますが、これに反するようなことは行っていないというふうな認識でよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

地方自治法を含め、各種法令に従って業務に当たっているというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 2点目申し上げます。もう一つは誰のための公務員なのか、全体の奉仕者として業務が遂行できているか、あるいは一部の奉仕者なのか、あるいは上司の顔色をうかがう奉仕者なのか、町の事業を拝見しておりましても、公平性や透明性について大きな疑義があります。

行政が税金を使って事業を行うに当たっては、何より公平性と透明性が必要であり、特定の企業や住民が優遇されたり、参加機会の均等を与えない事業は厳しく排除されなくてはなりません、その点いかがでしょうか。

特に町のPRと称する事業では、参加機会の均等などは公平性が担保されていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、全体の奉仕者として業務に当たるとするのは基本だというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 百条で調査している事項についても、町が再三公益性が高いというふうにおっしゃっているんですけど、これの公益性についても疑義が生じております。

それからPRなどと言って、もともと各企業が自力でブランド化した商品をどこか持って行って、海外まで持って行って、PRできたなどと自称していることも行われているのではないのでしょうか。これも15年以上前から、他自治体の事業に乗っかって始めた頃から、ずっと不適切な運営が行われているのではないのでしょうか。

もう一回聞きますが、参加機会の公平性、商品選定の公平性というのは、きちんと制度上あるいは文書上において担保されているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今、議員が事例を出されました、例えばお酒のPR等につきましては、例えば東京であったりとか、あるいは香港においてもそうですけれども、いろんなところで大刀洗町をPRするイベントとして持参したり、そこで紹介なりをしてございます。

その際には、町内お酒を造っていらっしゃる、あるいは焼酎を含めて3つの蔵がございまして、その3つの蔵のお酒等を持って行ってPR等をしてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 3つ目行きます。採用の際に宣誓なされた、しかし、その後数十年も職務するに当たって、定期的な研修が大事だと思います。

とりわけ冒頭から申し上げておりますように、この行政においては、町長をはじめとする三役と一部管理職による問題が発生している。昨年から調査中の諸問題は、組織の末端で発生したのではなく、全て課長以上、副町長、町長の行政運営に起因するものであり、全て、しかも全員が自らの責任を認めず、一切の責任を現場の職員のせいにする。さらには、責任者である町長が突然昨年までと正反対のことを言い出す。

直ちに是正すべきだと思いますが、あなた方町長以下管理職の基本的な研修はどのようなになっていますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 課長におきましては、新任課長研修並びに部長級の研修のほうに、そちらのほう、大野城の研修に参加させている状況でございます。

特別職におきましては、そちらのほうの研修については特にございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） となると、今までの調査を踏まえますと、一番守らなくてはいけない人が諸法規を守られておらず、その研修も行われていない。責任を全部、現場が現場と言う。その解決のためには、何が必要でしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘の部分と我々の認識とが、多分かみ合っていない部分があるんじゃないかならうと思っております。

私ども三役含めて、町を少しでもよくするために毎日真摯に業務に従事をしているところでございます。

また、研修、先ほど総務課長のほうからは、三役について研修はないというふうに申し上げましたが、町独自で三役を対象にした研修というのは実施はしてございませんけれども、職員向けに行っている研修に参加をするなり、あるいは私でございましたら、県なり国なりが実施をしておりますトップセミナー等、それは機会を捉えて参加をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私、先日受講した議会議員研修の中で、研修も大事なんだけど、もともと悪意のある者や法律を守る気のない者、研修で学ぼうという気のない者に幾ら研修しても

時間の無駄だよと言われました。そういう人に対しては、取り締まる法令をつくるしかないんだよと言われました。全くおっしゃるとおりだと思います。

だから、今導かれる結論としてはそういう方に対して取り締まる。やはり厳しく禁止したり罰則を与える法令をつくるしかないという結論になるんだろうと思います。

4点目行きます。当町行政の問題の根幹の一つに、まず実施事業の法に基づく制度設計や運営ができていないということが複数明らかになりつつあります。

町長の発言で言えば、制度の不備ということになるんでしょうけど、その事実の認識はあるということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

町で行ってある全ての事務事業について、これまで誤りがなかったかということ、それはあった部分もあるんじゃないかと思っておりますが、繰り返しになりますが、職員一同町を少しでもよくするために真摯に、法令も当然ながら遵守しながら日々の業務に当たっているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず、町長がおっしゃるような制度の不備という生易しいものではないです。まだ調査中ではありますけど、今まで委員会で明らかになったことだけを踏まえても、

特に新規事業を立ち上げるに当たって、その根拠や目的、費用対効果を明らかにするとともに、法に基づく制度設計と運営がなされなければなりません。

それについて、例えばかててについては、当初の制度の町長の言うところの制度の問題があった、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

さくら市場については、当初は国の交付金等を使った事業として始めたものと認識してございます。

基本的には高齢者の皆様の生きがいがづくりであったり、そういう町のPR等を失業されている方を雇用することによって行っていくという事業としてスタートしたものというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） また、町長、そういう立てつけが、4点目のリーガルチェックなんですけど、町長としては百条委員会の調査が不安なので、職員が思い切った新規事業の提案など、取り組みにくくなっているという趣旨のことをおっしゃいましたか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

そのようなことは申し上げてございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 全ての職員が法に基づいて誠実に仕事をするために、法務を充実させ、根拠を明らかにして、安心して新規事業が提案できる体制をつくるのが町長の責任じゃないでしょうか。

しかも、その運営に町長が責任を持たなければ、現在のように町長、副町長、課長全てが、それは現場が現場だと責任を一般職員や非正規職員に押しつけようとするなら、おっしゃるとおり新規事業は提案できなくなります。

ですから、まとめますと、制度設計もできない、法に基づく運用もできない、さらには簡単な会計処理もできてない。それをできないことの言い訳として、逆切れのように法をやゆするような資料を示したり、前町政から続く、「失敗を恐れない」、「スピード感とやる気」、「目に見えない効果」などのごまかしスローガンが十数年にわたり連呼されてきました。それは、適切な行政運営でしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今議員から御指摘があったようには、私自身は認識してございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まさに中山氏が副町長に就任した直後にこのかててが始まって、何の制度設計もできず、いきなり今年になって、いや、これは任意団体だと言い出すと、調査を混乱に落とし入れると、その不誠実さの集大成ですよね、今年の調査の内容というのは。さらにそこにも虚偽に虚偽の発言を重ねていらっしゃるんじゃないですか。

これらの法に基づかないごり押しによって、少なくない誠実な職員が、意に沿わない業務や予算編成に従事させられ、追い詰められてきた歴史があるのではないのでしょうか。

何度も言いますが、法定外の不要不急の事業や担当課は縮小・廃止し、人員を総務や法務、会計の必要な部署に振り分けることが今緊急に求められていると思います。

一日も早く自己調査や再生、組織再編をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

何の業務に当たるかというのは、当然法律に決まった業務、あるいは法律になくても必要と思う業務、これについて今後とも町として取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、マンパワーが足りないという言い訳はないですよ。いわゆる不必要な法定外業務を縮小して、必要な業務、福祉や法務に振り向ければいい。それは当然、もう町長の残り任期でやるべきもう唯一のことはそれだけだと思います。そのことは強く申し上げておきたいと思います。

2点目に行きます。町側の主張についてです。

9月12日に町が実施した意見交換会において、資料を用いて町の主張が説明されましたが、その内容についてお尋ねします。

1、「不正はありません」とは、どのような調査や証拠に基づき断定したのですか。

2、資料で示された3件の団体では、いずれも多額の横領や職員の逮捕、懲戒免職等が発生しているとお見受けしますが、どのような意図で紹介したのですか。

3、3団体の教訓を町としてどのように生かしますか。当該自治体の公的な再発防止策等に基づき答弁をお願いいたします。

4、「根拠法がないのに食べていいのか」などという説明がありますが、この意味をお聞かせください。

5、「溺れている人を見て会議を始める」について、よく分からないので、町の見解をお聞かせください。

6、説明資料中に使用されているイラストの著作権について、町の見解をお知らせください。

7、町の専門委員について、契約や業務内容、権限はどうなっていますか。

8、これら虚偽の説明について、町民や参加者への謝罪や訂正が必要ではないでしょうか。

以上8点、答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の町側の主張について答弁をいたします。

まず、9月12日の町長と町民の意見交換会につきましては、昨年の12月議会において百条委員会が設置されて以降、十数回の委員会と1回の意見交換会が開催され、8月24日の百条委員会主催の意見交換会では、200名近くの方が参加をされたと伺っておりますが、出席された方からは、「多くの時間が担当弁護士の説明に終始し、意見交換会というより説明会で、参加者のフラストレーションをためただけの会だった」という御意見がある一方、「弁護士の説明を聞いて、町の対応に不信感を持った」、あるいは「議会の横暴と思っている人たちのマナーが悪く、敵対的な物言いだった」という御意見まであり、百条委員会をきっかけに町民の皆様の間に対立と分断が生じているように感じられましたことから、百条委員会側からの説明に加え、町からも町民の皆様へ、これまで百条委員会からの指摘に対し町はどう考えているのか、町の考え方

を説明した上で、それぞれ立場は違っても、今回の事態をどう理解し、どうなればよいと考えるのか、町民の皆様の意見をお聞かせいただき、町民の皆様と一緒に考えていく未来志向の対話の場を持ちたいと考え、開催したものでございます。

その際、長年福岡市職員として財政監査の分野で勤務され、総務省の経営財務マネジメント強化アドバイザーとしても御活躍されているほか、「自治体監査の12か月」といった書籍も出版され、本年度から本町の専門委員として大刀洗町役場に御助言をいただいている馬場専門員のほうから、自治体監査のプロの目から見た本町の百条委員会や、かててでの事業について話題提供をいただいた後に、町民の皆様との対話の時間に移ったものでございます。

まず、議員御質問の「不正はありません」についてでございますが、町としてはかてて、旧さくら市場の経理処理に関連しまして、職員による横領などの不正はないものと認識しており、自治体監査の専門家である馬場専門員も、かてて、旧さくら市場の帳簿をチェックし、関係職員から聴取等を行った結果、不正はないという心象を形成され、そのように説明されたものと認識してございます。

次に、資料で3件の団体を示した意図についてでございますが、他自治体での準公金団体の例を探して示したものであり、他意はなかったとお聞きしてございます。

結果として、不祥事関連の報道されていた事例でございまして、事例としては適切ではなかったものと考えてございます。

次に、3団体の教訓についてでございますが、準公金団体は、ルールが未整備なことが多いため不祥事が発生しやすい実情があり、大刀洗町としましても、必要な内部規程の整備を行い、監査を適切に実施をしまいたいと考えてございます。

次に、「根拠がないのに食べていいのか」、「溺れている人を見て会議を始める」の見解についてでございますが、いずれも説明の理解を助けるための挿絵とお聞きしてございます。

次に、イラストの著作権についてでございますが、馬場専門員において適切に処理をされてございます。

次に、町専門員についてでございますが、これは本年3月議会で平山議員からの一般質問における、「本当に人が足りない、専門的知見が足りないならば、法律的な専門家、それから会計に関する専門家、これに対する外部委託や第三者委員会の設置などで正常化を図ることも可能と思いますが、そうした知見の活用などはいかがですか。あるいは、そういう専門家や第三者委員会の設置も、どうしても私は現状において必要だと思います」との議員からの御助言の趣旨も踏まえ、地方自治法第174条に基づき設置したものでございまして、大刀洗町市専門委員の設置等に関する規則に基づき、行政運営に関する指導・助言等をいただいているところでございます。

次に、町民や参加者への謝罪や訂正についてでございますが、9月12日の町長と町民の意見

交換会において、虚偽の説明を行ったとは認識しておらず、謝罪も訂正も考えていないところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 前回に続いてもう一回確認するんですけど、何か今この説明内容は人ごとのようにおっしゃってるんですけど、これは町の見解として申し上げてらっしゃるんじゃないんですか。それとも、町の見解と違うことを専門員と称する方が言ったということですか、どちらですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、町民の皆様との意見交換会において、まず自治体監査のプロの目から見た百条委員会やかたて事業について、馬場専門員から話題提供をいただいた上で、町民の皆様との対話の時間に移ったものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ちょっとよく分かんないですけど、町長の責任ですよ。責任は町長があるということですよね。この説明資料及び説明内容の一切は町長に責任があるということよろしいか。それでなければ、専門員と称する方に、例えば誤りがあった場合の損害賠償等を求めることになるのかどっちですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

町が主催して開催いたしました説明会におきまして、馬場専門員のほうで作られた資料に基づいて話題提供があったものというふうに認識してございます。

また、それにつきましては、虚偽の説明を行ったというふうな認識はございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町としては正しい説明をしたという、責任は町長にあるということでお受けします。

1点目です。我々1年かけて帳簿をめくってますが、不正がないなんてことは一言もまだ結論を出せておりません。日によって数字も違ったり、月によって数字も違ったり、そういうことを中間報告では申し上げております。1年かけてもやはりこの全貌がつかめていないにもかかわらず、9月13日にこの1こまだけを使って不正はありませんと断定するということは、町長が不正をしていないという証拠を手元にお持ちだということだと思んですけど、それはどこにあるんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮ではございますが、町としてはかてて、旧さくら市場の経理処理に関しまして、職員による横領などの不正はないものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） その証拠がお手元にあるわけですか。帳簿は我々が、多分百条がお預かりしているんです。それを1年かけてめくっています。その内容を調査しています。簡単な計算も合ってません。

それから、先ほどずっと申し上げているように、支出を証明する書類もほとんどない。だから、何に使われたかも分からんのが多額に上っています。

それをあなた方が、9月13日時点で不正はないと断定する根拠がお手元にあるのであれば、それはまた提出がされていないということになる、我々の百条第9項違反になる、そうじゃないですか。お持ちだったらすぐに出していただきたいんですけど。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来重複した答弁になって恐縮ではございますが、町としては、かてて、旧さくら市場の経理処理に関連して、職員による横領などの不正はなかったものと認識してございます。

また、専門員である馬場専門員のほうも、帳簿あるいは関係職員からの聴取を行った結果、不正はなかったというふうな心象を形成された。ですから、そういうふうな話題提供をされたというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、お手元、調べた帳簿はどこにあるんですか、何ですかって。

早く出していただきたいんですけど、何十分かかってもいいから説明してください。答弁時間含みません。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えしますが、全然かみ合っていない質疑になっているような気がするんですが、町としては、役場の職員が故意あるいは悪意によって、経理処理に関連して横領したような事実はないというふうに認識してございます。

また、その証明しろっていうふうに言われるんですけども、その証拠書類を今議会側が押収をされて、それを返してください、見せてくださいっていうのに応じていただけない部分もあって、今、第三者委員会も、その部分について調査ができない、非常に苦慮しているわけです。それについては御理解をいただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まさにおっしゃってることは、ブーメランなんです。我々が資料を持ってるんです、会計資料を。調べられないんでしょう。第三者委員会、結論出せないでしょう。何でこの専門員の人は、横領がない、不正はないって断定できるんですか。何に基づいているんですか。だから、お手元にあるんだったら早く出さないと、百条違反でなりますよという話、刑事罰が科せられるかもしれないよという話。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来、何度も繰り返しの答弁になっておりますけれども、町としては、かてて、旧さくら市場の経理処理に関して、職員が故意また悪意によって横領などをしたような事実はないというふうに認識しております。

また、専門員のほうも、これまでの自治体監査の経験等から、職員等から事情を聴取した結果、不正はないという心象を形成されたものというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も言いますけど、会計資料もないのに認識するというのが、もう、すいません、ここではかみ合っていないとおっしゃるけど、ここ一步出たら、ここでも理解している方いないと思うんですけど、一步出たらそんな理屈は全然通用しないと思う。

だから、まず断定するには当然論拠がいるわけで、そういう書類もない。先ほど町長自身がおっしゃったように、第三者委員会が調査ができないんだと言ってる、当たり前の話じゃないですか。第三者委員会が不正がないなんて、資料も見ないで言えるわけじゃないじゃないですか。何でこの専門員とか町長のだけで言えるんですか。もうおかしいですよ。

だから、これは直ちに訂正すべきです。それから謝罪すべきです。訂正と謝罪を直ちに求めます。

2点目、無罪の証明はできないとか書いてますけど、逆に何で不正はないと断言できるのか、これも自己矛盾だと思います。

2点目行きます。町長が示した資料で、この3点、この前2件が横領があるって申し上げたんですけど、よく調べたら3件とも横領でした。特にトヨカワシティマラソンは750万、猫が150万、大津市のが550万、全部全てが悪質な横領、それから逮捕、懲戒免職等が起こった事案です。

だから、これを町が説明する以上は、こういうことが起きてるから、我々町としては、こういう準公金団体と称するものが危ないから、今後こうするんだという説明が当然あってしかるべきだし、こういう3件の横領事案を紹介した以上は、その説明責任が生じるとは思います、今後どうしますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、3件の団体を示したのは、あくまでも他自治体での準公金団体の例を探して出てきたものを示したもので、他意はなかったというふうにお伺いをしてございます。

また、議員が御指摘があったように、この事例については適切な事例ではなかったと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういう点でも、もうでたらめですよ。こういう横領事件を、3件とも横領事件を、あたかも適切な事例のように住民に示して、煙に巻くような行為。でも、答弁も極めて不誠実だと思います。

豊川市の公金等取扱適正化に向けた検討報告書、お持ちでしょう。そこに、当町にとっても極めて示唆に富んだ再発防止策が組まれています。そうではありませんか。どこか生かせるところはないですか、全面的に生かせると思うんです。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

3市町村における再発防止策について、コメントできる立場にはございませんが、ここで書かれておりますいろんな基準の策定であるとか、内部統制制度の対応とか、そういう部分については他山の石として、それは参考にすべきかなというふうには思っております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） イラストをコピーする暇があったら、こういうものを全面的に参考にしたいほうがいいと思います。

具体的におっしゃらなかったんですけど、豊川市の750万の横領、逮捕、懲戒免職事案、原因は準公金に係る取扱基準などの未整備、ずさんな預金通帳や届出印の管理、人的な、不適切な決算管理、ただ、ここは決算は審査を受けてるんです。それにもかかわらずこういう不祥事が起きた。ここで、当町においてのやっぱり異常なことは、一切、これまで一度も監査を受けていない。絶望的な話だと思います。

それから、人的な課題、1人の職員による会計業務、担当業務のローテーションの未実施、これはコロナがあったとは書いてありますよね。現金の取扱いに係る注意認識が低下、管理・監督の機能低下、全て当町が直ちに着手すべき事例が、全て書かれていると思いますが、これに基づいて何か今、今年度何かやっつけたいですか。最初の答弁では、何か適正化に向けてまいりますという御趣旨がありましたが、実際の行動としてはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ではございますが、大刀洗町としても必要な内部規程の整備を行い、今後、監査を適切に実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いや、今後じゃなくて今年、今年度何かやっていますか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

必要な内部規程の整備を行ったところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それから、11ページに再発防止策についてということで、準公金取扱基準の策定、それから内部統制による対応、それから最後に内部公益通報制度の周知啓発、これもできてない。1年かかってやっていない。もう何をやってらっしゃるんでしょうか。

それで、当町として、それら準公金団体と称するもの、任意団体と自称するものの総数やその運営状況などは、今年度も当然一覧として把握なさっていますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 任意団体等についての把握は、現在行っていない状況でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長、口ではきれいごとと言っても、1年も百条委で調査しているのに、任意団体の実情や総数や運営状況一つ把握しないというのは、どういっておつもりなんですか。何もする気がないんじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まだ、現時点において、大刀洗町において、準公金団体、類似の団体なりがどのくらいあるかというのは、正確にはまだ把握というか、調査できておりませんが、これまでの、今までの、今回起こったことも含めて今後どうしていくべきかというのは、内部のほうで十分に検討してやっていきたいと思っておりますし、本町における準公金団体の今後の取扱いについても、十分に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いつまでにやります、少なくとも一覧の洗い出しとか担当部署の設定は。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員が言われた、御指摘があった点については、今年度中に調査をし、整理をしてまいりたいと思っております。

ただ、その全ての準公金団体において、全ての内部規程が今年度中に整備できるかどうかというのは、ちょっとそこは、まだ今の時点で申し上げられませんけれども、議員のほうから御指摘があった準公金団体の数なり所管課については、今年度中に調査をし、整理をしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 普通まっとうな地方自治体であれば、百条の俎上に上った途端に事業を一旦中止して、整理したり、直ちに準公金団体の現況を把握したり、その問題を調査したりということが、名簿、会計、我々が預かっている資料がなくてもできますよね。それを1年間やらずに、しかもこの資料の中で、いろんな団体があるんだ、おかしくはないんだと言って、横領事案を3つも出す、恥ずかしくないですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来答弁いたしておりますとおり、資料でお示した3つの団体というのは、あくまでも他自治体での準公金団体の例として、例示として出したものであり、他意はなかったものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） あなた方のやってることで、正常なことを探すほうが難しいです。もう何ていうかな、虚偽に虚偽のことを重ねて収拾つかなくなっているというのが、分かりやすい結論じゃないですか。

例えばそういう準公金団体や任意団体と称するものを全部一覧出したときに、一つでもそういう、町長が主張するけども、代表者もない、要綱もつくっていない、規則もない、会計監査も受けていない、予算書も決算書もない、そういう団体が一つでもありますか。そういうのをまず把握しないとイケないと思うんです。かててとかの、やっていますか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

先ほど答弁いたしましたとおり、まずは町内の準公金団体の現状について調査をして、整理、精査をしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） あと念を押しますけど、自称任意団体ですからね、これは。あくま

で町長が、今年いきなり任意団体と言いだしたからです、これが任意団体かどうかというのはまた別の話になります。御注意ください。

こういう一元的に管理する例規やら、もう1年たつて何の調査もしてない、恥を知ってください。そうでなければ、直ちに辞職すべきだと思います。

ほかの職員、ほかの部署を聞いても、大体こういうものが起きれば、1年かけて事業を停止して、1年かけて正常化や組織化を図っていくっていうのは当たり前前の組織です。それを事業停止も、集約もせず、何の問題もないだろうということを住民に強弁してはばからない、本当にとんでもない組織だと思います。

その点では、このルールを破る者が、11こま、ルールを破る者がいるときにルールが必要だとおっしゃってる。これも本末転倒で意味不明なんですけど、そのまま読めばまさに大刀洗の行政のことじゃないですか。

この前研修では言われましたけど、悪意のある人がいるから取り締まるしかないんだということで、そういう条例、例規をつくっていく必要は今後あると思います。

4点目、食事をするのに根拠法が要するのか、驚くべき主張で暴論だと思います。誰もそんな議論はしていない。あなた方は、人間が生存のために食事をするのと、自分たちが住民の税金を勝手に使用することを同列に論じるつもりですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって本当に恐縮でございますが、いずれも一連の説明の理解を助けるための挿絵というふうにお聞きをしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いや、理解を助けるためじゃなくて、根拠法がいるのかって話じゃない、要るんですか。町長はそういう御認識なんでしょう。人間が生きるために御飯を食べると、あなた方が税金を勝手に、予算も決算書も監査もなしに使うのが同列だというふうに町長は理解しているわけね、確認です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

そのような認識はございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この説明資料の意味は何ですか。何十分かかってもいいから説明してください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 先ほど来同じ答弁になって恐縮でございますが、町民の皆様との意見交換会に当たって、専門委員として、話題提供として一連の説明をされ、その説明に際して、その説明を助ける一つの挿絵として使用されたものだというふうに聞いてございます。（「答えになっていないです。意味を問うてるんです。助けるとか……」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 直也） もう一度質問してもらってよろしいでしょうか。

○議員（7番 平山 賢治） 助けるとか聞いていません。意味を問うてるんです。どういう意味なんです。

つまり、あなた方の、法を軽視し、いたずらに法を敵視し、矮小化し、こばかにする。それが、この資料の全般を支配している。まさにあなた方の行政のでたらめぶりを自ら証明する証拠になっているんです。そうじゃありませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

そのような認識は全くございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本気でそれを言っているとしたら、まさにその感覚こそが今の中山町政に問われている問題。裁判所に出してもびっくりされると思いますよ。行政がこんな資料を使って説明してますと、行政にとってめちゃくちゃなことをやっている証拠になると思います。そういう認識はありませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） そのような認識はございません。当然、行政としては、法律に従って行政を行うというのが当然の原理でございますので、大刀洗町においても同様に考えてございます。

ただ、法律だけで全てが定められているというか、法律に書いてあることしかできないとは考えてございませんので、そこは町民の皆様にとって必要だと思えば、住民の福祉の向上につながるんだと思えば、それは当然予算措置等に基づいて事業をすることはあるんだというふうに思っております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、法に基づいて仕事をするんでしょう。法を踏み外して仕事をするのではないと思いますけどね、地方自治法でいうたら。

いずれにしても、この資料が逆にあなた方の無法性というか、めちゃくちゃぶりを忌憚なく証明する証拠書類になると思います。そこは御自覚ください。思ってる思っていない、かかわらずです。

一方、外に出てまともな人が見たら、何ですかこの町はという話になりますよね。裁判官もあ

きれれると思います。そのことだけは指摘しておきます。

8点目です。この説明資料は、全て行政へのブーメランになると思います。全部自白してますね、町のおかしさや不正の原因を。

ちなみに、この説明資料は集団的に議論しましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

これは、あくまでも専門員が話題提供として作成され、使われた資料でございますので、町の中でそれをもんでたたくとか、中身について、この言い方が妥当かというのを組織として……、今、議員何て言われましたっけ、そういうふうにしたことはございません。

ただ、事前に資料のほうは、こういう資料を基に説明する予定だというようなことは当然お聞きをしてございました。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 副町長や総務課長は、事前にこの資料について目にしたり討議に加わったりしましたか、それぞれお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

会見当日目を通しました。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 町民との意見交換会に関する資料につきましては、私は前日なり当日に拝見した次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それについて、誰か一人でもこれを止める人間はいなかったんですか。今でも職員向けにこの資料が使われているようですが、誰も止めないんですか。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。重松副町長。

○副町長（重松 俊一） この資料について、特に止める者はございませんでした。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それが、止めたいけど止めるだけの勇気がないのか、本当に止めなくていいと思っているのか、理由はいろいろあると思いますが、いずれにしてもこれが、こんなものがいまだに公式の資料として公開され、職員説明に使われる。さらには住民への説明に使わ

れる。これが、まさに中山町政の病巣だと思います。こんな資料が町の正当性を証明しているなんて思っている、本気で思っている職員が一人でもおれば、その人は公務員としての自らの適正を直ちに疑うべきだと思います。

それからイラストであります。このイラスト、会議を始めたイラストは、何か著作権のすかしがあるように見えるんですけど、これは有料のイラストじゃないんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。イラストにつきましては、馬場専門員が御自身でお作りになったものか、あるいは著作権法第32条に認められた引用でございまして、使用料が必要なものは支払っているというふうにお聞きをしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すかしが入っているということは、無断転載は駄目だという、料金を払って、すかしを取って、著作権を獲得した上で使ってくれというのが、恐らくこのページに書いてあると思うんですけど、町の責任としてこの資料を使っている以上は問題が発生するんじゃないですか。何ですかしが入っているんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

詳しいところは承知はしてございませんけれども、専門員のほうからは、使用料が必要なものについては支払っているというふうにお伺いをしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町が雇用して使った以上、これが例えば著作権法違反になれば、当然損害賠償等は町が責任を負うということになるということによろしいですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 法的な細かいところについては、そこは法律の専門家に確認しないと、ここで申し述べることはできませんけれども、町として説明会を開いた。その中で使われた部分について、議員御指摘のような点があるとすれば、そこは一定の責任があるのではないかと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 近年、勘違いによって有料のイラストを使ってしまったということで、多額の賠償金を命じられる自治体があります。それは御承知ですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

具体例については、承知はしてございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 隣の小都市なんかで起きています。ただ、それは過失によるもの  
あります。

これは議事録を拝見しておりますと、専門員と称する方が、ネットからコピペしたんですけど  
っておっしゃっているんです。コピペしてらっしゃる。多分、お支払いなさってないんじゃない  
かと。お支払いなさったら、すかしのないものが、当然著作権を得た上で発生すると思うんです  
が、それすらもこの資料をチェックできてないんですか。その事実すらも確認できないんですか。  
確認できてないんですか、現時点で。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員が言われたようなことがあるのかというのは、資料作成時点においては確かに確認をして  
おりませんでした。

ただ、議員のほうから御質問がありましたので、その後専門員に確認をしたところ、使用料に  
ついてはお支払いされているというふうにお伺いをいたしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 使用料払われているのであれば、このすかしがあるのはおかしいん  
ですよ。だから、これはすかしつきということは、無断使用ということになります。

このサイトを拝見しました。個人利用であっても9ユーロ、ネット利用であれば80ユーロと  
書いてあります。非常に高額なイラストであります。きちんとその事実を本人への聞き取りだけ  
でなく、使用した責任者として再調査すべきだと思うが、どうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

それは確認はさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本来、通告しているんですよ。だから、そういうのをここで出さな  
いといけないですね、何月何日にこれ調査しているって。全てが何か適当な、その場しのぎの答  
弁で終わらせていませんか、旅費の条例もそうですけど。

そういうことで、全て町側のやっていることが、町側のいかに法を守る気がないか、法をおと  
しめるかというのは、この資料で全て明らかになってますので、私どもの証拠書類ということで、  
今後使わせていただく可能性が大きいと思います。

2点目、以上です。

3点目行きます。第三者委員会と称する団体について。

- 1、設置の根拠及び財源はどうでしょうか。
- 2、「設置に緊急を要する」の論拠は何ですか。
- 3、当該団体の調査結果はどのような意味を持ちますか。
- 4、全体として、町長が自らの責任で調査したり、事実を明らかにしたり、直接の申入れなどを一切行おうとせず、全てを他者に丸投げするのはなぜですか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の第三者委員会について答弁をいたします。

まず、設置の根拠及び財源と、「設置に緊急を要する」の論拠についてでございますが、昨年の12月議会において、地方自治法第100条等に基づき、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置されて以降、公金の支出に関する事務についてとの包括的な調査事項に関連しまして、百条委員会の事実認定に沿った形での証言を繰り返し促されるとともに、委員会閉会中も、突然多岐にわたる記録の提出やヒアリングを求められてきたところでございます。

このことによりまして、関係の職員は精神的に追い詰められ、疲弊し、通常業務に支障が生じるとともに、体調を崩す職員も生じたところであり、このままの百条委員会の進め方が続けば、さらなる職員が体調を崩すことが憂慮されたことから、職員の安全配慮義務や職場環境保持義務、職場の執行体制確保の観点から、これまでのかてて、旧さくら市場の経理処理の妥当性に加え、百条委員会による職員へのハラスメント、人権侵害の有無を含め、公正かつ中立的な観点から調査いただきたいと考え、第三者委員会を設置したところでございます。

また、第三者委員会を設置する経費、この経費の財源については一般財源でございます。

次に、調査結果の意味についてでございますが、第三者委員会は、公正かつ中立的な観点から、個別の委員からの意見聴取や情報収集、特定の課題に関する提言を行うものでございまして、町が必ずしもその調査結果に今後の町的意思決定が縛られるものではございませんが、公正かつ中立的な観点からの第三者委員会の調査結果の意味につきましては、町執行部、議会、そして町民の皆様それぞれが判断されるものと考えてございます。

次に、全てを他者に丸投げするのはなぜかについてでございますが、現在、過去のさくら市場やかてての消費税の取扱い等については、税務署と協議を進めてございます。

また、職員が旅費請求に当たり、宿泊証明書を自作した件につきましても、大刀洗町職員分限懲戒委員会において再調査を実施しているところであり、全てを他者に丸投げしているとは考えてございません。

また、職員へのハラスメントにつきましては、昨年12月に職員を対象に実施しましたハラス

メントに関する調査アンケートにおいて、「議員から強い口調で威圧された」、「脅迫された」、「職員に威圧的な態度で接している」、「特定の事業者を入札させないよう圧力を受けた」、「セクハラ、職員の体に触る」等の回答がございまして、本年4月10日に議長に対し文書で、議会におかれましては、職員への接し方に対しハラスメント対策にも御留意いただきますとともに、この申入書の内容を議員各位にも周知いただきますようお願いをしたところでございます。

そして、百条委員会設置以降、通常業務に支障が生じていることや、精神的に追い詰められ、疲弊し体調を崩す職員も生じていることについては、非公式に何人かの議員の皆様にお伝えをするとともに、本年3月議会の議会冒頭の町長挨拶の中で、その懸念を議会にお伝えをしてきたところでございます。

しかしながら、状況がなかなか変わらなかったことから、職員の安全配慮義務や職場環境保持義務、職場の執行体制確保の観点から、早急に何らかの対応が必要と考え、公正かつ中立的な第三者委員会に調査をお願いしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 1点目ですが、法律上の義務でもないものを議会にもかけず予備費で流用できるかなって、もうこれは日本、多分初の事例じゃないかと思います。二元代表制の否定だということで、地方自治の先生もおっしゃっています。

町側は日弁連の指針に基づいてと言いますが、毎日新聞などで論説いただいている幸田教授は、日弁連の第三者委員会に関する指針策定に関わった当人の方であります。自治省出身、弁護士資格、この方がはっきり違法指摘していらっしゃいますが、あくまでもこれは合法的な立てつけということで町長は認識しているということよろしいんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

これは、第三者委員会からも、議会に対して再三申入れをしておりますとおおり、これについては町としては合法的な立てつけだというふうな認識の下に設置をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 当然、緊急を要するといっても、3日あれば議会は招集できるわけですから、その中で当然条例化をすればいいし、予算もきちんと計上していただければいいが、それが、しない理由は何ですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来の答弁と重なって恐縮でございまして、職員がもうもたないんじゃないかというふうな強い危機感がございましたので、そこは町としての権限の中でできる対応について、対応を取

らせていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 記者会見をするよと言って、3日後に決裁したのか何かですか、知りませんが、3日あれば臨時議会は招集できるんです。3日以内であっても招集できると法で定められています。なぜそれをしないのですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

法的には議員おっしゃるとおりかもしれませんが、今の町と、町執行部と議会の関係において、3日で臨時議会を開催するというのは、非常に現実的には難しいものというふうに私自身は認識してございましたので、このような対応を取ったところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 結局は、通らない可能性があるというのは、多分囲み取材でおっしゃっていると思うんですが、そこが主眼なんだろうと思います。

だから、議会が合意しないような予算を脱法的な手段で、条例もなしに予備費から支出した。日本の行政実例の中でも極めて特異な、恐らく初めてのことだと思います。

それから税法上の問題も、恐らく日本初の事例ということで、何かいろんな分野での行政実例を大刀洗町の行政が、悪い意味でおつくりになっているのがこの1年間の流れじゃないでしょうか。

我々も、粛々と調査をやっています。協力することを反対しているわけではないから。

それから3点目なんですけど、結局この団体というのは意思決定機関でも何でもないので、どういう結論を出そうが、町長自身も従う義務もないし、参考にする義務もない。そういうものに対して、議会の議決も通さず、条例もつくらず、予備費を最大1,000万支出しようとしている。それが事実ですね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 予備費を使ってというのは、そのとおりでございます。

また、先ほど来、答弁と重複して恐縮でございますが、この第三者委員会は、公平・公正かつ中立的な観点から、個別の委員からの意見聴取や情報収集、特定の課題に関する提言を行うものであり、議員が御指摘のとおり、町が必ずしもその調査結果に今後の町の意思決定が縛られるものではございませんが、しかしながら、公正かつ中立的な観点からのこの第三者委員会の調査結果の意味については、町執行部、議会、そして町民の皆様がそれぞれ判断されるべきものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 条例もつくらず、議会の予算も通さず、最大1,000万円を何の強制力もない団体に使おうとする。まさにこれまでやってきた町長の政治姿勢と同じことを、ここでまたやろうとしている。今度は、最大1,000万使われる可能性がありますね。自腹でやったらいんじゃないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

このような調査を自腹でできるかどうかというのは、恐らく、検討しておりませんので、分かりませんが、選挙で選ばれる身という立場からいえば、公職選挙法の寄附行為に該当するおそれがあるんじゃないかというふうには考えてございます。

いずれにしても、今の百条委員会の進め方が、本当に職員に対する人権侵害ではないかというふうな認識がございまして、このまま続けば本当に何人も職員が精神的に潰れていくんじゃないか、どんどん退職していくんじゃないか、役場の執行体制が確保できなくなるんじゃないかというふうな心配がございましたので、第三者委員会、設置をして、第三者の目から見てどういうふうに判断をいただけるのかというのを、調査をお願いをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も言いますが、町長以下管理職が一切簡単な事実を証言できない。全てを現場にするからこういうふうになっているんですね、百条委員会としては。きちんと人権に気をつけながら、必要などころに限って調査しているつもりなんですけどね。現場が現場がっておっしゃっているのは町長自身ですよ。それから副町長、担当課長、みんな現場がやっている、私は知りません、何やっていたかも知りませんとおっしゃる。そこがまず職員が疲弊する原因ですよ。そういう御自覚はないですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

百条委員会の尋問において、自分が経験してこなかった事実については、なかなか答えるのは難しいということは御理解をいただきたいと思っております。

ただ、議員の御指摘があったように、さくら市場については、その運営あるいは細かい会計処理等について、確かに現場にお任せしてあった部分が多うございますので、それについては町として反省をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長が定例会の冒頭の挨拶で、何の根拠もない発言の中、何の法的な立てつけもない発言の中で、一方的に、職員が議員によって追い詰められ、病休中の職員などと発言ありましたね。何の根拠に基づいてそんなことを言うんですか。御自身がやっていること

について調査されて、追い詰められているだけじゃないですか。違うんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

3月議会冒頭あるいは9月議会の冒頭の挨拶の中で、この百条委員会に関連して発言をさせていただきました。

これは議会に対して、今、大刀洗町役場がどうなっているのかというのを、もちろん議会は、議員の皆様はそれぞれのお立場なり考え方なり、正しいことをやられているということでやられているんだと思いますけれども、そのことで本当に職員が疲弊をし、心を病んでいっている職員がいる中で、このまま百条が今のままで続けていいのかって、そうすることが、本当に職場が守れるのか、職員が守れるのかという、そういう思いの中でお伝えをさせていただいたところでございます。

議会の中で申し上げるといというのは、一番、議員の皆様には伝わるんじゃないかと、全ての議員の皆様には伝わるのではないかとというふうな思いもあって、あえて申し上げさせていただきました。

なかなか個別の議員さんに実情をお話ししても、なかなか全体に同じ気持ちで伝わるということとはございませんので、そういう意味でも、今行われている百条委員会の在り方について、再度、議員の皆様お一人お一人で、議員の皆様の中でお考えいただきたいというふうな思いもあって、発言をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それをちゃんと文書なり申入れでやればいいんですよ。それから、何かチラシに文句があるんだったら、本人に直接言いに来ればいいじゃないですか。それをしないでいきなり、だから何でそれを第三者に丸投げするんですか。前の町長は、一応は怒鳴り込んできましたよ。文句は言いに来ました。そういうことは一切なさってないじゃないですか。それでやっている感を演出している。第三者委員会に任せています。専門員が言っています。あなたは一体、何の責任も取ろうともしてないのが明らかではないですか。

現場の職員からも、この前の説明会で、この事業は直営でしょうとか、携わって正せなかったという反省を、勇気を振るって真っ当な意見が出ているのに、まともに答弁もしようとしていないんじゃないですか。虚偽に虚偽を重ねて矛盾がどんどん広がって收拾がつかなくなっている。

そして、もう一つ重大なことは、職員を守ると言いながら、町長が守っているのは一部の職員、管理職職員だけじゃないですか。その数名を守るために大多数の誠実な職員に責任を押しつけて、うそにうそを重ねて、迷惑をかけ、病気だって、そういうことではないですか。そういう事実が、もう既に全体の、明らかになっています。

大多数の誠実な職員が、憲法や諸法規に基づき、全体の奉仕者として住民福祉の向上のために

職務に当たれるような当たり前の行政組織に生まれ変われるよう、直ちに正常化に取り組むよう  
申し上げて、質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

---

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時13分

---

議事日程 (第4号)

令和7年12月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議案第41号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第45号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第46号 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第10 議案第47号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第48号 町道の認定について
- 日程第12 議案第49号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第13 議案第50号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第14 議案第51号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第15 議案第52号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第16 議案第53号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第54号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

日程第18 発議第5号 「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」の修正について

日程第19 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議案第41号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第45号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第46号 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第10 議案第47号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第48号 町道の認定について
- 日程第12 議案第49号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第50号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第51号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第52号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第53号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第54号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第5号 「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」の修正について
- 日程第19 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

---

出席議員（12名）

1 番	松本 照行	2 番	古賀 世章
3 番	中村 竜博	4 番	平田 康雄
5 番	實藤 量徳	6 番	安丸眞一郎
7 番	平山 賢治	8 番	河野 政之
9 番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	重松 俊一
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	平田 栄一
企画財政課長	……………	松元 治美	税務課長	……………	棚町 瑞樹
福祉課長	……………	渡邊 章子	地域振興課長	……………	村田 まみ
農政課長	……………	矢永 孝治	こども課長	……………	早川 正一
健康課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	西村 智道
建設課長	……………	黒岩 雄二	住民課長	……………	入江由香理
会計課長	……………	案納 明枝			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和7年第12回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、12月15日月曜日午前9時から協議会室において開催、出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て協議をいたしました。

委員会で協議の結果、議案第53号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第5号「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」の修正について、以上3件について本日の日程に追加することを決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

---

### 日程第2. 同意第1号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第2、同意第1号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで確認をいたします。今回の同意第1号の教育委員会の委員の方は、安丸眞一郎議員と兄弟の関係であるとお聞きいたしました。いかがでしょうか。教育長に答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、教育委員の選任について答弁させていただきます。

安丸眞一郎の御兄弟ということは承知をしているところでございます。今まで2期していただいております。大刀洗町における教育委員の選任に当たっては、これまでのちょっと状況を説明いたしますと、地域住民の代表として小学校区から1名ずつを選任して……。

○議長（高橋 直也） 教育長、御兄弟であるかっていう確認だけですので、それだけで結構です。

○教育長（柴田 晃次） それだけで。確認しています。

○議長（高橋 直也） 本案は、6番、安丸眞一郎議員の一身上に係る事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、安丸議員の退場を求めます。

〔安丸眞一郎議員退席〕

○議長（高橋 直也） これから、1日目に引き続き質疑を行います。質疑ございませんか。古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀でございます。今回の教育委員会の委員の任命についてということでお尋ねしたい項目がございますが、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） はい。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。

それでは、確認をさせてください。教育長にお尋ねします。

私の見込み違いかもしれませんが、この教育委員というのは何年ですか、任期は。

まず、そこから確認をさせてください。お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 教育委員の任期については、1期4年でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。4年ということで、私ちょっと勘違いしておりました。3年かなと思っとったら、いや、そのためにちょっと確認したんです。

4年ということは、この2ページ目の6番ですか、職歴みたいな数字があるんですが、この方は昭和54年の4月にナショナル住宅のほうに就職されまして、4年半ぐらいでここをお辞めになって、お辞めになった理由はちょっと分かりませんが、平成元年の6月から現在に至るまで、本郷の樋口印刷ですか、こちらにお勤めだというふうにお伺いしております。

その下の6番のその他というところで、平成30年の4月に教育委員会の委員に任命されて、3年の4月に教育委員会の教育長の職務代理者というふうになって現在に至るというふうに書いてありますが、4年ならばどうも、何と言いますか、履歴が合わないような気がしますけど、これ何ですか、ここをちょっと確認させてください。教育長、お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 御指摘のとおり、ここのその他の部分での令和3年4月になっておりますので、実際は4年の4月ということになるというふうに修正をお願いをしておきたいと（発言する者あり）再任ですね。

すみません、職務代理者となったのが3年の4月の大刀洗町教育委員会、この年ですので、任

期は令和4年の4月までと。それがちょっと抜けておりましたので追加で、この件については口頭で説明していただいたかどうか、ちょっと確認をお願いしておきたいというふうに思います。すみません。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 安丸委員の履歴につきまして、初日のほうで説明申し上げたと思っております。現在2期目であるということと、任期は4年であるということを説明させていただいた次第ですので、平成30年4月から令和4年3月までが1期という形になっていきます。そして、令和4年4月からが2期目という形になって、現在2期目になってある次第でございます。以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御説明ありがとうございました。何でこういう大事なことがここにきちんと書いてないのか、その理由があれば教えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。執行部、答弁求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） これにつきましては、2枚目の履歴書のところの一番下にはあると思っておりますけども、その他の部分の一番下、4行目に「現在に至る」という記載がございますので、現在のところも教育委員という形に当たっているということですので、その分については記載していないという形になります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 記載していない理由をお伺いしとるんですけど、何で記載されていないのかをお答えください。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 現在に至ると書いておりますので、もう記載の必要はないというふうに判断した次第でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 必要がないと判断された根拠は何でしょうかね。そこを教えてください、分かりやすく。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほどの答弁と重複いたしますけども、こちらとしましては、「現在に至る」という1行を記載しておりますので、ここでもう必要ないという判断した次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） やはりそういう大事なことは、きちんと書いていただかないと判断の誤りしますんで、もう少し懇切丁寧にきちんと書いていただくよう、お願いを申し上げるということでございます。

それで、次の質問でございますが、この方は履歴によりますと、平成元年の6月から約37年、現在までですか、樋口印刷のほうにお勤めだというふうに書いております。この方は樋口印刷でどのような仕事をされているのか、まずここを確認したいと思いますが、お願いをいたします。よければ教育長、お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 職種については、樋口印刷の工場長をされているというふうに理解しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。工場長ということは、やはり樋口印刷のキーですね、頭ですね。こういう方を教育委員に選任する。それは、ルール上、大丈夫なんですか。

自治法って言うんですか。これを地方自治法の180条の5の6、ここに規定がございますよね。これに照らし合わせて、いかがかということをお答えいただきたいと思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今おっしゃった法律については、1回ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思いますけども、民間も含めてですけども、特に問題ないというふうに認識して推薦をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 教育長、法についてお調べするっていうことは、この会期中に調べるということよろしいんでしょうか。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） ちょっと時間を取らせていただいて、調べさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 調べるということですので、ここで一旦暫時休憩を取りたいと思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）よろしくお願いします。

休憩 午前9時43分

.....

再開 午前9時48分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、180条第5項をちょっと確認させていただいて、取締役等の役員では選任するということではできないということではございますけども、本人も含めてですけども、それには該当しないというふうに理解しているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 該当しないということは、どういう理由で該当しないのか、そこをきちんと述べていただかないと答弁にはならないのじゃないかと思いますが、いかがですか。教育長、お願いします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） いや、基本的に、ここに書いてある規定に入っています、本人には工場長という役職だけでございますので、役員等ではありませんので該当しないというふうに判断しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） これは困りましたね。工場長が役員ではない。私もかなりあちこち企業とか会社を回ってきましたけど、工場長が役員ではないというのは初めてお聞きしましたけど、本当にそういうことをお考えなのですか。そこをきちんと常識的な範囲内でお答えをください。よろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） 今、古賀議員が言われているのは、工場長という立場で会社の取締役ではないってことは、膳本とかそういったので、教育委員会としては確認をしているのかってような、そういった説明が欲しいみたいなふうに私感じたんですけども、その辺の答弁を願います。教育長。

○教育長（柴田 晃次） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

今、議長から説明ありまして、含めてですけども、そういったそこまでの確認は申し訳ないですけども、させていただいてませんが、御本人等も含めて確認させていただいて、支配人及び清算人も含めてですけども、該当しないというふうに理解しているところでございます。

以上で、答弁終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何となく理解しがたい御答弁に聞こえました。やはりこの方の職業を見ますと、学校や役場関係、特に教育関係を含めてでございますが、物品の営業販売、こういうことをされておられるんじゃないかと思えます。

やはり立場上、教育委員会の委員であり、しかも教育長の代行者みたいなことをされとるわけですね、役職上。こういう方が、やはりまた同じく教育委員会の委員をされるというのは、これ問題じゃないかと思うんで質問をしとるとこなんですけれども、いかがですか、本当に問題ないんですか。正直に考えて、真剣に考えて、法律にもちゃんとうたってあるんですよ。

そして、今、いや、取締役じゃないから問題ありません。そんなんでこどもだましみたいな御答弁されて、みんなが納得するんですかね。そこをもうちょっと真剣に考えて御答弁をお願いしたいと思います。教育長、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 確かに議員御指摘な部分もあるかというふうに思いますが、私としては、これまでの学校教育に積極的に関与されながら、小学校行事である様々な事業にも中心的な役割で参加していただいています。

また、2期にわたり御活躍いただいたことも含めて、今回3期目に当たりますけれども、その間の取組等についても、議員の皆様には御承知のとおりだというふうに思っているところです。

教育委員の委員には、議員おっしゃるように、公正かつ誠実な職務が求められますので、その含めて安丸元茂氏はその基準を十分に私自身は満たしておると。そして、豊かな経験や高い識見を生かして、今後もさらに教育行政の健全かつ円滑な運営に寄与していただける人物であると考え、町長の命を受けながら、推薦をさせていただいているところでございます。

以上、答弁終わらせていただきます。（発言する者あり）

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） この方が立派な方だと、教育熱心な方だというのは、私も理解しております。だからといって、ルールを破っていいのかと。法律的な問題があるのに、こういう方をまた推薦するというんですか、採用するというんですか。これでいいんですか。

ここはもう一度きちんと考え直されたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。今度は町長にお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会の委員の任命について御審議いただいている件についてでございますけれども、この方が適当かどうかというのは、教育委員会の中で十分に検討されて、今回提案をさせていただいているものだというふうに理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何か質問する人を間違えたみたいな感じがして申し訳ないんですけど、町長、今のは私の質問に対する回答になっていませんよね。法律まで破って推薦していいん

ですかちいうのを私は問うとるんですけど、そこをきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

議員のほうから御紹介がございましたように、地方自治法の180条の5の第6項において、「普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人及び清算人たることができない。」というふうに規定してございます。

でございますので、今、教育長のほうから答弁をさせていただいたのは、法人の、今申し上げました「無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人」ではないというふうに判断をして提案をさせていただいているものだと理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 苦しい御答弁みたいでしたけれども、やはり立場が工場長というのは、これより上は社長ぐらいしかおらんわけですよ。だから、取締役じゃないからいいんだよ、こんな話、私、今まで聞いたことございません。

執行部というか、町の役場のほうがそういう考え方かもしれませんけど、これは世間一般では通用しないことなんですよ。そこを踏まえて、現在でも問題なんですよ、これは、現在でも。

だから、今でもどうかせんといかんわけですよ。それをまた令和8年の4月ですか、これからまた向こう4年間やる、こんなことでよろしいんですか。町長、そこをきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

議員から御指摘いただいているのは、地方自治法の解釈に関する部分でございますので、地方自治法の今言いました180条の5に抵触するかどうかというのは、少し休憩させていただいてお時間をいただいて、ちょっと確認をさせていただければと思います。議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） じゃあ、ここで暫時休憩を挟みたいと思います。

休憩 午前9時56分

.....

再開 午前9時58分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、議員の御指摘に関してですけれども、いま一度ちょっと調査確認にお時間がかかりますので、まだ任期までちょっとありますから、調べて確認させていただいて、この件については再提案をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 暫時休憩を入れます。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時24分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

このまま質疑を続けます。ほかに質疑ありませんか。白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根です。樋口印刷会社さんですけども、町から受注を何件ぐらい行っているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 数字については、私もちょっと把握はしていませんけれども、例えば学校関係であれば学校経営要綱の、以前ですけども、製本とかをお願いをしていたケースがありますけれども、それ以外にちょっと思いつくところがありませんので、その後、町全体で印刷会社としてどのような件数があるのかっていうのは、ちょっと私のほうでは把握はできていません。申し訳ございません。

○議長（高橋 直也） 案納会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 7年度におきましての件数でございましたら、今、私のほう、会計課のほうで把握しております件数は16件でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 他の印刷会社さんにも受注されていると思うんですけども、件数的には、ほかのところはどのくらいの割合にはなってますか。

○議長（高橋 直也） 案納会計課長。

○会計課長（案納 明枝） すみません、ほかの印刷会社につきましては、印刷会社たくさんございますので、今のところ調べができておりませんが、後ほどの回答はできますが、今のところ分からないという状況でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 1つ、この方が教育委員になられて、樋口印刷会社さんの受注が増えたというような倫理的なところはございませんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほどの件から私が経験するところではありますけども、今現在、学校印刷についてはCD化とか、学校のほうでコピー機とか準備をしていますので、逆に減ってきているのは間違いないというふうに思っており、学校関係では、ないというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論を行います。

本日の質疑等聞いておりましたが、地方自治法180条の5の6項に言う、利害関係者に該当するか否かの答弁が不明確であること。実際に180条に基づく法的な確認がなされていないということが明らかになりました。

また、実際に提案されている方の勤務事業所に対して、7年度も16件等の請負契約があると答弁があったこと。また、教育長からも何か再提案したい旨の答弁がございました。

そういう点から、今回はこの条例案については、一旦否決すべきものと考えます。

仮に、地方自治法第180条に該当しないとしても、実際に教育委員会からの請負のある事業所勤務の方であり、現状としては賛成するに足る心象を形成することができません。何より御本人にとっても、そのような状態で教育委員をお受けになるということは不本意な状況ではないかと思えます。

本案は、本定例会においては一旦否決の上、再度、法の検証を得た上で、例えば次回定例会、それから臨時会招集なさっていただいて構わないと思えます。提案されるべきものだと思います。本件は本定例会においては否決すべきだと思いますので、議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほか討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、同意第1号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立5名]

○議長（高橋 直也） 座ってよろしいですよ。起立者は5人です。議長を除いたただいまの出席議員は10人でありますので、可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対し、採決します。本件については、議長は否決と採決いたします。

安丸眞一郎議員の入場を許可いたします。

〔安丸眞一郎議員着席〕

---

**日程第3. 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○議長（高橋 直也） 日程第3、同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定いたしました。

次の議案に入ります前に、松元企画財政課長より発言の申出がありましたので許可をいたします。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） おはようございます。企画財政課の松元です。

1日目の一般質問の際に、野瀬副議長のほうから補助金についての御質問の中で、大刀洗町補助金等交付規則が各課で所管されている補助金交付要綱等とひもづけられている件数のお尋ねがございました。

各課が所管しております補助金等にひもづけされている要綱等につきましては82件、ひもづけされていないものが20件、合わせて……。

○議長（高橋 直也） 松元課長、今1日目の一般質問と言われましたけども、日付を一応きちんと言ってもらってよろしいでしょうか、いつのことの説明かということで。

○企画財政課長（松元 治美） 12月9日火曜日の一般質問1日目の補助金等についての御質問

でございます。

補助金の交付要綱等についてひもづけされている件数が82件、ひもづけされていないものが20件、合わせて102件ございました。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 次に、村田地域振興課長より発言の申出がありましたので許可をいたします。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課の村田です。よろしくお願いいたします。

一般質問の中の令和7年12月10日水曜日2日目、順番6番、白根議員からの御質問でございまして、外国人居住者との交流は行われているのかの一環にございます。地域振興課、みらい研究所の一環として行っております、外国人との交流の場についての御質問について、再度、御説明差し上げます。

令和6年12月に1回目を開きまして、今までの開催件数は5回、延べ参加者数は58名、うち外国人が9名となっております。

以上でございます。

---

#### 日程第4．議案第41号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 議事に戻ります。日程第4、議案第41号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、再度、担当課長の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、議案第41号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

内容といたしましては、大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

目的といたしましては、第1条、この条例は、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関して、必要な事項を定めるものとなっております。第2項で、町が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関して、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例を定めるところでございます。

第2条で、用語の定義といたしまして、1号から8号までの用語の意義を定めております。

また、第3条では、旅費支給に関しまして定めておりまして、第7項で、旅行の役務提供者への直接支払いができるということを定めております。

次に、第4条の旅行命令等につきましては、次の各号に掲げる旅行は、当該区分により、旅行命令者の発する旅行命令または旅行依頼によって行われなければならないということで、第1号と

いたしまして、前条第1項の規定に該当する旅行を旅行命令、第2号といたしまして、前条の第4項の規定に該当する旅行を旅行依頼という形で定めております。

また、第4項につきましては、旅行権者は旅行命令等を発し、その変更をするには、旅行命令簿または旅行依頼簿にて規則で定める事項の記載または記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に該当事項または記載または記録をするいとまがない場合には、この限りではないということを定めております。

第5条といたしましては、旅行命令等に従わない旅行という形で、旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合に、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならないこと。また、そちらの変更については、速やかに行うことなどを規定いたしております。

第6条の旅費の種目……。

○議長（高橋 直也） 松元課長、これ初日と同じ説明内容じゃありませんか。今、言われていることは。この間、全協で説明されたポイントを言っていたらいいかなと思っただけなんですけども。

○企画財政課長（松元 治美） 分かりました。

それでは、改めましてポイントの説明をさせていただきます。

大刀洗町職員等の旅費に関する条例につきまして、条例名には、条例名に「等」を追加いたしまして、特別職等の職員以外の者にも対象であることを明確化させていただいております。

次に、第1条の目的で、国の構成に併せまして、対象者を職員等と明確化。第2項で、職員及び職員以外の者への適用根拠を規定をいたしております。

第2条の用語の定義といたしまして、用語の定義を追加、旅行役務提供者の新設、現行の旅費制度では旅行代理店等の活用が想定されておらず、原則、旅行した職員本人のみが旅費の請求主体、受給対象とされております。旅行役務提供契約を結びまして、当該契約に従ってこれらの者が旅行に係る役務を提供した場合には、町は旅行者に対する旅費の支給に加えて、旅行役務提供者の契約に基づきまして、旅費に相当する金額を直接支払う。これらの者に支払うことができることとなっております。

第3条の旅費の支給でございますが、旅費の支給のできるケースと支給対象者等についてを規定をいたしております。

また、第4条、旅行命令等につきましては、「出張命令」から「旅行命令」に変更、また旅行命令、旅行依頼に該当する旅行を明示しております。口頭による旅行命令の場合の確認手続等を明確化するなど、字句の整理をいたしております。

第5条、旅行の命令に従わない旅行については、「出張命令」を「旅行命令」と改正いたして

おります。

第6条、旅費の種目でございますが、こちらのほうにつきましては、「日当、食卓料」を廃止いたしまして、宿泊に伴う雑費といたしまして、「宿泊手当」を新設いたしております。車賃をその他の交通費に統合整理、パック旅行等に対応するために包括宿泊費を新設、国の制度に併せ、転居費、着後の滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当を新設いたしております。

第7条、旅費の計算でございますが、旅費の計算の原則を実費弁償と明記いたしております。

第8条の旅費の請求手続にいたしましては、旅行者が旅費の精算をしなかった場合に、旅費の受給をした旅行者の給与から、概算払いに係る旅行額の当該過払い金に相当する金額を差し引かせることを明記いたしております。

第9条、鉄道費でございます。内国旅行における急行料（座席指定料金も含まれます）の支給について、現行の距離による制限を廃止いたしまして、旅行の実情に応じて、公務上必要であれば支給できることといたしております。

第12条で、その他の交通費といたしまして、現行の国内旅行における1キロ当たり37円を廃止いたしまして、実費支給といたしております。

また、路線を定めて定期的に運行する乗合バスの運賃については、一般的に利用が想定されている公共交通機関に係る旅費として推定されることから、その額を支給することとしております。

また、それ以外のタクシーの運賃、その他の旅客運送に係る運賃、レンタカーの賃料、その他の移動に直接要する費用及びこれらに付随する費用については、旅行の実情に照らして公務上必要である場合には支給可能といたしております。

13条の宿泊費につきましては、宿泊費は定額支給方式を改めまして、上限付実費支給方式といたしております。

14条の包括宿泊費につきましては、交通費と宿泊費が一体となったパック旅行等に対応するため、包括宿泊費を新設いたしております。これにより、旅費の軽減が期待できる多様なサービスの利用可能といたしております。

第15条の宿泊手当でございます。旅行中の雑費弁償であった日当及び食卓料を廃止いたしておりますので、現行の日当については、昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費とされておりましたが、昼食代については通常勤務時でも必要となることから、費用から支給しないものと整理いたしております。宿泊に伴う雑費を弁償するものとして、新たに宿泊手当を創設、定額で支給することといたしております。

16条の転居費、17条の着後滞在費、18条の家族移転費、19条の渡航雑費、20条の死亡手当、21条の退職者等の旅費については新設いたしております。

第22条の証人等の旅費につきましては、証人等の実費弁償に関する条例を廃止をいたす予定

でございます。

第23条の遺族の旅費につきましても、第24条、旅費の支給額の上限につきましても、新設となっております。

第25条の旅費の調整につきましては、条例第25条第2項に該当するものとして規則に制定いたしております。

以上が、改正のポイントとなっております。

○議長（高橋 直也） これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 個人のクレジットカード使用については、禁止すべきであると私は思っております。この条例の中に、クレジットカードの利用についての明記がされていませんが、それはどうしてでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 旅費の支払いにクレジットカードを使用するかしないかについては、運用上の手続と思っておりますので、そちらのほうで定める形とさせていただきます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑はございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今、何か提案理由を丸ごとやり直したようにお見受けいたします。そうであれば、会期を延長して、自由討議の時間をいま一度いただきたいと思うんですが。

それはともかくとして、ちょっとやはりここ1年間、実際にはここ数年間行われてきた正常ではない事務処理が、百条委員会によってようやく明らかになりつつある中で、このタイミングでこの条例をお出しになるということに私は非常に疑問を抱かざるを得ません。

1つ、まず事実を確認したいんだけど、あなた方は昨年末から、管理職である課長が複数回にわたり証拠書類を偽造して宿泊費を不正受給し、町長らはそれらを再調査もせず放置、あるいは再調査を拒否し、百条の調査によって余罪がようやく明らかになりつつある。そのことは当然御存じですよ、町長。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

旅費の宿泊費の宿泊証明を自作した件があったということで、百条委員会で今審議をされていることは当然承知をしておりますし、それを踏まえ、町としましても、職員分限懲戒審査委員会で過去の事例も含めて再調査を今実施をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。さらには、この証拠書類を偽造した課長本人から要求され、決裁文書を改変し、宿泊の証拠書類もなく、宿泊費を請求できるように留意点を緩和し

た。そのことも心当たりありますよね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、当該課長のほうから庁議において、旅費の証拠書類の取扱いについて提案があったというのは承知をいたしてございます。また、それについては、それを踏まえ、庁議において、あるいは旅費制度を所管する課との協議において、これまでどうすれば実態に即して、あるいは望ましい旅費制度になるのかというのを町としても検討し、今回もこの旅費の条例の全部改正に併せ、今、規則あるいは留意点等を再度改め直しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 実際に留意点の改変によって、当該課長が証拠書類なしに宿泊費を支出するよう、会計課に強要したという事実が明らかになりつつあります。ここは当時の会計課の担当によって、これ以上の不正な支出を防止できた。これは非常に大事な点だと思います。

先ほど今町長がおっしゃったように、こうした一連の不正等や支出の強要等を含めて、どういうふうな今回の条例案にあなた方の、特にとりわけ中枢にいる管理職らの不正を防止するような具体策を上乗せして講じているのか、そこをお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今回の旅費条例の全部改正につきましては、国家公務員に係る旅費制度が全面的に改正されたことに伴いまして、本町の条例を国家公務員の旅費制度に準じて改正するのが趣旨でございます。

また、議員のほうから今御指摘があった点については、運用の部分の問題だと思ってございますので、それについては留意点等を職員に対して分かりやすい形で示すということで、今まさに作成をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 留意点の改変に関わった課長や係長が、調査も処分もされずにその職にとどまって、この旅費に関する条例案を策定し、説明する。ちょっと一般の組織では考えられないことだと思います。そこは町長の任命責任が厳しく問われるところだと思います。

ちょっと1つ言いたいのは、現行の条例では、日当や宿泊料や食卓料はどこで定められていますか。条例ですか。それとも、議決の及ばない規則ですか。どちらで定められていますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。執行部、答弁を求めます。執行部。企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 日当、食卓料については、条例の中で廃止をいたしておりますので、条例の中でうたっております。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ、今度この条例の改正案では、改正案が議決された場合、今後の日当や宿泊料、食卓料に相当する費用はどこで定められていますか。これまでと同じように、条例で議決が必要な部分で定めますか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 金額につきましては、12月1日の全員協議会の資料でもお示しいたしたように、規則のほうで定めた金額をお示したところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるとおりだと思います。すなわち、現行では、これらの費用については議会の議決が必要だったのに、別表で。今後は、議会の承認を経ずに、規則の中で行政が好きに額を設定できるということになりますね。なぜでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

重複した答弁になって恐縮でございますが、今回の旅費の条例の全部改正は、国家公務員の旅費制度が全面的に改正されたことに伴う改正でございます。国のほうから示されている基本的な条例案を基に、今回提案をさせていただいているところでございます。

また、議員のほうから御指摘がありました宿泊料等、日当等について、自由に執行部側の考えで変えられるのかというふうな御趣旨の御質問だと思いますが、これについては基本的に国の制度を準拠しておりますので、国の制度改正、それに併せて、規則等でも改正することになるというふうにご理解してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ、これの国の規則、省令になりましょうか、国の法令、市町村が従う義務はあるのですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

旅費制度を1から10まで全て国と同じようにする義務はないというふうにご認識してございますが、基本的には国家公務員の制度に併せて運用するというのが、通常我々地方自治体のほうで行っている行政の進め方だというふうにご認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 当初から申し上げているように、この大刀洗町行政は、管理職の中核におる者が文書を偽造したり、旅費を不正に受け取った疑いがある。全く信用できない組織じゃないですか。その自覚がないんですよ。

仮に国に基づいてやるのであれば、それより数段厳しいものをあなた方はつくる義務があるは

ずだ。

ところが、この期に及んで、厳しくするどころか、今まで議決が必要だった費用を全て条例から外して、規則の中で好きにできるということですよ、規則にあるということは。議会の議決が一切要らないからね。好き勝手に公金を支出するように、議決から一連の費用を外す。公金の支出が調査にかけられているって、恥ずかしいことですよね。あなた方、お金が扱えてないっていうことを議会から突きつけられているんです。

その期に及んで、さらに議会の議決から金銭の決定を外すと。だから、運用に関しては、細かい部分は規則で決めていいんだけど、そういう幾ら出す、幾ら支払うという点については、あなた方は何の信用もないんだから、せめてこれは条例の中で費用に関する部分はどうすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来、重複した答弁になって恐縮ではございますが、これはあくまでも国家公務員の旅費制度が全面的に改正されたことに伴いまして、それに準じて、他の地方公共団体とも同様に、同様な形の条例を提案をお願いしているものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、他の真面目な自治体と同様では駄目だと言っているんですよ。信用ないんだから。

付言すると、2年前でしたか、校区センターの使用料の改正案をお出しになったとき、担当の課長はずけずけと、議会の議決が必要だと現状に応じた使用料の設定ができない。だから、議決から外すのだという趣旨の答弁を、この議場において堂々発言なさいました。議員個人の名前も出して。これも町長の方針と同じ考えということで受け取ってよろしいんですかね。

それから、先日のまち懇談会の説明資料で明らかになったように、町長とその周辺の一部管理職において、憲法や法令を全く守ろうとしない。あるいは、全く理解できない。さらには、人間の生存権をばかにして、やゆするような、信じられない人間がこの町政を担っているということは、全納税者にとって悲劇でしかありません。私も納税者の一人として、好き勝手にこのように税が使われるのを目の当たりにして、愕然とせざるを得ません。

今回の条例を撤回なさって、少なくとも金銭の支出に関しては、条例で別表で現行どおりうたと。そういう対応が必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来、同じ答弁になってございますが、これはあくまでも国家公務員の旅費制度が全面的

に改正されたことに伴いまして、それに準ずる形で、恐らく全ての自治体において同様の改正がなされるものだと思っておりますが、それに基づいて、今回提案をさせていただいているところです。

それから、先ほど来、平山議員のほうからは、管理職あるいは私も含めて、すごく常識的ではないというか、批判するような発言が続いておりますが、それは平山議員の個人的な思いであって、それがあたかも事実であるように議場で言われるというのは、私はそれはいかがなものかというふうに感じてございます。議員、もちろん議場での発言は自由でございますけれども、やはり議場というのは品位をもって発言すべき議論の場だと思いますので、その辺はどうか十分に御留意をいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 人間の生存権すら否定するような品位のない方々に対して、できる限り品位をもって対応したいと思っております。

ただ、あなた方の品位のなさ、それ全部御自身、天に唾するようなことだと思います。あなた方が信じられないような品位のなさですよ。ああいう資料一つを取っても。人間の飯を食うのに、公共が必要なのかなどと、ぬけぬけとおっしゃる。本当に信じられない思いです。

そして、その延長線上に、全く同じ延長線上に、今回の条例案があるわけですよ。国がこういうものを改正しようが、全ての自治体がこういうものを併せて改正しようが、この町は違います。全くそれに該当しない。

それをその自覚もなしに、国がやってるからとか、ほかの自治体がやってるからなどといって、この条例をお出しになっていいのか改めて、義務もないわけでしょ。従う義務もないんだから。

だから、あなた方の疑惑も含めた再調査、それから再発防止とかも含めて数段厳しいもの、そして、少なくとも金額においては条例の議決が必要なようにうたうべきではないのかと。私は一有権者として、そう思いますが、改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

国どおりにする義務はないから、好き放題地方自治体が条例をつくっていいとは私は考えてはございません。基本的には国家公務員の旅費制度に準じてつくるのが、通常のやり方だと思っております。

また、私も含めて管理職も含めて、憲法、それから法律を遵守して、行政に日々当たってございます。それを何か生存権を無視するようなやり方でやっているような発言は、先ほど来申し上げておりますが、いかがなものかと思っております。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案、それと関連する条例案がもう一つございます。これに対しても反対の立場から討論を行います。

先ほど来申し上げておるように、当町においては昨年末より、管理職である課長が複数回にわたり証拠書類を偽造して宿泊費を不正受給し、町はそれを再調査もせず、あるいは再調査を拒否し放置し、議会の百条委員会の調査によって、余罪がようやく明らかになりつつあります。

さらには、当該課長から要求され、決裁文書を改変し、宿泊の証拠書類もなく宿泊費を請求できるように緩和した。それに対する調査も処分もなく、同じ担当者がこの条例案を提案し、説明する。本当に信じられないことだと思います。

町長は現在、仮に旅費の改正案を出すに当たり、当然不正の把握や再発防止策、それに伴う厳しい網を条例でかけるべきだと私は思いますが、それに対して厳しい網をかけるどころか、逆に条例案で定めていた日当等の費用を議決から外し、規則へ落とすという改正案を今提案されています。

現行では、日当や宿泊料、食卓料は条例で定められています。ですから、これを改正しようと思えば、議会の議決が必要になります。当然であろうと思います。

ところが、全部改正後においては、日当、宿泊料、食卓料に相当する費用は、議決から外され、これについては今後は議会の承認を経ずに、行政が好きに額を変更できるということになります。この期に及んで、厳しくするどころか、さらに好きに公金を支出できるように、議決から一連の費用を外す。どこまで公金を好き勝手に支出するつもりなのでしょうか。

ちなみに、変なことはしませんと言っても何の担保もありません。かてての問題、宿泊費の不正の問題、それから、我が身の保身のために議会も通さず、1,000万円の予備費を好き勝手に使う。それと同じ流れが、また、この条例で提案されている中身ではないでしょうか。どこまで納税者をばかにすれば気が済むのでしょうか。

さらに、先日のまち懇談会での説明資料でも明らかになったように、憲法や法令を全く守ろうとしない。あるいは全く理解しない。さらに人間の生存権をばかにして、やゆするような、信じられない資料を用いる方が、この町政を担っていることは、全町民にとって悲劇でしかありません。私も納税者の一人として、税が好き勝手使われるのを目の当たりにし、愕然とせざるを得ません。

さて、今回の旅費に関しては、物価高騰などの現状に対する改正は理由があります。現状で、

もし再発防止策も何も作成していないのであれば、せめて物価変動に伴う最低限の金額の修正にとどめるべきであります。

それと、不正が発生した際の返還の請求も当然追加していいです。この点は評価します。

しかし、全体として、本条例案はこれまで町長と一部管理職が一貫して行ってきた流れと同じ、旅費の厳格化どころか、さらに議決から後退させ、議決の及ばない部分で金を好きに決めようとするもので、強い非難に値する条例案と言わなければなりません。

また、この条例案は今議会での議決が必須のものではなく、さらに来年の4月1日施行となっていることから、本定例会において否決したとしても問題の発生しないものであります。

この際、本定例会で一旦否決の上、次回必要であれば、次回または臨時の議会での提出をしていただければいいものと思います。その際は、公金の支出については、規則でなく条例に明記すること。さらに昨年からの旅費の不正問題を踏まえた再発防止策、クレジットカードやデジタル領収書の厳格の運用、出張を管理する部署の設置や出張命令者の責任を厳格化するなど、国家公務員の法令よりもさらに厳しい運用を担保する条例案を再度検討し、再発防止策やそれを踏まえた規則案も作成の上、必要であれば提案していただきたいと思います。

それほどのことをもってしても、中山町政の信頼回復の道は遠く険しいです。納税者の納得のいくものではないことを、せめて今の瞬間からでも自覚して取り組んでいただきたい。それが現在の大刀洗町行政に課せられた最低限の義務であり、納税者に対する義務ではないでしょうか。

本案は本定例会においては一旦否決すべきものと考えます。議員各位の御賛同をよろしく願います。

○議長（高橋 直也） ほか討論ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬でございます。私は今回の条例改正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、今いろいろおっしゃってましたけれども、私は今議会にこの条例案が提出されるというのは、むしろ遅いというふうに思います。これは法令は7年の4月1日ですかね、4月1日ともう施行になってるんですよ。こっだけ旅費について、我が町がいろいろと問題があれば、早速9月議会に、私はこの条例の改正を出していただくものというふうに大いに期待をしておりました。そしたら、それで間に合わないということで、何やってんだということまで言いましたけど、間に合わないということで今議会に提出をされました。これが、まず条例案を提出された根拠というのは、国が改正されたからというのももちろんあるかも分かりませんが、やっぱり大刀洗町の旅費規程というのはなかなか古くて、現実的に合わないというふうに思ってます。

そこで、今回の改正、国はどういうことを考えているかといったら、いわゆるデジタル化の推進に合わせたような手続をやっていただきたいとか、旅行商品や販売方法の多様化とか、交通機

関料金体系の多様化、そういうふうなもの、宿泊料については、やっぱり東京で泊まろうと思っても全然足りないと。地方によっては違うんだということが、国のほうでもいろいろと言われてましたので、そういうものを地域に合わせて改正していこうという立場にあります。ただ、国は、御存じのように法律があってその下に施行令というのがあります。その下にまた施行規則というのがあります。だから、政府が決めるものと省庁で決めるものとそれぞれ細分化されていて、一つの法体系というものが制度化されます。

今回の条例も、これは多分手続法だと私は思ってます。だから、基本的なところは、国がいろいろと各自治体を見ながら、改正すべきところは改正するというで、大きな点は先ほど言いますように実費支給ということですね。実費支給。しかも、違法に請求されたり、精算したら、それが取り戻せる。簡単に条例の中でも取り戻せるというようなことが制度化ではっきりうたわれております。そういうことを踏まえて、実態に合わせて、規則の中できちっとやっていただきたい。先ほど規則があったら好き勝手にしていいようなことを言われましたけど、そうではない。やっぱり条例があって規則があるわけですから、勝手にはできないというふうに私は思います。しかも、規則を決めるからには、我々でもちゃんとそれを理解し、読んで、これは規則を改正すべきじゃないとか、そういうことを議会としても言えるような仕組みをつくってもらえれば、それでいいというふうに思います。だって、こういう物価高騰とかいろんな要因があって、それを臨機応変に対応していくためには、規則の中で適正な執行ができるような体系にさせていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

したがって、今から条例をまず改正をやって、あと規則は、やっぱり各課がいろんな立場がありますから、各課の係員さんまで理解していただいて、規則を事細かに決めていくと。それをみんなで共通して持って、共通認識の下に規則を決めていくと。それでもまた漏れがあれば、細則というものをつくれればいいというふうに私は思いますので、ぜひとも今回の議会では、基本となる、これは手続法ですから、基本となる条例、これはやっぱり改正すべき。私はむしろ遅いというふうに思ってます。こんだけ問題になれば、やっぱりすぐにでも改正すべきだというふうに思ってますので、賛成の立場から、議員各員の賛同をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） ほか討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第41号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立4名〕

○議長（高橋 直也） 賛成4、反対7です。したがって、本案は否決されました。

---

日程第5. 議案第42号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第42号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立5名]

○議長（高橋 直也） 賛成5人、反対6人。したがって、本案は否決されました。

---

日程第6. 議案第43号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第43号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 7. 議案第 4 4 号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第 7、議案第 4 4 号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 4 号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 8. 議案第 4 5 号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及  
び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について**

○議長（高橋 直也） 日程第 8、議案第 4 5 号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合の規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9. 議案第46号 久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第46号久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について採決いたします。

本案は、原案のとおり採決することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第47号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第47号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第48号 町道の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第48号町道の認定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号町道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第49号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第49号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 質問というよりも、ちょっと確認させていただきたいんですけど、ページ数が分かりませんが、地域おこし協力隊の支援金を100万補正を上げてあると思うんですね。これは具体的な説明がなかったものですから、どういう内容なのかというのをちょっと説明いただきたいと思います。ちょっとすみません、ページ数が分かりませんので。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 総務費のほうに組みさせていただいております地域おこし協力隊の起業に関する支援金の100万円でございます。こちら、現在……

○議長（高橋 直也） ページ数が分かれば教えていただくと助かりますが。どこのことを言われているのか。

○地域振興課長（村田 まみ） 紙で7ページとなっております。

○議長（高橋 直也） 紙で7ページ、タブレットで83ページですかね。よろしいですか。続けてください。

○地域振興課長（村田 まみ） 失礼しました。総務省のほうの地域おこし協力隊起業・事業継承支援事業として、任期終了後の定住、定着を促進するために、町で要綱を定め交付をしておるものでございまして、現在、大刀洗町のほうに来ております隊員、山田隊員という者がおりまして、来年度で任期満了となっております。本人は大刀洗町のほうで引き続き定住をし、そこで事業を創出するという旨の計画書が出ておりますので、それに基づきまして町のほうで予算を立てて、こちらのほうを今回の補正予算のほうに計上させていただいたところでございます。

隊員のほうの主な事業目的としましては、大刀洗町で町内企業の人材確保や育成、定着などを支援するものが主な事業内容となっております。ですから、各企業のほうでの人事部門の業務効率化等を目的とした事業を起業するというところで計画はされております。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません、ちょっと聞き違いかも分かりませんが、いつからいつまで、この協力隊の方は大刀洗町に来られて、どういう業務といたしますか、それに携わってあったのかを、もう一回すみません、教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域おこし協力隊の山田隊員でございます。本人は慶應義塾大学の修士課程のほうに所属をしておりまして、修士課程で学びながら、大刀洗町のほうを現場としていろんな研究を行ってございました。現在ですと、主な活動でございますと、町内の企業を全て回って、企業のほうの現状調査した後に、行政と企業が連携してまちづくりに寄与するような仕組みができないかということをご本人研究してございました。

記憶に新しいところでございますと、12月の頭に福祉課のほうと福祉施設、そして町内の運送会社、企業様で連携をしまして、ラッピングトラックのお披露目会等を行ったところでございます。そういった内容で活動してございました。本人は今期3月末で退任となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 私の記憶違いだったら申し訳ありませんが、たしかこれは慶應義塾大学の大学院やったのですかね、に行かれて、修士論文を何か書くというような内容だったように思ってます。多分この支援制度というのは、大刀洗町に在住しておることが一つの条件だったと思いますし、これから大刀洗町で起業するからには、地域おこしに関する企業を起こされるということで、それを支援する意味で、100万円を起業するに当たっての助成をするという、そういうものだったように記憶がありますが。今まで具体的に地域の活動というのは、今おっしゃった内容をされてたということなんですか。それとも、起業を行ってどういう会社というか、企業を今から起こそうとするのか。そこら辺がもう少し説明いただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず、山田隊員のほうでございまして、研究をした後の修士論文に関しましては、議会事務局のほうにも冊子を渡してございますので、ぜひ閲覧をしていただければというふうに思っております。

事業の内容につきましては、先ほど、すみません、説明が足らずに大変申し訳ございませんが、地域の人事部ということで、町で事業を起こしてある企業様のほうを回りまして、人事の足りないところ等をコーディネーターとして入ったりしながら、地域の企業をつないでいくような事業の計画書が出てございます。

もう一つは、大刀洗アグリジョブスペースとして、これはビジネスモデルの予定でございまして、今度は農業と地域の雇用を支援する拠点である拠点づくりを計画しておるところで、例えば企業様の福利厚生として、農業と何かつながることはないかということを引き続き事業として研究しながら、事業を広げていきたいという旨の計画書が出てございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません、ちょっとしつこいようですが。この方、山田さんが起業されるということじゃなくて、いろんな団体を支援していくようなやり方を取られるということなんですかね。私は今まで地域協力隊でやられたことを、この大刀洗町のために自ら起業して、引き続き地域活動をやってこられる。だから、大刀洗町に永住すると言ったらいかんですが、住まわれるとかですね、そういうのが何か条件じゃなかったかなというふうに、国の制度はたしかそうだったと思うんですよね。例えば国の制度であれば、この100万円の財源は、特別交付金で賄うような形になってたというふうに思うんですが、そこはどのような形になるのですかね。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 山田隊員でございます。こちらの事業の内容で計画書が出ている

ところでございます。町の要綱としましては、副議長おっしゃられるとおりで、定住の規則を定めておりまして、3年の定住が条件となっております、3年以内にどちらかに大刀洗町を転出した場合は取消しということで、返金することまで要綱には定めております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） たしかこれは令和4年にこの要綱をつくられたんじゃないかなと思います。今回100万支援するというので、限度額が、たしか国は100万が限度額になってるみたいな感じがしますけど。この方で、大刀洗町としては2人目になるんですかね。2人目というのは、1人目が分かれば、1人目の方はどういう起業されてて、今現在どう活動してあるのかというのが分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらの隊員で2人目になりますかという御質問でございます。副議長おっしゃるとおりでございます、こちらの隊員で実績2人目となっております。1人目の隊員は、町のほうでデザインの会社を立ち上げられまして、そちらのほうで今も多方面にわたって御活躍をされております。大刀洗町のほうでもいろんなデザイン等をお受けになられているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 1人目の方は、多分今おっしゃるように、デザイン関係で地域協力隊においでいただいて、そのままいろんな企業と連携しながら、自ら企業を起こされてるようには伺ってたんですね。だから、これは多分、支援金を使われたんかなというふうに思ってたんですけど。今回の場合は、出だしが修士論文を書くというようなことで、拠点が必ずしもこっちにはないのかなという感じがちょっとしたもんですから、そこら辺、3か月住めばいいということになるのか。支援金を出して、3か月在住すればいいという話ではないような気がするんですけど。そこら辺はどういうふうに考えてあるのか。定住していただけるような話で支援をやりようとしてあるのか。そこをもう一回、確認されてるかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 町のほうで事業の効果、それが町の活性化に期待される効果があるかどうかというところは検証しておりまして、第5次総合計画が掲げる、今回の場合は、産業振興等、にぎわい創出等の地域経済循環の構築に合致するのではないかとということで検討した結果、そうになっておりまして、大刀洗アグリジョブスペースという、これ会社名になるのかどうかまだ、仮称ではあると思いますが、地域の企業と農業者と、また求職者をつなぐプラットフォーム

ホームというものを構築することを目的に起業するというところになっているかと。定住は3年以上の定住というところは確認も取れております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ということは、今はまだ起業されてないというか、いろんなところと連携しながら、地域おこしに活動していきますよと。その方に対して支援をしますよと。そういうふうを考えていいんですかね。必ずしも起業して、自分がどこかの会社で、要はまちおこしのそういう関係の起業をやる方に対して支援をするというふうに考えてたもんですから、いろんなところの団体を支援しながら、それを起業として考えますよというのは、若干違うのかなという感じがちょっとしますので、そこをもう一回改めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 法人格を持って起業するというところまでは、もちろん要綱のほうでは支給要件としては定めておりませんので、本人としては、先ほど申しあげましたような産業振興とにぎわい創出、また、従業員の雇用拡大というところで各社に入りながら、そこでアドバイザー等として地域でいろんななりわいを立てていくというところの計画を受けております。

大刀洗町内は小さな企業も多うございますので、人事のほうがなかなか手薄になるということをどうやらヒアリングで調査して、そこが浮き彫りになったので、そこを補完すべく起業して、そういった事業を行っていくというところで伺っております。こちらは、まちおこしの一環として私どもも捉えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 質問というよりも、むしろ起業という言葉をきちっと定義されたいと思うんですが、要綱やら持ってありますから、それをもう一回チェックしとっていただきたいと思います。起業とはこういうことをちゃんと言うんですよ。だから、別に会社をつくらなくても、個人の企業として立ち上げを行って、いろんな団体との調整をやっていくとか、連携をしていくとか、そういうことを結びつけをやっていくとか、それを起業としてみなしますとか。そういうことをもう少し具体的に決めとっていただいたほうが、あといいのかなというふうに感じますので、よろしく願いしときたいと思います。

質問はこれで終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 同じページなんですけど、83ページですね。2款1項のその下のほうの21目ですか、地域公共交通対策費として、今回補正として156万8,000円ほど組

まれとるんですけども。一つは12節の委託料、これが129万4,000円というふうになります。ここは当初予算でも約1,000万近く、984万円やったかな、これぐらい組まれとったと思うんですけど、今回さらに乗合定額タクシーの委託料ということで組まれとるんですけど、この中身、具体的にどういう、何で129万、130万も組まないかんやったかというところの説明をちょっとお願いしたいんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

今年の4月当初から1台は借り上げ、1台は従来どおりの運行という形で、2社体制で行っておりました。4月時点の利用者なり便数というものが、大体1社の借り上げのほうは206便、もう1社のほうは59便という形で当初始まりましたけれども、実際10月までの実績となりまして、10月の実績といたしましては、4月当初206便だったものが274便と。また、走行距離で支払います便数も、初めは59便だったものが、189便と利用増という形で不足が生じるということで、129万4,000円の増額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 129万の件は了解しましたが、この数字というのは、当初の予算のときに予測できなかったのかどうか。ここをちょっと確認したいんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

今まで昨年度までのやり方と変えたところで、私たちの見積りも甘かったというのと、便数が増額したというところが見込めてなくて、129万4,000円の増額になったと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 甘かったということで、もう少しここはきちんと精度を上げていただきたいというふうに考えますが、この129万4,000円というのは、財源の内訳からいきますと、その他というふうになってますが、このその他とは何ですかね。ちょっとよかったらお願いします。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 129万4,000円につきましては、ふるさと納税の分を使う予定といたしております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 一応ふるさと納税のほうから持ってきたということでございますが、こんだけ予算が増えとるということは、逆に言うと、1人当たりの使用料というのは下がってきとると思うんですが、本年度の目標に対して、KPIに対しまして、先月か、もしくは先々月ぐらいの実績としてはどれくらいになつとるか、もし分かっておられるならお答えをお願いします。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

まだ正確な数字は持ち合わせておりませんが、借り上げという形で金額が上がっておりますので、目標値よりもオーバーしているということは認識しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 大体でよろしいですけど、目標はたしか1人当たり900円でしたでしょう。それに対してざくっと幾らぐらいか。大まかで結構ですけど、分かつとる範囲内でお答えをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 正確な数字というわけではありませんけれども、2,000円から3,000円の間であったかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと私の認識違いかもしれませんが、2,000円から3,000円の間というのは、物すごく離れた数字ですけど、昨年の実績でも1,050円程度だったように理解しておりますけど、2倍から3倍も1人当たりのコストがかかったということですか。そこをもう一回確認させてください。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

そういった形となっております。今、正確な数字ではございませんけれども、昨年よりも増額、増えているということでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 分かりましたけど、ちょっと合点がいかんのですけどね。たしか2回ぐらい前の一般質問したときは、1,000円ぐらいというふうにおっしゃったように理解しとるんですけども、それが2,000円から3,000円というのは、何でそげん急にぼんと上がったんですかね。そこ何か理由があるんですか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 4月から料金の支払い方法を1台借り上げたというところが大きな要因かと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） あくまでそうおっしゃるのであれば、それでよろしいですけど、ちょっと私、合点がいかないので、後日、そのデータベースで確認させてください。よろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 分かりました。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第13. 議案第50号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**  
**について**

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第50号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 議案第51号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第51号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第52号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第52号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第53号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第17. 議案第54号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第53号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第17、議案第54号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括議題いたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。

それでは、日程第16、議案第53号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、議案第53号、PDFでいきますと128ページになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

議案第53号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出。大刀洗町長中山哲志。

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、職員の給与について国との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

国のほうの動きを、簡単でございますが説明させていただきます。

まず、8月7日に人事院は、2025年度国家公務員の給与の改定について、月例給1万5,014円、率としまして3.62%の解消、並びにボーナスを年間4.65月、0.05月分増

加を引き上げるよう、国会と内閣に勧告した次第でございます。11月11日に人事院の勧告どおりに改定を行うことを閣議決定されまして、12月8日、政府は給与改正法案を閣議決定し、国会に提出いたしております。12月11日、法案は衆議院で可決し、参議院に提出されまして、昨日12月16日、法案が成立した次第でございます。

では、新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

PDFでいくと135ページをお願いいたします。紙媒体では7ページになります。

まず、第1条関係でございまして、大刀洗町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。右側は旧、左側が新となっております。ページの下のほうでございます。13条、通勤手当の第2項でございます。

次のページをお開きください。136ページ、紙でいくと8ページになりますけれども、第2項の第2号の部分で、片道10キロ以上15キロ未満につきましては、「7,100円」が「7,300円」、以下、記載のとおりでございまして、スのところでございます。片道60キロ以上につきましては、「3万1,600円」を「3万8,700円」に改めるものでございます。

続きまして、137ページ、紙でいくと9ページでございますけれども、その下段のほうでございます。第19条の第2項と第3項の部分でございますけれども、期末手当でございます。期末手当につきましては、「100分の2.5」を加算するものと改めさせていただいているものでございます。

PDF138ページ、紙で10ページになります。下段のほうでございます。第20条の第2項でございます。勤勉手当でございますけれども、ここにつきましても同じく、「100分の2.5」を加算するよう改めるものでございます。

続きまして、給与法の改正でございます。

PDFでいくと141ページ、紙媒体でいきますと13ページからが新のほうになっております。そこで、高卒者と大卒者の分に説明をさせていただきます。

まず、旧の部分でございます。紙媒体で21ページ、PDFで149ページをお願いいたします。

高校卒業生におきましては、1級の9号のここになります。19万4,500円が現状でございますけれども、新しくなりますと、戻りまして141ページ、紙で13ページのところでございます。1級の9号俸につきましては、20万6,700円、1万2,200円の増額となるものでございます。

続きまして、大学卒業生のものがございますけれども、紙でいきますと22ページ、PDFで150ページをお願いいたします。1級の25号でございます。現行は22万円でございますけれども、今回の改正におきましては、紙媒体で14ページ、PDFで142ページをお願いいた

します。

1級の25号につきましては、23万2,000円、1万2,000円の増額となっているものでございます。

続きまして、PDFでいきますと156ページをお願いいたします。紙媒体で28ページになります。

第2条関係でございます。これからにつきましては、4月1日からの改定という形の中身になってきます。13条の2項、通勤手当でございます。現行につきましては、旧の部分を見ていただくとおり、片道60キロ以上までの区分でございますけれども、次年度からにつきましては、片道60キロ以上から5キロ単位で区分を新しく設けさせていただくような形になっておりまして、新設で8区分を設けさせていただくような形になっております。

最後が157ページ、紙で29ページのところでございますけれども、ナの部分で片道100キロ以上の部分につきましては6万6,400円、こういう形で新しい区分を設けさせていただきます。

続きまして、第19条の期末手当でございますけれども、新しく読み替える部分でございます。19条の第2項につきましては、6月に支給する分は、「100分の125」、12月に支給する分は、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改めるものでございます。

次のページ、PDF158ページ、紙30ページをお願いいたします。

第20条第2項の勤勉手当の部分でございます。これも、6月に支給する場合には、「100分の105」、12月に支給する場合は、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改めさせていただきまして、もう一つが、6月に支給する場合は、「100分の50」、12月に支給する場合は、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものでございます。

附則でございます。紙媒体でいきますと6ページ、PDFでいきますと134ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の大刀洗町職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

給与の内払い、第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

委任、第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規定で定め

るとしております。

続きまして、PDFでいくと159ページをお願いいたします。議案第54号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出。大刀洗町長中山哲志。

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、会計年度任用職員の給与について国及び近隣市町村との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

PDFでいきますと161ページ、紙媒体で2ページお願いいたします。新旧対照表で説明させていただきます。右側は旧、左側が新となっております。

まず、18条でございます。フルタイム会計年度任用職員の期末手当でございますけれども、「100分の125」とあるのは「100分の80」という部分を「100分の126.25」とあるのは「100分の82.25」と読み替えるものでございます。

続きまして、第18条の2、同じく勤勉手当でございますけれども、「100分の105」とあるのは「100分の40」と読み替える部分につきましては、「100分の106.25」とあるものは「100分の40」と読み替えるというふうに改正させていただきます。

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の第27条でございます。「100分の125」とあるものは「100分の80」という部分につきましては、「100分の126.25」とあるものは「100分の82.25」に改めるものでございます。

PDF162ページ、次ページでございます。紙媒体3ページでございます。

第30条、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅費に係る費用弁償につきましては削除、削りまして、次のページ、PDF163ページ、紙媒体4ページでございますけれども、条番号の繰上げとなるものでございます。

PDF160ページにお戻りください。紙媒体で1ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するでございます。

御審議のほうで最後には御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから、議案第53号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

次に、議案第54号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから議案第53号に対する討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 議事進行に関して発言します。自由討議の必要があるのじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 暫時休憩を挟みます。

休憩 午後0時05分

.....

再開 午後0時06分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第18. 発議第5号 「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプ

### の設置についての意見書」の修正について

○議長（高橋 直也） 日程第18、発議第5号「小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置についての意見書」の修正についてを議題といたします。

令和7年第11回大刀洗町議会定例会において議決した意見書について、提出先の行政庁より文言の修正を求められたため修正するものです。タブレットの意見書のとおり修正することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、タブレットの意見書のとおり修正することに決定しました。

---

### 日程第19. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（高橋 直也） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、所管事務調査等の閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第12回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後0時10分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月17日

議 長 高橋 直也

署名議員 中村 竜博

署名議員 平田 康雄